

# 健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年4月15日開催分)

○所管事務報告 10件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	令和7年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画について	1	山浦 福祉管理課長
	2	「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）について	2	山浦 福祉管理課長
	3	ふれあい理美容補助券における自己負担額の増額について	3	喜多 高齢福祉課長
	4	涼み処（クールスポット）の開設について	4	喜多 高齢福祉課長
	5	（仮称）上池台二丁目複合施設（洗足区民センター）基本計画（案）について	5	金子 元気高齢者担当課長
	6	「大田区立高齢者等通いの場整備方針」について	6	金子 元気高齢者担当課長
	7	介護助手導入支援事業の実施結果について	7	松田 介護サービス推進担当課長
	8	生活保護訴訟の上告の提起について	8	富永 自立支援促進担当課長
健康政策部	9	おおた健康プラン(第四次)策定のためのアンケート調査結果及び計画策定について	9	小西 健康医療政策課長
	10	令和7年度予防接種の新規事業について	10	石川 感染症対策課長

令和7年度大田区重層的支援体制整備事業実施計画について

1 策定目的

大田区らしい「地域共生社会の実現」に向けて、分野横断の包括的支援体制を強化する具体的な手段として実施する「重層的支援体制整備事業」の実施計画を策定する。

本区においては、計画を毎年更新し、事業内容等を公表することで、関係機関との連携体制や地域との協力体制を深めていく。

2 計画の位置付け

社会福祉法第106条の5第1項で定めのある「重層的支援体制整備事業実施計画」として策定する。

3 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間

4 主な更新内容

- (1) 令和6年度の部局連携での取組状況等
- (2) 重層的支援体制整備事業のひとつである利用者支援事業に「こども家庭センターの相談支援」を新たに追加
- (3) 「大田区地域福祉計画」の基本目標を達成するための本事業の令和5年度のアウトプット指標

— 令和7年度 —

# 大田区 重層的支援体制整備事業 実施計画



令和7年4月更新

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	重層的支援体制整備事業の概要	2
4	SDGsとの関係	2
5	大田区の重層的支援体制整備事業の考え方	3
6	令和6年度実施を踏まえた現状と課題	4
7	令和7年度に取り組むべき視点	6
8	令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施内容	7
9	今後に向けた当面の検討事項	14
10	計画の進行管理	16
11	大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化	18
12	大田区社会福祉協議会との連携	18
13	重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業	18

# 1 計画策定の目的

区は、重層的支援体制整備事業を実施することによって、包括的支援体制を強化し、大田区らしい「地域共生社会の実現」\*の推進を目的としています。

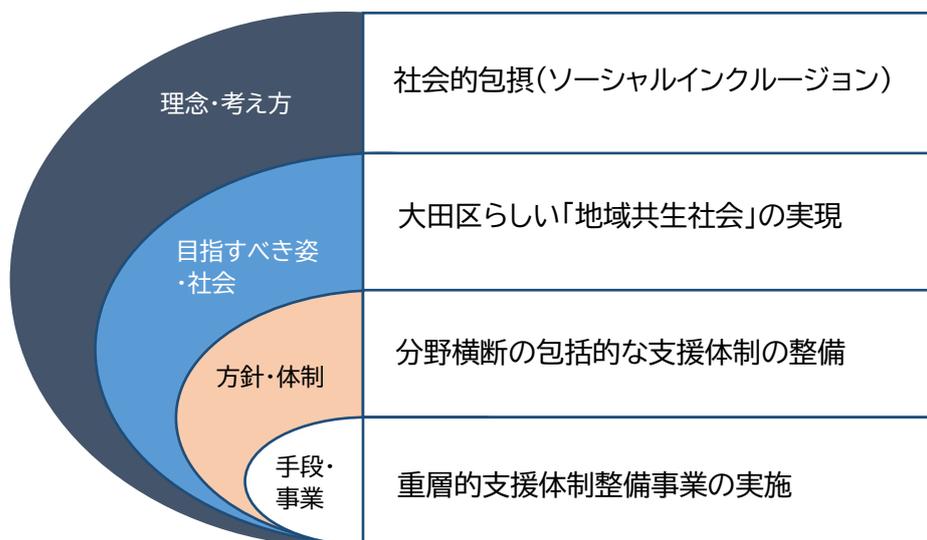
※ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。(平成 29 年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

# 2 計画の位置づけ

区は、大田区地域福祉計画で掲げる「地域共生社会の実現」に向け、分野横断的に包括的な支援体制を構築するための手段として、「重層的支援体制整備事業」を実施します。

社会福祉法(昭和26年法律第45号(以下「法」という。))第106条の5第1項で、『市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、法第106条の3第2項の指針に即して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めるものとする。』と規定されており、本計画はそれに当るものとして策定しています。

本計画により、具体的な区の考えや、事業内容等が見える化し、示すことで、関係機関との連携体制や、地域との協力体制を深めてまいります。



### 3 重層的支援体制整備事業の概要

法第106条の4に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、個別の支援と地域づくりへの支援の両面を通じて重層的な支援体制を整備するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

#### (1) 包括的相談支援（法第106条の4第2項第1号）

本人や世帯の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

#### (2) 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援

#### (3) 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

地域における活動の活性化等を通じた、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する支援

### 4 SDGsとの関係



本計画は、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の17の目標のうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と特に密接に関連します。

本計画を着実に推進し、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整備することで、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度の「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGs モデル事業」にも選定され、重層的支援体制整備事業からは、経済・環境・社会の三側面をつなぐ取組のひとつとして、「おおたフード支援ネットワーク事業」を位置付け実施しています。

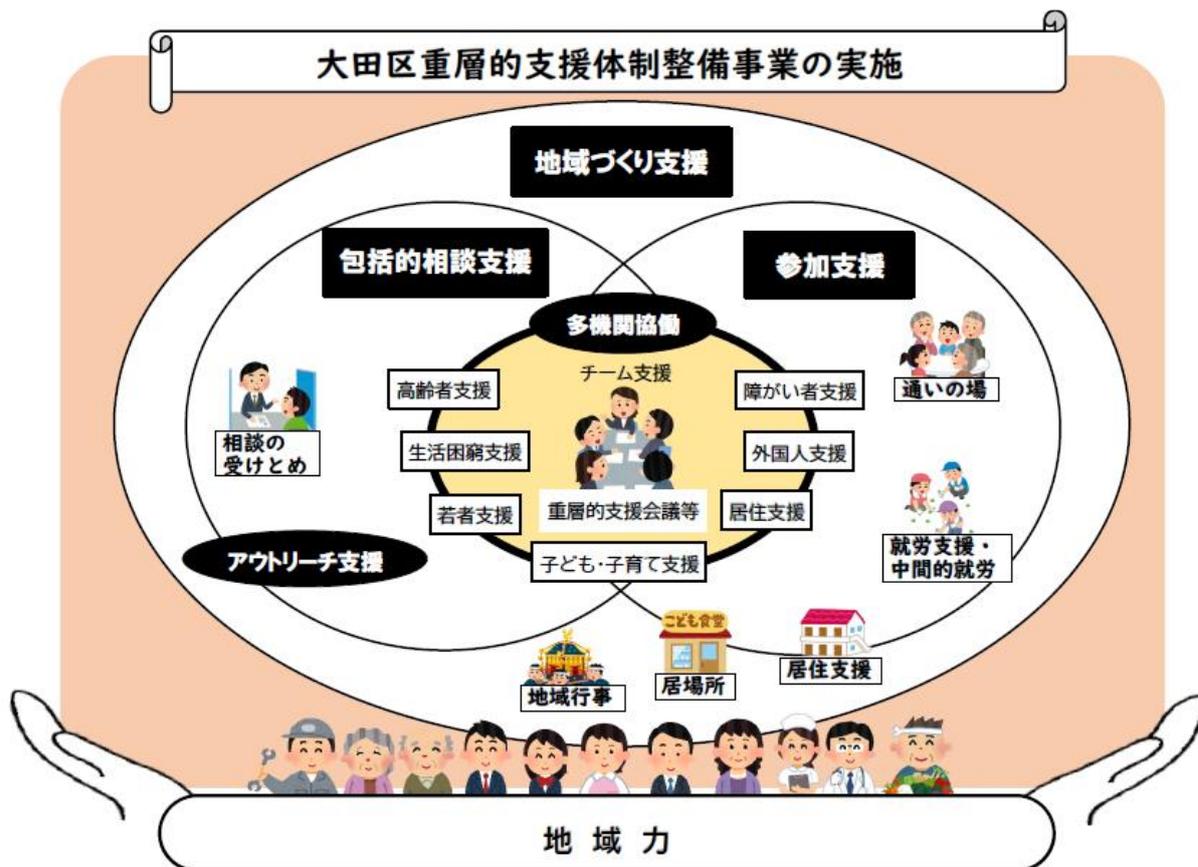


## 5 大田区の重層的支援体制整備事業の考え方

大田区の強みである「地域力」を最大限に活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、分野横断的な包括的支援の体制に再整理して実施します。

区民からの相談は、区の各相談機関がまずは受けとめ、必要な支援につながるよう、支援者間の多機関連携を調整する機能を設置し、包括的なチーム支援の強化を図ります。

多機関連携によるチームの支援力を高めるには、職員一人ひとりの連携の意識をさらに高め、支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていきます。



### ◆大田区が考える「重層的」の意味

- ① 「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の3つの支援を“重層的”に実施すること。
- ② 課題に対して必要な支援サービスを提供するために、支援機関が連携してチームとなって“重層的”に支援すること。
- ③ 区が行う重層的支援とともに、地域住民、事業者、NPOなどの多様な主体が参画し、“重層的”に支えあうこと。

※ 対象となる課題は、複雑化・複合化した課題だけでなく、広く区民が支援者を必要とする課題とします。こうした取組によって、早期把握・早期支援による早期解決の予防的な支援にもつなげていきます。

## 6 令和6年度実施を踏まえた現状と課題

### (1) 包括的相談支援

重層的支援体制整備事業の本格実施の2年目となった令和6年度は、昨年度を上回る各支援機関からの相談と、重層的支援会議を開催しました。

令和6年度は、組織改正によって、地域福祉課に「こころの健康相談担当」を設置したことで、精神疾患がある方の世帯支援が回りやすくなり、福祉と医療の連携の推進にもつながってきています。

重層的支援会議の実施内容では、年代に関わらず、いわゆる8050問題のような親子やきょうだいが抱える世帯全体の複合的な課題が多くありました。

他にも、住環境の悪化によって地域課題化しているいわゆる「ごみ屋敷問題」の事例や、カスタマーハラスメントの疑いがある複合的な課題などでは、学識者や法的な知見のあるスーパーバイザーなどの助言を受けながら、解決の糸口を探る検討を行いました。

包括的な世帯支援を検討する中で、ご家族の中にいる支援のキーパーソンとなっていた方自身も、実は支援が必要な当事者の疑いがある場合が見えてくることがありました。複合的な課題を抱えた家族の中には、本来支援が必要であったかもしれない方が、適切な支援につながることなく、発覚が遅れてしまうこともあるため、ヤングケアラーなどのケアラーケアの視点の強化が必要です。

早期に課題が把握でき、重層的支援会議につながったとしても、本人に支援拒否がある場合は、サービスにつなげることが難しく、課題に応じたスーパーバイザー等からの助言もいただきながら、介入の方法を模索しています。

複合的な課題がある方は、複数の支援機関に相談することもあり、各支援機関の相談記録の共有の方法・ルール等の検討も必要となります。令和6年度は、福祉部内の統一の記録方法を検討し、<sup>エフソア イピー</sup>F-SOAIIPを活用した記録の統一化に向けたマニュアル整備を行いました。

### (2) 参加支援

重層的支援会議の対象者など、複合的な課題がある方は、支援者以外との人とのつながりが弱い傾向にあります。

制度によるサービス提供だけでは、十分な生活の安定化が図れない事例があります。

このため、ご本人の希望に沿って、地域や社会とのつながりを支援することが求められます。

参加支援によるコーディネートを行うためには、支援者は、日常的に地域社会とつながることができる居場所などの地域資源を把握し、そうした居場所などを運営する方との関係づくりが必要です。

希望にあった居場所などの地域資源がない場合は、地域づくり支援などとも連携して、新たな地域資源の創出に向けた取組を行う必要があります。

地域社会とのつながりを支援するためには、自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や区民活動団体、企業、事業者などの多様な協力者をさらに増やしていく必要があります。

### (3) 地域づくり支援

コミュニケーションのあり方が多様化し、人とのつながりや、距離感に対する価値観が、人によって違ってきています。

このため、地域活動を活性化していくには、活動への参加方法を工夫し、多様化していくことが求められます。

重層的支援会議で取り扱った事例の中には、個別の対応だけではなく、地域課題として、その方を支える地域づくりの検討が必要な事例も見えてきました。参加支援でも課題としたように、地域の居場所の機能を増やしていく必要があります。

また、大田区地域福祉計画実態調査(令和4年度実施)では、「困りごとがあったときに誰に相談するか」という問いに、区役所等の相談を選択した方は約9%に留まっており、身近な家族や親類、友人・知人が大多数となっています。課題の重度化を防止するためには、区を含めた支援機関が、困りごとを抱えた区民に早期に気付くしくみを、地域づくりの視点でも検討することが必要です。

#### ◆区が考える「チーム支援」とは

区民(世帯)の課題に応じて、関係する各支援機関、多様な地域の関係団体が集まり、支援方針を共有し、互いを尊重しながら、それぞれの役割分担(ポジションニング)に基づき、継続的な支援を実践することを「チーム支援」とします。

## 7 令和 7 年度に取り組むべき視点

「6 令和 6 年度実施を踏まえた現状と課題」から、以下の令和 7 年度に取り組むべき視点を引き続き継続して実施していきます。

### (1) 包括的相談支援

取組の視点	内容
多機関連携による チーム支援づくりの強化	既存の多機関連携の各種調整会議を強化しつつ、重層的支援会議等で編成されたチーム間で、情報共有ツールを活用したコミュニケーションの活性化を図り、チーム支援の強化を図ります。
情報連携の しくみづくりの促進	多機関連携を推進するため、重層的支援情報共有システムを活用した運用の検討を行います。
課題の早期把握・ 早期支援のしくみを整備	既存の支援窓口のしくみだけではなく、早期把握・早期支援に向けた相談の入口の整備を検討します。
支援者のスキルアップ の推進	大田区福祉人材育成・交流センターの機能を活かし、分野や組織に関わらず、福祉に携わる職員の包括的支援への対応力の向上を推進していきます。

### (2) 参加支援

取組の視点	内容
本人を中心とした 参加支援の推進	本人の強みを活かしたオーダーメイドの参加支援を、その後の定着や、自立も視野に入れながら進めていきます。同時に、地域社会とのつながりを継続的に築くための場を見える化し、地域資源の活用や、新たな地域資源の創出の支援を進めます。
重層的支援会議などと 連携したインフォーマルな 支援へのつながりの強化	重層的支援会議での検討において、参加支援の必要性があるとされた場合に、インフォーマルな支援へのつながりを行います。

### (3) 地域づくり支援

取組の視点	内容
地域における支えあいの 創出	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の多様な活動主体の連携と協働の方法を検討し、支えあいの地域ネットワークづくりを進めます。
多様な主体の協力者の 参加の促進	自治会・町会や民生委員児童委員をはじめとした地域住民や、区民活動団体、事業者等の協力者が、支援活動に参加できるしくみを整備します。
地域課題の抽出と共有	重層的支援会議などの個別事例から地域課題を抽出するとともに、関係者間で共有し、必要な地域資源の分析と関係者の連携・協働を進めます。

## 8 令和7年度の重層的支援体制整備事業の実施内容

大田区における包括的支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業の「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的に実施します。

### (1) 区の重層的支援体制整備事業交付金対象事業

法に基づき、区における重層的支援体制整備事業(13事業)を以下のとおり規定します。高齢・障がい・子ども・生活困窮の分野の、「包括的相談支援」や「地域づくり支援」にかかる既存事業の国等の補助金が、「重層的支援体制整備事業交付金」に一本化することで、分野横断的な相談支援や地域づくり支援の事業を実施していきます。

法対象事業		区該当事業	所管課
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	<b>1</b> 地域包括支援センターの相談支援	高齢福祉課
	基幹相談支援センター等機能強化事業	<b>2</b> 大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	障がい者総合サポートセンター
	利用者支援事業	<b>3</b> 妊婦面接・新生児等訪問 児童館の子育て相談 子ども家庭センターの相談支援 保育サービスアドバイザーによる相談	健康づくり課 地域健康課 子育て支援課 子ども家庭センター 保育サービス課
	生活困窮者自立相談支援事業	<b>4</b> 大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの自立相談支援	蒲田生活福祉課
多機関協働事業		<b>5</b> 多機関協働事業	福祉管理課 地域福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業		<b>6</b> 大田区ひきこもり支援室SAPOTAのアウトリーチ支援等	蒲田生活福祉課
参加支援事業		<b>7</b> 地域福祉コーディネート事業	福祉管理課
		<b>8</b> 大田区若者サポートセンターフラットおおた	子ども家庭支援センター
地域づくり支援事業	地域介護予防活動支援事業	<b>9</b> 地域介護予防活動支援事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	生活支援体制整備事業	<b>10</b> 生活支援体制整備事業 地域福祉コーディネート事業	高齢福祉課 福祉管理課
	地域活動支援センター機能強化事業	<b>11</b> 地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	<b>12</b> 子育てひろば	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<b>13</b> おおたフード支援ネットワーク事業	福祉管理課

※(2)区該当事業の内容では、該当する上記**1**～**13**を付番して表記しています。

## (2) 区該当事業の内容

### 包括的相談支援事業 **1** **2** **3** **4**

高齢・障がい・こども・生活困窮などの相談支援事業をはじめとした区民からの困りごとの相談を受ける各支援機関は、まずは、世帯が抱える課題を把握し、必要に応じて関係機関と積極的に連携し、包括的な相談支援を実施します。

法で定められている以下の事業においては、特にこの役割を強化します。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
<b>1</b> 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの相談支援	高齢者やその家族等から介護・福祉・保健等に関する総合的な相談を受ける窓口として、専門職による包括的な支援を実施します。	高齢福祉課
<b>2</b> 基幹相談支援センター等機能強化事業	大田区立障がい者総合サポートセンターの相談支援	大田区における障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、専門家(医師、臨床心理士等)による相談や、地域の相談機関・支援機関との連携強化の取組などを実施します。	障がい者総合サポートセンター
<b>3</b> 利用者支援事業	妊婦面接・新生児等訪問	全ての妊婦に保健師、助産師による面接を実施します。区と妊婦とのファーストコンタクトとして、妊婦面接を行い、リスク把握を行うことで予防的支援の強化を図ります。	健康づくり課 地域健康課
	児童館の子育て相談	地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などの専門知識を有する児童館職員が、子育てに関する相談に応じます。	子育て支援課
	こども家庭センターの相談支援	こども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業や教育・保育施設等の情報提供、及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども家庭センター
	保育サービスアドバイザーによる相談	区立保育園勤務経験のある保育士による相談のほか、家庭の事情等に応じた保育施設や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。	保育サービス課

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
4 生活困窮者 自立相談支援 事業	大田区生活再建・ 就労サポートセンタ ーJOBOTAの自立 相談支援	生活・仕事・住まいなどにつ いての悩みを抱え、経済的に 困っている方に対して、専門 の支援員が一人ひとりに合っ たサポートを行います。	蒲田生活福祉課

## 一体的連携事業

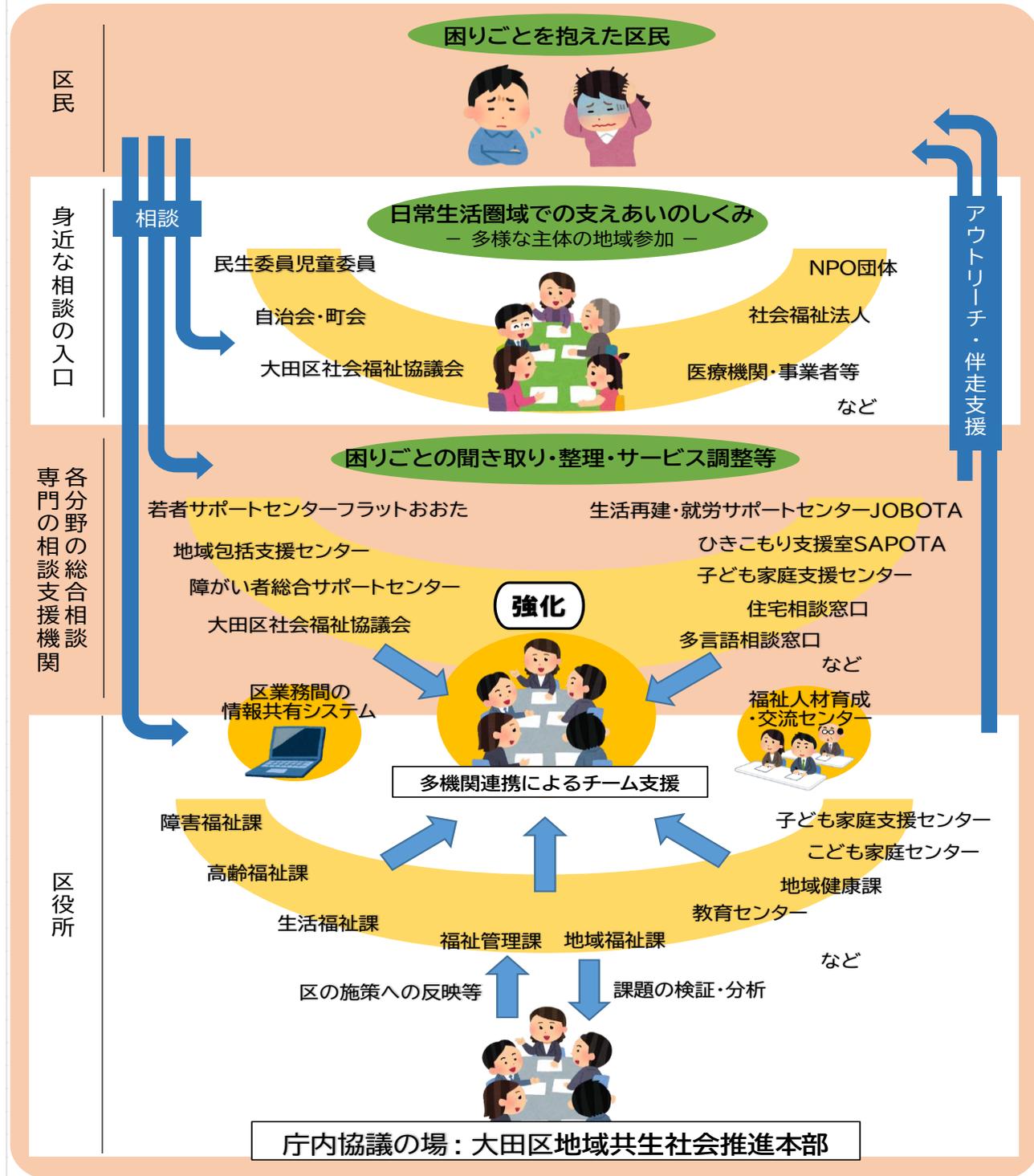
多様な課題を抱えるこども・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、重層的支援体制整備事業とこども・若者を対象とした支援体制が連携して機能することが重要です。子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者総合相談センター(若者サポートセンター「フラットおおた」)では、複雑化・複合化した課題等について、多機関協働事業と連携し、適切な支援につなげる等、重層的支援体制整備事業と相互に連携しながら一体的に取り組みます。

事業名	内容	所管課
大田区若者サポート センター フラットおおた	概ね15歳から39歳までのこども・若者及びその家族を対象に、分野を問わず総合的な相談対応を行うとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 併せて併設の居場所を活用した様々な交流体験等の機会を提供し、参加支援を含め、社会的自立に向けた伴走支援を行います。	子ども家庭支援 センター

# ◆包括的相談支援事業の構築イメージ

## 多機関連携によるチーム支援の強化

既存の各事業においても、関係機関との連携によるチーム支援を実施していますが、さらに分野や属性を問わない支援を強化するため、そのチームづくりをサポートする機能として、「多機関協働事業」を実施します。



## 多機関協働事業 5

各支援機関の包括的相談支援をサポートをし、状況に応じて、分野や年代に関わらず、広く支援者を必要とする課題に対して、チームづくりの総合調整等を行います。

所管課(担当) 各地域福祉課(多機関連携調整担当)

### 重層的支援会議等の実施

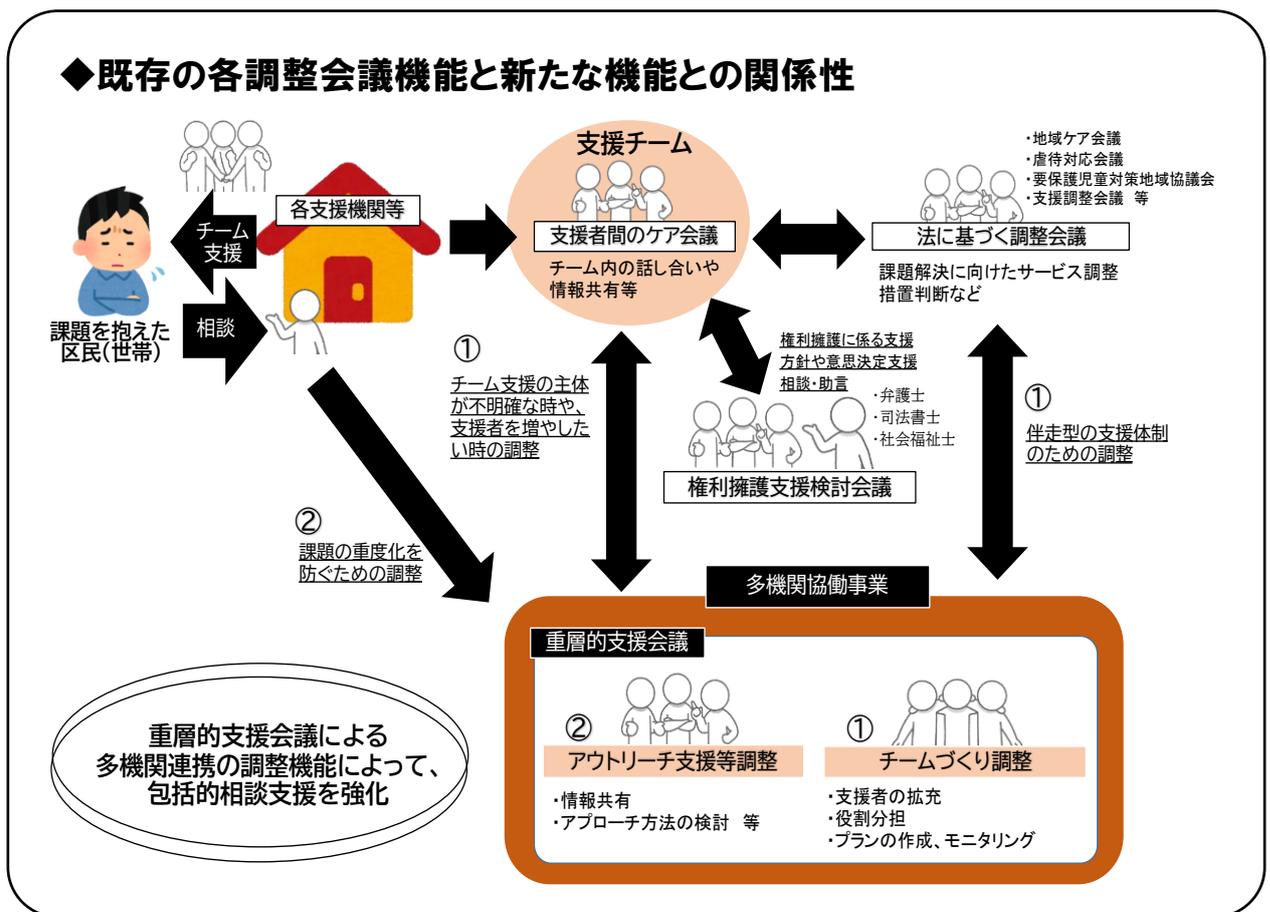
各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段のひとつとして、次の機能をもった重層的支援会議の実施や調整・助言等を行います。

#### ① チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成します。また支援プランのモニタリングを実施します。

#### ② アウトリーチ支援等調整機能(法第 106 条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討します。



## アウトリーチ等を通じた継続的相談支援事業 6

自ら相談の窓口に行けない方などに対して、アウトリーチ等を通じて、本人との関係づくりを行い、適切な支援につなげ、継続的な相談支援を行います。

本人との関係づくりにおいて、関係機関と連携が必要な場合は、重層的支援会議(アウトリーチ支援等調整機能)を活用して、多職種連携によるチームアプローチに取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
6 大田区ひきこもり支援室・SAPOTAのアウトリーチ支援等	本人との関係づくりに向けたアウトリーチ等を行い、本人やその家族に対し、専門の支援員と一緒に考え、伴走支援を行います。	蒲田生活福祉課

## 参加支援事業 7 8

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、包括的相談支援事業の実施とともに、地域社会とのつながりを築くことを支援します。

また、課題に応じて必要な地域資源、居場所などへのつながりや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組めます。

区該当事業	内容	所管課
7 地域福祉コーディネート事業	本人の希望に応じて、社会参加に向けた地域資源へのつながりや、社会参加等の場に定着するまでの支援と、定期的なフォローアップを行います。地域参加・社会参加の場の見える化と協力者の参加促進に取り組めます。	福祉管理課
8 大田区若者サポートセンターフラットおおた	子ども・若者を対象にした居場所を通じ、本人の状況に応じた情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し適切な支援につなげています。様々な交流体験等を通じ、地域参加、社会参加を促進し、社会的自立に向けた伴走支援を行います。	子ども家庭支援センター

## 地域づくり支援事業 **9** **10** **11** **12** **13**

これまでの既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させて、多様な主体が役割をもって参画でき、地域の中で誰もが排除されない風土を形成していきます。大田区の強みである「地域力」を活かして、縦割りでの地域づくりとならないよう、取組んでいきます。

法対象事業	区該当事業	内容	所管課
<b>9</b> 地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア人材の育成研修、地域活動組織の育成・支援等を行います。	高齢福祉課
<b>10</b> 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	高齢者の生活課題と地域資源をつなぐ支援、資源発掘や創出等を行います。	高齢福祉課
<b>9</b> <b>10</b> 地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業	地域福祉コーディネート事業	個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支えあうしくみづくりを行います。	福祉管理課
<b>11</b> 地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター	障がい者の創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害福祉課
<b>12</b> 地域子育て支援拠点事業	子育てひろば	親子で遊びながら親同士、子ども同士が交流し、子育てに関する悩みなど、情報交換を行う場を提供し、子育てに関する相談を行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター 教育総務課
<b>13</b> 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	おおたフード支援ネットワーク事業	地域における生活困窮者やひとり親家庭等への『食』の支援を可能にする基盤をつくり、地域の支えあいのネットワークづくりを推進します。	福祉管理課

## 9 今後に向けた当面の検討事項

「7 令和7年度に取組むべき視点」のうち、単年度では解決が難しい課題について、引き続き次の4つのテーマを検討していきます。

### (1) 相談の入口と出口の整備

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重層的支援体制整備事業における相談の入口と出口の整備として、区民の困りごとに早期に気づき・つなぐしくみづくりや、地域社会から孤立することがないように、地域力を最大限活かした包摂的な地域づくりの強化を検討します。</li> <li>● 大田区社会福祉協議会とも連携しながら、地域活動の好事例をもとに、今後の方向性を検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談の入口と出口の整備について、地域力推進課、特別出張所及び福祉管理課のほか、令和6年度は新たに地域福祉課を加え、情報共有及び今後の方向性を検討しました。</li> <li>● 特別出張所等の職員が多機関連携による支援体制について理解し、区民の困りごとに「気づき」、適切に関係機関に「つなぐ」ため、重層的支援体制整備事業に関する研修を2回実施しました。</li> <li>● 特別出張所の入口・出口機能の強化に向け、多様な人材・団体を巻き込んだ各地域における取組事例を共有しました。</li> </ul>	<p>地域未来創造部 福祉部</p>

### (2) 精神疾患のある方や精神に課題を抱える方への支援のあり方

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神疾患のある方への支援の課題を整理し、医療に加え、必要な支援・サービスにつなげる支援策を検討します。</li> <li>● 精神に課題を抱える方へ支援のすそ野を広げ、相談のマンパワーを増やす検討を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和5年度の検討を経て、精神疾患のある方への相談機能を地域健康課から地域福祉課へ移管して、相談と申請機能を一元化しました。このことにより、重層的支援会議等において、医療機関との連携が増え、必要な支援サービスにつながるなど、福祉と医療の連携の強化が図れました。</li> <li>● 係長級の検討部会を開催し、今後の検討の方向性の案として、「切れ目のない支援の実現」、「多機関連携による支援の向上」、「地域資源を活用した相談体制」の3点に整理しました。</li> </ul>	<p>福祉部 健康政策部 こども未来部</p>

### (3) ヤングケアラーへの支援体制等の構築

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーの実態調査を踏まえ、庁内連携による適切かつ迅速な支援体制等について検討します。</li> <li>● 早期発見のために、ヤングケアラーへの正しい理解が深まるよう区及び関係機関、区民等への普及啓発に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤングケアラーの実態調査の実施結果について、庁内検討会を開催して関係部局とも共有するとともに、ヤングケアラーへの支援体制について、ヤングケアラー・コーディネーターの設置も含め検討を進めました。</li> <li>● ヤングケアラーに対する理解を深め、課題のあるこどもへの気づきにつなげるため、教育委員会と連携し、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対する研修を行いました。また、こども自身の気づきを促し、相談先につなげられるよう、区立小学校の児童全員、中学校の生徒全員、高校生世代の区民に対し、ヤングケアラーについての周知・啓発を行いました。</li> </ul>	<p>地域未来創造部 福祉部 健康政策部 こども未来部 教育総務部</p>

### (4) 多機関連携のための情報共有のシステム化

検討事項	令和6年度の実施状況	関係部局
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多機関連携を円滑にするために、各業務における重層的支援情報共有システムの活用方法について検討します。</li> <li>● 情報共有するに当たっては、機密情報の管理が重要となるため、取扱いの運用ルールも併せて検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁内各部の記録システムが異なるため、まずは福祉部内において重層的支援情報共有システムの利用を広げるため、情報政策課等と検討を重ね、大田区区民情報系ネットワークと間接的に結合(LGWAN-ASP化)させました。これにより、住記、介護、生保等のデータ連携を実現できるとともに、区民情報系端末からのシステム操作が可能となったことで、さらなる活用の幅を広げることができました。</li> <li>● 支援の質の向上や情報の共有化を進めていくために、支援記録を書く際の統一した記録法を検討しました。検討の結果、福祉部内においては、「F-SOAIIP 生活支援記録法」を活用することとしました。</li> </ul>	<p>企画経営部 総務部 地域未来創造部 福祉部 健康政策部 こども未来部 教育総務部</p>

## 10 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内協議の会議体である「大田区地域共生社会推進本部」で進捗状況の管理を行い、分野横断的な課題への検討・改善を行い、予算を検討し、毎年本計画の内容を更新・公表します。

併せて、地域、福祉、保健医療の各分野の委員で構成される「大田区地域福祉計画推進会議」などでの意見等を、本計画の内容に反映させます。

### (1) 事務局

区長を本部長とし、庁内関係部局の長で組織する「大田区地域共生社会推進本部」の事務局を担い、重層的支援体制整備事業の全体の調整、実施計画の更新等を行います。

所管課	福祉管理課
-----	-------

### (2) 進行管理の流れ

「大田区地域共生社会推進本部」は、以下のとおり年3回程度実施し、実施計画の更新を行います。

	主な内容
第1回	・実施計画に基づく具体的な取組内容の確認
第2回	・事業実施の中間報告 ・新たな課題の抽出
第3回	・新たな課題に対する施策・事業の検討 ・次年度の実施計画の素案の検討

### (3) 評価・検証

区の最上位の指針である大田区基本構想で掲げる将来像や基本理念をもとに、事業目的である「地域共生社会の実現」を掲げる大田区地域福祉計画における施策目標を、本計画においても指標目標とします。

その目標を達成するために、次ページで示す重層的支援体制整備事業が関わる指標の達成状況を確認しながら、進行管理していきます。

また、4ページの「6 令和6年度実施を踏まえた現状と課題」の内容を毎年更新し、次年度の実施内容に反映させ、取組の強化を図っていきます。

大田区地域福祉計画の基本目標と重層的支援体制整備事業におけるアウトプット指標

大田区地域福祉計画の基本目標	法対象事業		アウトプット指標	令和5年度
基本目標1 「つながりを感じることができる地域をめざします」	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	6	ひきこもり支援室SAPOTAにおけるのべ支援件数(うち新規相談件数)	3,917件(199件)
	参加支援事業	8	若者サポートセンターフラットおおたの居場所の延べ利用者数	4,645人
	地域福祉コーディネート事業	7	地域福祉コーディネート事業(参加支援事業)における地域資源等につなげた件数	408件
基本目標2 「誰もが地域に参加できる共生のまちづくりを進めます」	地域介護予防活動支援事業	9	公園体操の指導員への養成講座の実施件数	5件
	地域福祉コーディネート事業	7	地域福祉コーディネーターが地域活動を支援した件数	797件
			地域福祉コーディネーターがプラットフォームの場づくりを支援した件数	108件
	地域介護予防活動支援事業	9	シニアステーション事業の延べ利用者数	110,805人
	生活支援体制整備事業	10	地域資源見える化サイトへの地域資源情報の登録数	561件
	地域活動支援センター機能強化事業	11	地域活動支援センターへのボランティア参加延人数	63人
			地域活動支援センターでの創作活動や生産活動、生活・社会適応訓練、交流会等に参加した利用者数	20,809人
	地域子育て支援拠点事業	12	子育てひろばへのボランティア参加人数	1534人
子育てひろばの利用者数			435,268人	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	13	フード支援ネットワーク事業のフードドライブに参加(食料を提供)した区民の数	4,326人	
		フード支援ネットワーク事業のフードパントリーに参加した団体数	171団体	
基本目標3 「安心して生活できる地域を支えます」	地域包括支援センターの運営	1	地域ケア会議個別レベル会議の検討件数(支援困難ケース、自立支援ケース)	121件
	基幹相談支援センター等機能強化事業	2	関係機関と連携する支援会議に参加した回数	96回
	利用者支援事業	3	妊婦面接の実施件数(うち継続支援の必要な要支援妊婦件数、特定妊婦件数)	4891件(950件)
			児童館の子育て相談の件数(うち発育・発達に関して関係機関につないだ件数)	9,214件(153件)
			保育サービスアドバイザーによる相談件数(うち関係機関から相談につながった件数)	4,786件(382件)
	生活困窮者自立支援事業	4	他の支援機関と連携して支援した件数	554件
	多機関協働事業	5	重層的支援会議の開催回数	87回
多機関協働事業	5	重層的支援会議によって作成したアウトリーチ支援プラン(新規及び再プラン)の作成件数	63件	

## **11 大田区福祉人材育成・交流センターによる支援力の強化**

「地域共生社会の実現」に向け、重層的支援体制整備事業の実施とともに、大田区福祉人材育成・交流センターが中心となり、e ラーニングシステムや研修会、交流会等を活用しながら、区内福祉従事者が様々な垣根を越えて共に学び、高め合いながら、横のつながりを強化していくことで、区内全体の福祉の向上をめざします。

## **12 大田区社会福祉協議会との連携**

重層的支援体制整備事業の目的である「地域共生社会の実現」に向けて、区は地域福祉実践の重要なパートナーである大田区社会福祉協議会と連携・協働して、包括的支援体制の強化を図ります。同時に、制度の狭間への対応や、課題の重度化に対する予防的支援を重視する観点から、互いの強みを活かしながら、本事業を構成する各事業を一体的・総合的に実施することによって、本事業の効果を一層高めていきます。

## **13 重層的支援体制整備事業と関連する区の既存事業**

法で定められている重層的支援体制整備事業と、関連する区の既存事業が連携し、包括的支援体制がより効果的になるよう、大田区らしい重層的支援体制整備事業を実施していきます。

※ 重層的支援体制整備事業と関連する各事業については、分野ごとの法令等に基づき、関係部局で実施し、進行管理をしているため、別途示していきます。

令和 7 年度 大田区重層的支援体制整備事業実施計画

令和 7 年 4 月更新

発行：大田区

編集：大田区福祉部福祉管理課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520

# 「馬込地区公共施設整備」に係る基本構想（案）【概要版】

健康福祉委員会  
令和7年4月15日  
福祉部 資料2番  
所管 福祉管理課

## 整備計画とコンセプト

馬込地区の公共施設については、昭和44年度築の「馬込区民センター」をはじめ、昭和45年度築の「馬込図書館」など、数多くの施設が更新の時期を迎えている。

本構想は、こうした施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れるなど、「大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」に基づきながら、地域ごとのまちづくりを見据え、効果的・効率的な施設マネジメントによって「区民サービスの維持・向上」を目指すもの。

### 整備対象施設

本構想では、老朽化が著しい昭和46（1971）年度以前に建築された「旧旧耐震」の建物を中心に、その周辺施設を整備対象とする。

なお、本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて整備を進めていく。

### ○中馬込地区（二丁目・三丁目周辺）

施設名	敷地面積	延床面積 （※現施設）	用途地域 （※建築率・容積率）	建築年度
馬込図書館	868 m <sup>2</sup>	1,608 m <sup>2</sup>	近隣商業地域 (80%・300%)	昭和45年
馬込特別出張所	895 m <sup>2</sup>	856 m <sup>2</sup>		昭和60年
馬込保育園	1,773 m <sup>2</sup>	818 m <sup>2</sup>	第一種中高層住居専用 地域 (60%・200%)	昭和60年
馬込文化センター	950 m <sup>2</sup>	1,208 m <sup>2</sup>	第一種住居地域 (60%・300%)	昭和54年

### ○南馬込地区（四丁目・五丁目周辺）

施設名	敷地面積	延床面積 （※現施設）	用途地域 （※建築率・容積率）	建築年度
馬込区民センター	1,496 m <sup>2</sup>	1,298 m <sup>2</sup>	第一種低層住居 専用地域 (50%・100%)	昭和44年
南馬込四丁目児童館		224 m <sup>2</sup>		昭和42年
みなみまごめ保育園	1,032 m <sup>2</sup>	936 m <sup>2</sup>		昭和42年
郷土博物館	2,199 m <sup>2</sup>	2,097 m <sup>2</sup>		昭和53年

### コンセプト（案）

#### 1 幅広い世代が利用しやすい環境づくり

- こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
- アクセシビリティの向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
- 利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」

#### 2 「歴史・文化・自然」など 地区の特性に合った施設づくり

- 「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
- 「景観」を生かすとともに「環境に配慮」した施設の整備

#### 3 災害時に備えた防災拠点機能の強化

- 安全・安心なまちづくりの推進
- 災害を想定した機能の充実



## 整備内容（中馬込）

中馬込地区では、区有地に隣接する「東京地下鉄用地（約1,278m<sup>2</sup>）」を活用することにより、可能な限り「仮設建物を建築しない」など、「整備コストの縮減」をはじめ、工事期間中における「継続した区民サービスの提供」を目指している。具体的には、区有地と東京地下鉄用地を活用し、出張所、保育園、図書館からなる「新・複合施設」を整備する。

文化センターについては、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中は「一時休館」とする予定。

### 工事ステップ

#### STEP 1

- 区有地と東京地下鉄用地部分に複合施設を「段階的」に整備
- ※ 右図「赤点線内」
- ※ I～Ⅲ期の対象施設は、今後、詳細に検討する。

#### STEP 2

- 図書館をはじめ保育園や出張所が順次移転

#### STEP 3

- 文化センターの改修工事



### 複合施設を整備する場合のメリット

なお、中馬込地区の公共施設の「整備手法」には、出張所や保育園を「改修」し、図書館のみを「新築」とするといった選択肢があるが、この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となるなど以下の課題が発生する。

- ◆ 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- ◆ 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- ◆ 建築年度が古い図書館の対応が遅延

「複合施設」の整備により、上記「課題の解決」に加え、以下の「メリット」を見込むことができる。

- ◆ 出張所・保育園の「仮設建物」での運営期間の解消
- ◆ 東京地下鉄用地から出張所・保育園部分の坂道の移動の円滑化（高低差の解消）
- ◆ 施設来館者の「交流と賑わい」の創出
- ◆ 新築建物を整備することによる「ZEB基準」の実現

## 整備内容（南馬込）

南馬込地区では、令和3年に「取得した用地（約3,554m<sup>2</sup>）」を活用し、区民センター、保育園、児童館に加え、サテライト図書館（閲覧スペースや貸出窓口を備える小規模なスペース）などからなる「新・複合施設」を整備する。なお、上池台障害福祉会館馬込分場については、本館への機能統合に向けた検討を進める。

郷土博物館については、別途、改修時期を検討することとし、工事期間中は区民センターの建物に仮移転する予定。

また、現在の区民センター及び保育園の跡地については、将来の行政需要などを踏まえ、今後活用方法を検討する。

### 工事ステップ

#### STEP 1

- 取得地に複合施設を整備

#### STEP 2

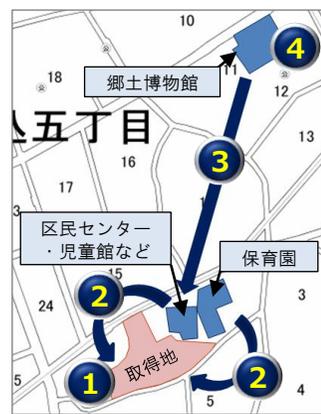
- 区民センターをはじめ、保育園や児童館等が移転

#### STEP 3

- 郷土博物館が、現・区民センターの建物に仮移転

#### STEP 4

- 郷土博物館の改修工事



## スケジュール

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めていく。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い、「工事期間」が「長期化」している。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討する。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

上記スケジュールは、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のもの。両地区での新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手する。

※ 以上の内容は現時点のもの。今後の検討により、整備内容やスケジュールが一部変更となる場合がある。

# 馬込地区公共施設整備

## に係る基本構想

(案)

令和7年3月

大田区

## 目次

<b>1. はじめに</b> .....	<b>3</b>
コラム「基本構想」とは .....	5
<b>2. 地区の特性</b> .....	<b>6</b>
<b>3. 整備対象施設</b> .....	<b>8</b>
<b>4. 整備コンセプト・取組の視点</b> .....	<b>9</b>
中馬込地区の整備概要（案） .....	10
コラム「ZEB <sup>ゼフ</sup> 」とは .....	11
南馬込地区の整備概要（案） .....	13
<b>5. 両地区のスケジュール概要（案）</b> .....	<b>14</b>
コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組	15

# 1. はじめに

## はじめに

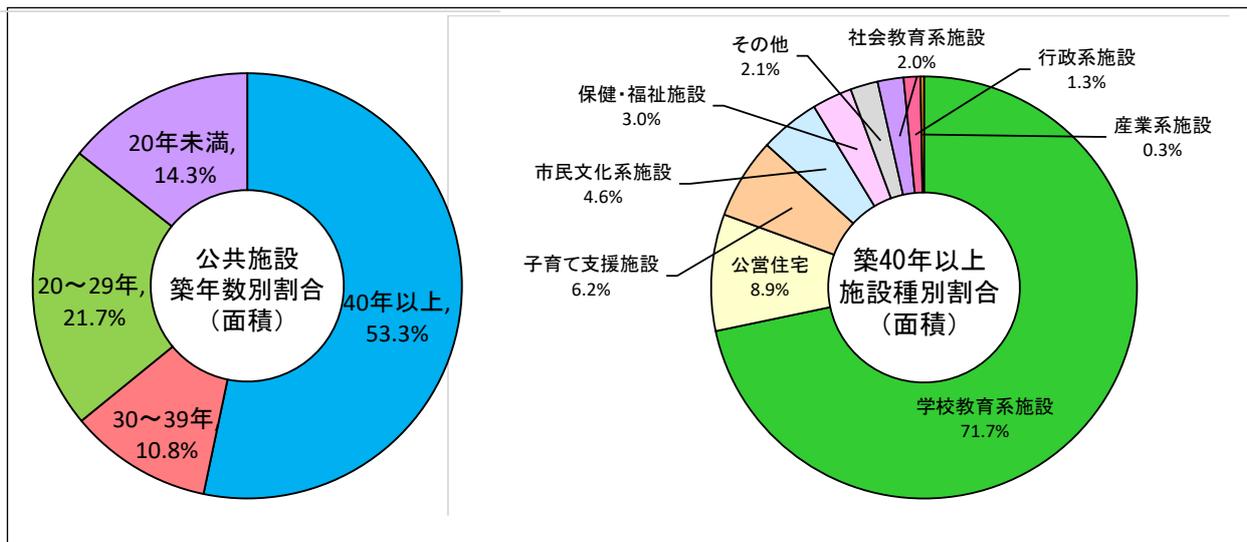
本基本構想については、馬込地区の老朽化した公共施設の更新に当たり、基本的な方向性を定めるものです。区では、公共施設の整備と合わせ、区民や来街者を惹きつける「魅力あるまちづくり」を進めることで、馬込地区の発展を目指しております。

## 公共施設の状況

区が保有する公共施設は、昭和30年代から50年代にかけて集中的に整備されてきました。令和4年現在において、約570施設、延床面積約127万㎡の公共施設のうち、約65万㎡(約53%)が築40年以上を経過するなど、老朽化が進行しております。

区では、こうした現状や新しい行政需要(バリアフリー、少子高齢化、環境負荷低減等)を踏まえながら、『大田区公共施設等総合管理計画(令和4年3月改訂)』に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントに取り組んでおります。

【図1】築年別の整備状況



出典：大田区公共施設等総合管理計画(令和4年3月)

## 総量抑制

社会情勢の変化による床面積の増加や、施設の老朽化への対応に伴う更新費用の増加を踏まえ、区では、『大田区公共施設適正配置方針(平成28年3月)』において、2060(令和42)年度までに公共施設の延床面積を概ね1割程度削減することを目標として掲げております。

このような中でも、区は、公共施設の利便性の一層の向上に努めるなど、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指しております。

## 上位計画における馬込地区の取組

『大田区公共施設等総合管理計画』（令和4年3月改訂）において、馬込地区の取組については、以下のとおり整理しております。

### 馬込地区

#### ◇整備計画

- ・馬込第三小学校及び複合施設  
    《令和11年度竣工予定》
- ・馬込東中学校 《計画中》
- ・馬込小学校  
    《令和5年度増築工事着手予定》

#### ◇更新の検討を要する主な公共施設

- ・馬込区民センター（昭和44年度築）
- ・南馬込四丁目児童館（昭和44年度築）
- ・馬込図書館（昭和45年度築）
- ・郷土博物館（昭和53年度築）
- ・馬込文化センター（昭和54年度築）

#### ◇周辺の公共施設

- ・南馬込児童館（昭和51年度築）
- ・馬込特別出張所（昭和60年度築）
- ・馬込保育園（昭和60年度築）

#### ◇取り組みの視点

- ・老朽化した施設の更新を契機とし、周辺施設の再配置も視野に入れ、馬込地区の特性に合った施設整備を検討する。
- ・図書館のあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・区民センター・文化センターのあり方や将来像を見据えた検討を行う。
- ・各学校の特色や敷地・周辺環境を踏まえた整備を行い、学校教育活動の一層の向上を目指す。
- ・郷土博物館について教育的な効果も含め立地場所や展示内容の検討を行うことで、区民還元や観光資源としての価値向上を図り、回遊性向上を目指す。
- ・子ども・子育て支援新制度を踏まえ、放課後の児童の安全・安心な居場所づくり事業を推進する。  
特別出張所と地域包括支援センターの複合化等による地域力の推進拠点づくりを検討する。  
高齢者に対する相談機能、元気維持・介護予防機能等の充実を図る。



## コラム 「基本構想」とは

本基本構想では、老朽化した施設の整備を契機とし、地域特性や新しい行政需要等を踏まえるなど、地域全体を俯瞰的に捉え、整備を進める公共施設を位置付けます。さらに、設計や竣工後の運営段階までを貫く基本的な考えであるコンセプトを定めます。

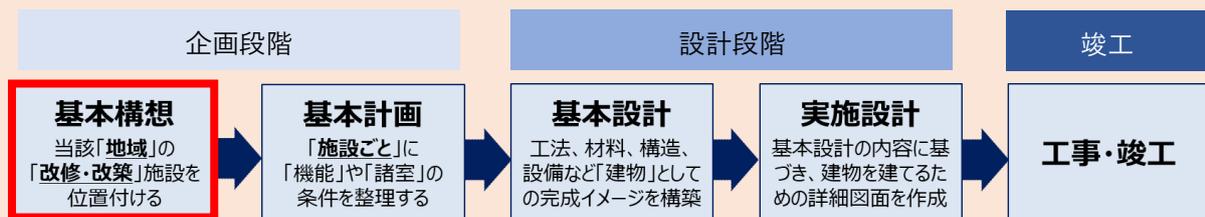
※施設内の具体的な機能などについては、次の取組である「基本計画」で検討いたします。

【図2】本基本構想（整備を進める公共施設）のイメージ

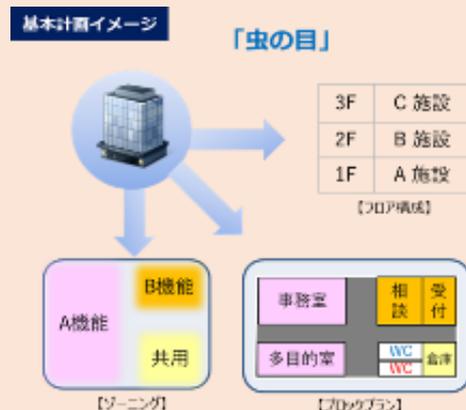


【図3】施設整備までの取組

基本構想は、公共施設整備を進める際の一番はじめの取組です。



- ～ 概略 ～
- ① 基本構想 … 面（地域全体）の検討を行う
  - ② 基本計画 … 点（建物ごと）の検討を行う
  - ③ 基本設計 … 設計の骨組みを作成する
  - ④ 実施設計 … 発注図面を作成する
  - ⑤ 建設工事 … 図面に基づき、工事を行う



## 2. 地区の特性

### 馬込地区の特性

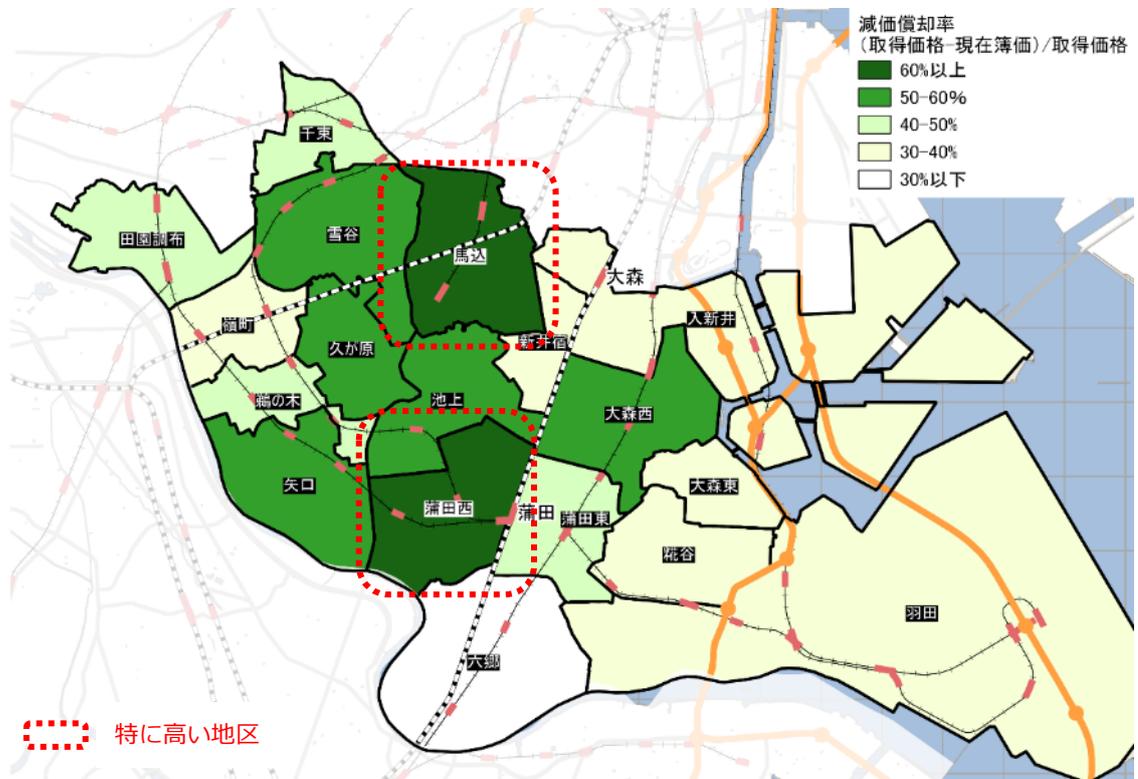
馬込地区は、起伏に富んだ地形で大部分が閑静な住宅地であり、農業を営む生産緑地も点在しております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』の馬込・池上地域の都市づくり方針では、「池上本門寺をはじめとする歴史文化資源や緑豊かな自然環境を維持・保全し、落ち着いた住宅地を形成するとともに、区民や来街者が訪れやすく快適に過ごせる都市づくりを進める」ことが求められております。また、多くの文士や芸術家が住んでいた地域でもあり、「博物館」や「記念館」など、歴史・文化の観光資源と公共施設や商店街などのネットワークを強化し、地域の回遊性の向上とにぎわいの創出を図るとともに、公共施設の効果的・効率的な配置を進めることで、区民や来街者を惹きつけることが求められております。

### 馬込地区の公共施設の状況

公共施設の老朽度合いを18特別出張所管内別でみると、馬込地区は、減価償却率（減価償却率が高いほど、老朽化が進んでいる）が特に高い地区となります。

【図4】公共施設の減価償却状況

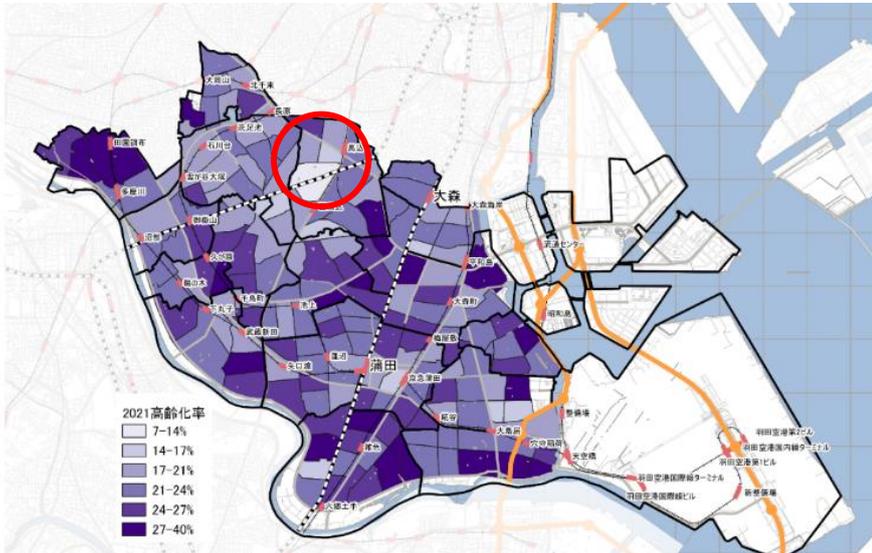


出典：大田区公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

## 馬込地区の高齢化率

区内全域では、住宅地を中心に高齢化が進展していますが、流入人口が多い馬込地区では高齢化率が低くなっております。

【図5】 区内の高齢化率



出典：国土交通省国土数値情報、住民基本台帳（2021（令和3）年1月1日）

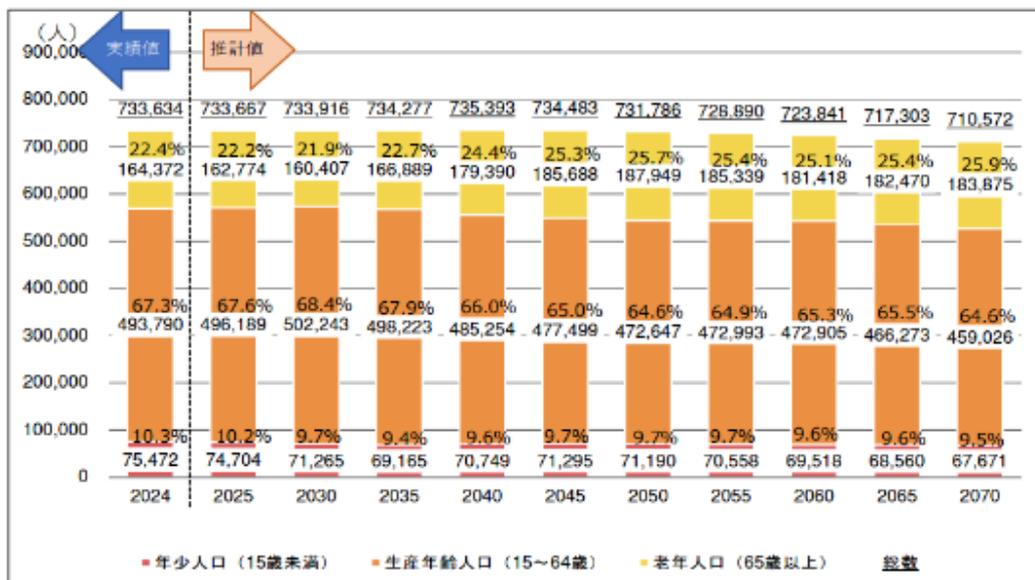
## 区の将来人口推計

区では、新たに2070（令和52）年までの将来人口を推計いたしました。2040年代半ばからは、少子多死による自然減の拡大により人口が緩やかに減少しますが、長期的には70万人の人口規模を維持します。

なお、馬込地区がある大森地域の特徴として、年少人口については、他の地域と比べ、減少の割合が緩やかであることが見込まれております（2024年：25,777人⇒2070年：25,745人）。

※詳細は「大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要：年少人口（0-14歳）\_\_地区別（基本推計）」参照

【図6】 将来人口推計（区全体）



出典：大田区将来人口推計（令和6年4月）の概要

### 3. 整備対象施設

#### 基本的な考え方

区では、『大田区公共施設個別施設計画（令和3年3月）』に基づき、昭和46（1971）年度以前に建築された「旧耐震基準」の建物は、原則、「新築（建替え）」とし、それ以外の建物については、築年数に応じて「改修」するなど、計画的に公共施設の整備を行っております。

この考え方を踏まえ、馬込地区における整備対象施設は、「馬込図書館」と「馬込区民センター」を中心とするとともに、周辺施設の再配置も視野に入れて検討しております。なお、本基本構想に位置付けの無い施設についても、施設ごとの状況を踏まえ、計画的な「施設の保全」に努めるとともに、必要に応じて「整備」を進めてまいります。

【表1】中馬込地区の対象建物概要一覧

	馬込図書館	馬込特別出張所	馬込保育園	馬込文化センター
敷地面積	868 m <sup>2</sup>	895 m <sup>2</sup>	1,773 m <sup>2</sup>	950 m <sup>2</sup>
延床面積	1,608 m <sup>2</sup>	856 m <sup>2</sup>	818 m <sup>2</sup>	1,208 m <sup>2</sup>
築年度	昭和45年	昭和60年	昭和60年	昭和54年
用途地域	近隣商業地域/準住居地域/第一種住居地域	近隣商業地域/ 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域
建蔽率	80%/60%	80%/60%	60%	60%
容積率	300%	300%/200%	200%	300%
高度地区	第三種高度地区 最低限高度地区	第三種高度地区/ 第二種高度地区	第二種高度地区	第三種高度地区
日陰規定	5h-3h/4m	5h-3h/3h-2h/4m	3h-2h/4m	5h-3h/4m
防火指定	準防火地域/防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域

【表2】南馬込地区の対象建物概要一覧

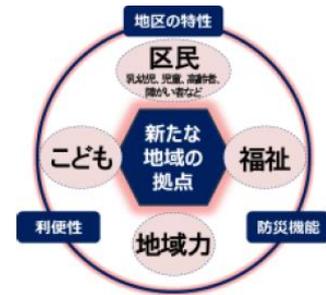
	馬込区民センター※	みなみまごめ保育園	郷土博物館
敷地面積	1,496 m <sup>2</sup>	1,032 m <sup>2</sup>	2,199 m <sup>2</sup>
延床面積	1,880 m <sup>2</sup>	936 m <sup>2</sup>	2,097 m <sup>2</sup>
築年度	昭和44年	昭和42年	昭和53年
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居用地	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%	50%	50%
容積率	100%	100%	100%
高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区
日陰規定	4h-2.5h (1.5)	4h-2.5h (1.5)	4h-2.5h (1.5)
防火指定	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域	準防火地域/新防火地域

※ 「南馬込四丁目児童館」、「上池台障害福祉会館馬込分場」を含む

## 4. 整備コンセプト・取組の視点

### 整備コンセプト

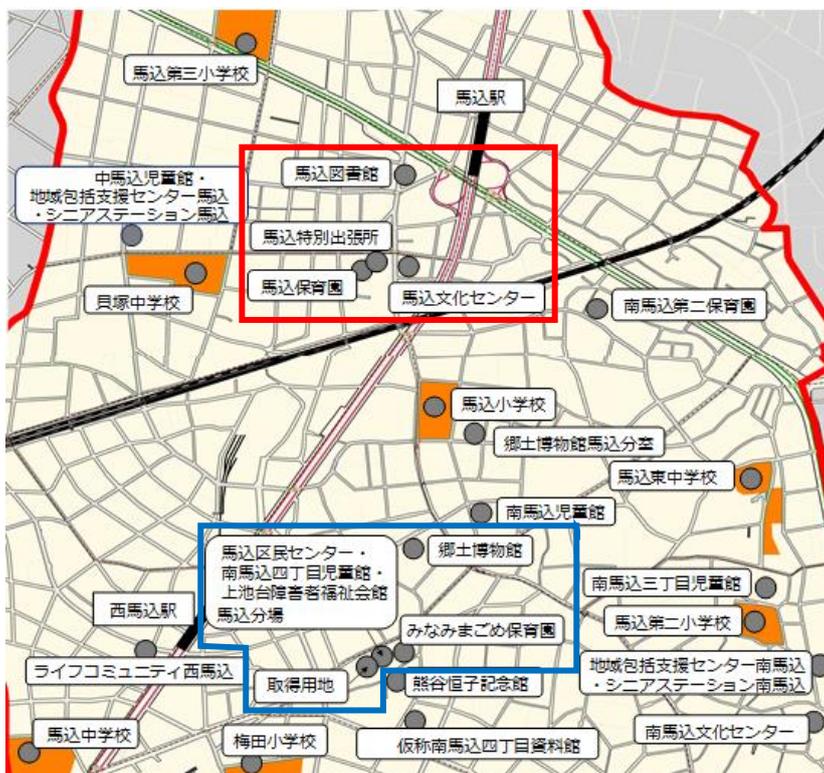
- ① 幅広い世代が利用しやすい環境づくり
  - ⇒ こどもから大人まで「気軽に訪れ、地域交流ができる」場所づくり
  - ⇒ アクセシビリティの向上（高低差の解消）をはじめ、誰もが利用しやすい施設づくり
  - ⇒ 利用実態などを踏まえた「施設機能の再編」と「利便性の向上」
- ② 「歴史・文化・自然」など地区の特性に合った施設づくり
  - ⇒ 「馬込文士村」を身近に感じることのできる機会の創出
  - ⇒ 「景観」を生かすとともに「環境に配慮」した施設の整備
- ③ 災害時に備えた防災拠点機能の強化
  - ⇒ 安全・安心なまちづくりの推進
  - ⇒ 災害を想定した機能の充実



### 2つのエリア設定

馬込地区の中で、特に老朽化している馬込図書館（中馬込）、馬込区民センター（南馬込）を中心に、「中馬込地区」（図7赤枠）と「南馬込地区」（図7青枠）のエリアを設定し、それぞれにおいて検討を進めております。

【図7】現況配置図



## 中馬込地区の整備概要（案）

区では、令和6年9月に、東京地下鉄（株）との間で『財産交換に係る基本協定』を締結いたしました。この協定に基づき、今後、「馬込図書館の土地」と「東京地下鉄(株)用地（約1,278㎡）」を交換する予定であることから、本基本構想では、この土地交換を前提に整備プランの検討を進めております。

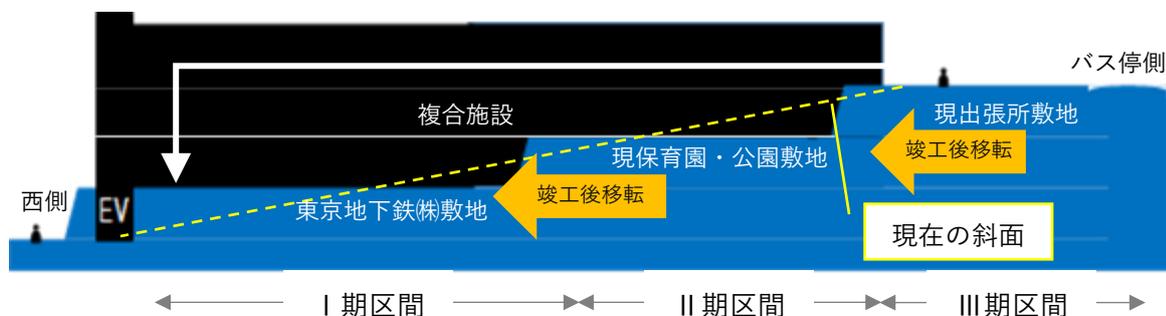
中馬込地区の整備においては、この区有地に隣接する「東京地下鉄(株)用地」を活用することにより、数多くのメリットがあると考えております。例えば、両敷地をまたいで新築の建物を整備することで、建物内の移動により、「坂道の移動が円滑化（高低差を解消）」できる点や、「ZEB基準」などにより環境に配慮した建物の整備が実現できます。さらに、敷地全体を活用して工事を段階的に実施するなど「仮設建物を建築しない」ことにより、「整備費用の縮減」や工事中においても現在の建物にて「継続した区民サービスの提供」を目指します。

このように、中馬込地区では、隣接する土地を活用して馬込特別出張所、馬込保育園、馬込図書館からなる「新・複合施設」を整備するプランを検討しております。なお、新・複合施設においては、馬込地区に多くの文士や芸術家が住んでいたことを踏まえ、現・馬込図書館に存在する「馬込文士村資料室」をリニューアルし、実在する図書の紹介や、「郷土博物館」で保管している関連資料と合わせ、文士の魅力を発信いたします。

最後に、「馬込文化センター」については、別途、改修時期等を検討することとし、工事期間中については、「一時休館」とする予定です。

【図8】 工事ステップ（案）と高低差解消のイメージ

工事については、上記のことを狙いとして、段階的に進めていくことを検討しております。



※Ⅰ～Ⅲ期工事については、今後、詳細に検討してまいります。

【表4】 整備手法（案）

施設名	既存面積	整備手法	備考
馬込特別出張所	856㎡	改築（複合化）	・出張所敷地 895㎡
馬込保育園	818㎡		・保育園敷地 1,773㎡
馬込図書館	1,608㎡		・交換用地 1,278㎡
合計	3,282㎡	-	※以上の敷地（3,946㎡）を活用し、複合施設を整備予定

※ゆうやけ児童公園（466㎡）は、同等面積にて整備予定

## コラム「ZEB」とは

### 【 ZEB (Net Zero Energy Building) 】

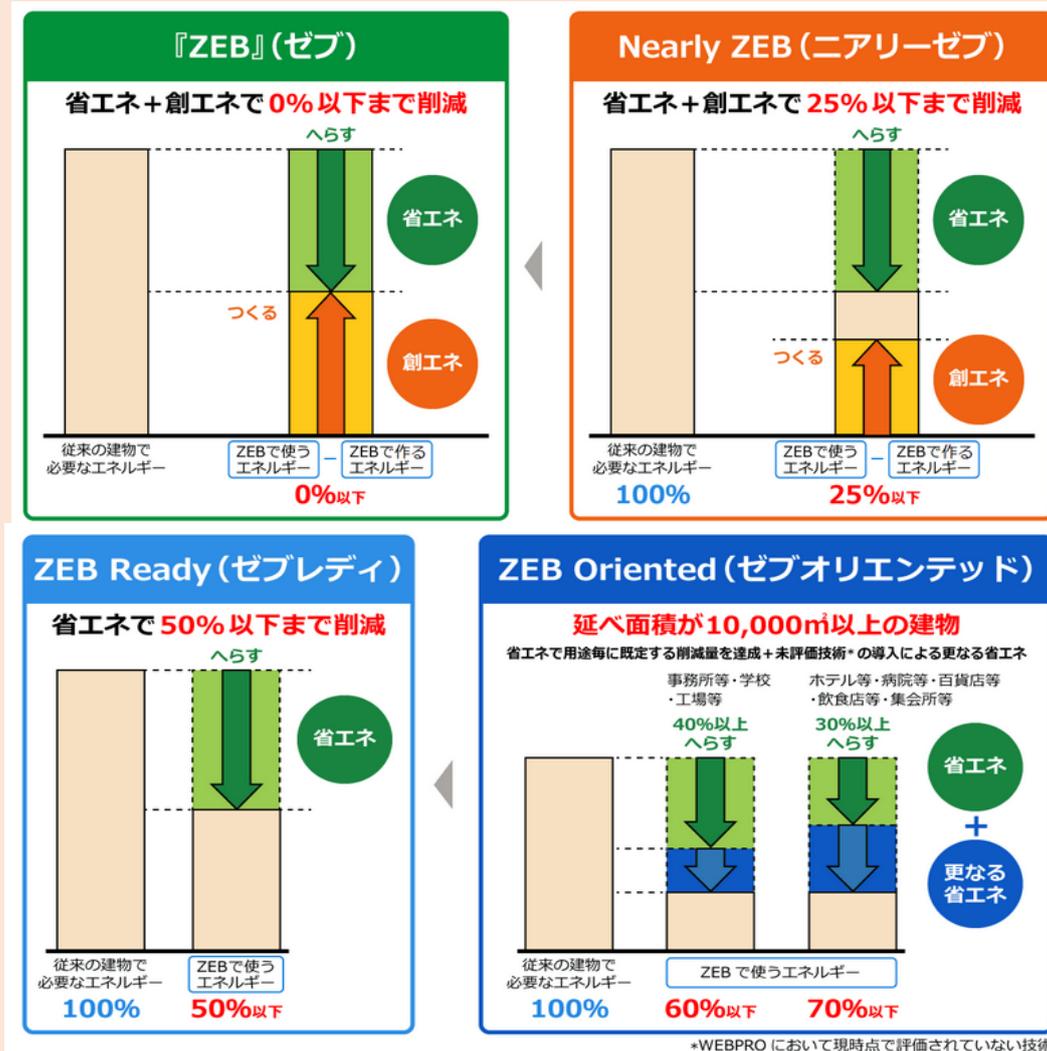
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル<sup>ゼブ</sup>の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の創エネルギーが必要です。そこで、ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されております。

区は、2022（令和4）年3月に『大田区環境アクションプラン』の改定に合わせ2030年（令和12年）までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を表明いたしました。

その実現に向けた環境負荷低減への取組として、今後、公共施設を新築する際には、ZEB（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4種類）の基準を目指し進めます。

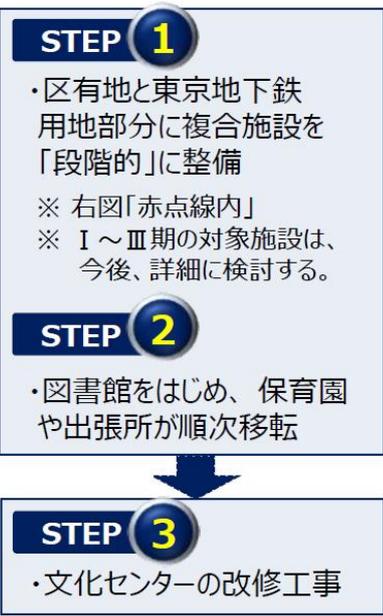
【図9】ZEBの定義



環境省HP『ZEB PORTAL』より引用

## 複合施設を整備する場合

### 工事ステップ

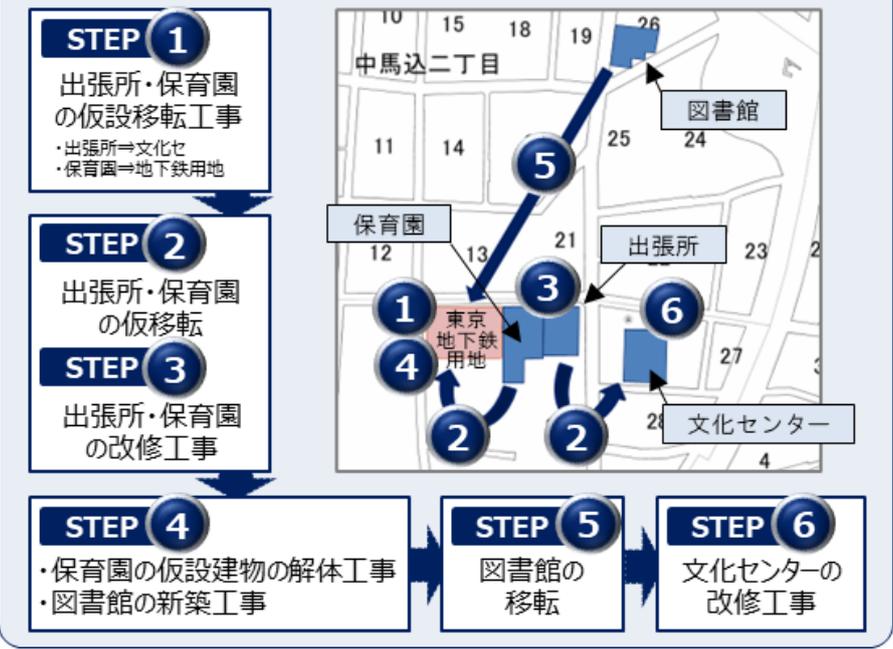


## 出張所や保育園を「改修」する場合

この場合、出張所や保育園の改修期間中に、「仮設運営建物」が必要となり、以下の課題が発生します。

- 出張所の仮設運営に伴う「文化センター」の休館
- 保育園の仮設運営に伴う「仮設運営建物」の建設
- 建築年度が古い図書館の対応が遅延

上記、課題を解決するなど、効果的・効率的な施設マネジメントの観点から、中馬込地区において「複合施設」の整備を予定しております。



## 南馬込地区の整備概要（案）

区では、令和3年2月に、公共施設整備用事業用地として、馬込区民センターと隣接する南馬込四丁目の土地（約3,554㎡）を取得いたしました。本基本構想では、この土地の活用を前提に、整備プランの検討を進めております。南馬込地区の整備については、馬込区民センター、南馬込四丁目児童館、みなみまごめ保育園などからなる「新・複合施設」を整備し、その後、郷土博物館を改修するプランを検討しております。

「馬込区民センター」については、稼働率が高い「体育館」は引き続き整備し、「集会室」などに関しては、現在の利用実態を踏まえ、より多目的な利用が可能となるような多機能化を検討しております。「ゆうゆうくらぶ」の機能については、新施設のロビー空間を有効活用し、引き続き囲碁や談話などができるよう検討いたします。

「南馬込四丁目児童館」については、児童館の利用状況や馬込地区における子育てニーズ等を踏まえ、児童館機能の整備・強化を引き続き検討いたします。

「みなみまごめ保育園」については、新・複合施設への入所を予定しておりますが、私立園であるため、改築手法（複合化もしくは単独で現地改築）については今後、運営事業者と調整を図ってまいります。ただし、いずれの場合においてもこの地で運営継続を図り、引き続き、子どもを健やかに守り育てる取組みを進めてまいります。

なお、「上池台障害福祉会館馬込分場」については、上池台障害者福祉会館（本館）に機能統合する方向で検討いたします。

その他、高低差のある馬込地区において、高齢者や子育て世代の図書館利用が困難な状況にあることから、新たに図書の閲覧スペースと図書館等資料貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）を整備することを検討してまいります。

【表5】整備手法（案）

施設名	現状面積	整備手法	備考
馬込区民センター	1,298 ㎡	改築（複合化）	取得用地（約3,554㎡）を活用し、複合施設を整備予定 ※みなみ馬込保育園については、複合化もしくは現地改築を予定
南馬込四丁目児童館	224 ㎡		
みなみまごめ保育園	936 ㎡		
サテライト図書館	—	本館へ機能統合	
上池台障害者福祉会館馬込分場	358 ㎡	—	
合計	2,816 ㎡	—	

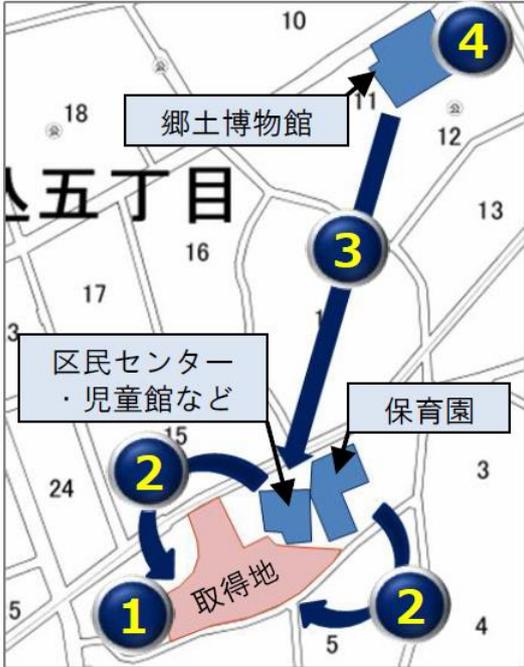
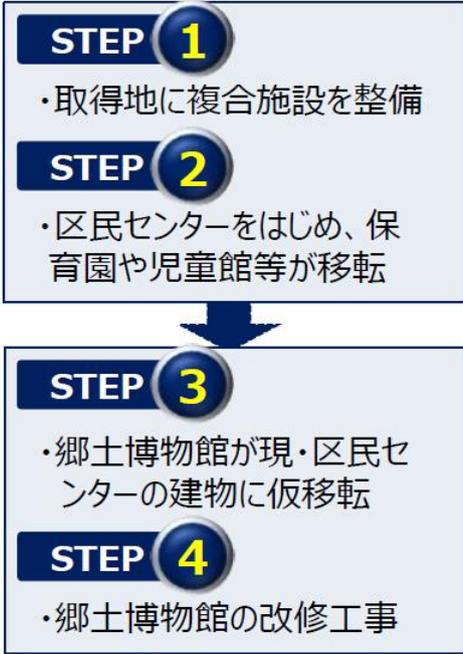
※ 「馬込区民センター」や「みなみまごめ保育園」の跡地活用については、現時点では未定とし、新しい行政需要等を踏まえて、今後検討いたします。

※ 郷土博物館は、現在地にて改修を予定しています（工事中は馬込区民センターを仮移転先として活用予定）。

※ 「郷土博物館馬込分室（昭和40年度築）」については、馬込第三小学校複合施設内（収蔵庫機能）に移転する予定です。郷土博物館馬込分室の跡地については、郷土博物館の改修に合わせて検討いたします。

## 南馬込の整備のイメージ

### 工事ステップ



## 5. 両地区のスケジュール概要（案）

今後は、「基本計画」の策定をはじめ、「設計」や「工事」などの取組を進めてまいります。なお、近年、働き方改革関連法などへの対応に伴い「工事期間」が「長期化」しております。このため、具体的な期間は、「設計」の段階で詳細に検討いたします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度以降 (2029)
計画		設計		新築工事

※ 上記「スケジュール」は、「中馬込」と「南馬込」の両地区共通のものです。  
 ※ 新築工事の終了後、「馬込文化センター」や「郷土博物館」など、「改修」が必要な施設の工事に着手してまいります。

## コラム 回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」への取組

### デマンド型交通・自動運転バス

令和5年7月から令和6年6月において、区と東急バス(株)は、公共交通不便地域（区では、鉄道駅から500m以上かつ、バス停からも300m以上離れている地域を言う）である「池上駅・西馬込駅接続エリア」と「蒲田駅接続エリア」において、「公共交通不便地域の改善」や「多様な移動サービスの提供」を狙いとして「予約制の相乗り型の交通サービス」である「デマンド型交通実証実験」を実施いたしました。今後は、検証結果を踏めて、他自治体での事例等を研究しつつ、その他の手段も含めて公共交通不便地域の改善について引き続き検討してまいります。



また、令和7年1月には、持続可能な地域交通の実現に向けた取組として天空橋駅から萩中公園間で市街地を走行するルートにて「自動運転バスの実証運行」を実施いたしました。

区では引き続き、次世代技術の活用をはじめ多様な交通手段の確保に向け、今後も取組を進めてまいります。



### コミュニティサイクル

一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車（電動アシスト付き）を借りることができ、返却することができるシステムです。都市の新たな移動手段として、国内でも多くの都市で導入されており、区内でも数多く配備をしております。



### 馬込地区の公共施設整備における対応

区では、回遊性の向上に向けた「多様な交通手段」について、ハード・ソフトの両面から検討を進めております。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』における馬込・池上地域の都市づくり方針においては、良好な住環境の維持・保全を図りながら地域内の回遊性を高めて、地域の魅力発信をしていくことが重要としております。このため、馬込地区の公共施設整備に当たっては、これらの多様な交通手段の受け皿となれるようなハード整備について検討してまいります。

健康福祉委員会
令和7年4月15日
福祉部 資料3番
所管 高齢福祉課

## ふれあい理美容補助券における自己負担額の増額について

### 1 概要

孤独になりがちなひとり暮らし高齢者の居場所づくりと外出促進につなげるため、区は対象者に対し、区内福祉理美容店を安価に利用することができる、ふれあい理美容補助券を配布している。

近年、店舗における必要経費が上昇するなか、各店舗のサービス維持の観点から、本事業を無理なく継続していくため、区の補助額と共に自己負担額も併せて増額する。

### 2 開始時期

令和7年4月から（4月21日以降、対象者へ補助券を郵送）

### 3 対象者

ひとり暮らし高齢者登録をしている方のうち70歳以上の方

### 4 自己負担額

1,200円（旧：1,000円）

### 5 利用店舗

（1）区内福祉理容店 約200店

（2）区内福祉美容店 約140店

健康福祉委員会 令和7年4月15日
福祉部 資料4番
所管 高齢福祉課

## 涼み処（クールスポット）の開設について

高齢者の見守り強化策としての熱中症予防事業の実施に伴い、涼み処（クールスポット）を開設する。

### 1 開設期間

令和7年5月15日（木）から10月15日（水）まで  
※施設の開館日・開館時間に準ずる

### 2 開設場所 85か所

特別出張所、地域庁舎、文化センター、区民センター、図書館、老人いこいの家、シニアステーション、大田区産業プラザ PiO、大森スポーツセンター、大田区総合体育館、大田区消費者生活センター、池上会館、大田文化の森、田園調布せせらぎ館、森ヶ崎緑華園、障がい者総合サポートセンター、大田区青少年交流センター、大森北四丁目複合施設  
※文化センター、区民センター及び図書館においてはスペースの都合上、一部開設していない施設もございます。

### 3 対象者

主に高齢者の利用を想定するが、誰でも利用可

### 4 周知方法

区報、区ホームページ、区公式X（旧 Twitter）等のSNS



入口付近に目印の のぼり旗を設置します

## 1 策定の目的

本基本計画は、「(仮称) 上池台二丁目複合施設基本構想」(以下「基本構想」という。)に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とする。

周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「**利用者の活動に資する諸室・施設**」の条件整理を行った。

■基本構想の建替えコンセプト  
『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切に、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

- すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設  
世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。
- 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設  
すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。
- 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点  
施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくります。

## 2 計画地周辺環境の分析

周辺環境とのつながりについて以下のポイントに配慮して計画を行う。



ポイント①  
洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある**本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する。**

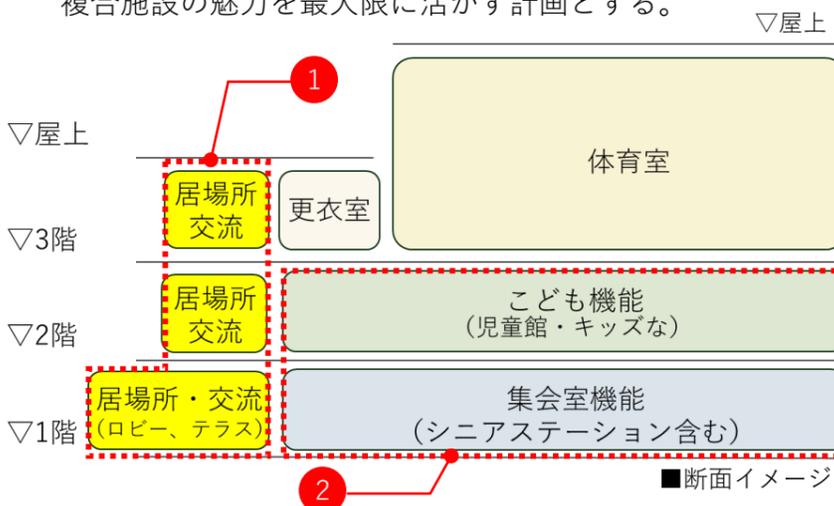
ポイント②  
洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な**景観づくりに配慮する。**

ポイント③  
住宅地の中に立地しているため、音や視線など**住環境等に配慮する。**

ポイント④  
駐車場については既存の位置をベースに**安全性や利便性に配慮する。**

## 3 建物ボリュームとゾーニングの考え方

複合施設の魅力を最大限に活かす計画とする。



【前提条件】  
法規制等により面積・高さともに**既存と同程度の建物ボリュームとする。**

ポイント①  
施設全体で「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現するために、居場所・交流空間に吹抜等を計画し、**つながりに配慮する。**

ポイント②  
機能連携を図りやすくするために、諸室の兼用や利用者層が**類似している機能を同一フロアに配置する。**

## 4 コンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「**利用者の活動**」の**具体化**を図った。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

- ★**居場所・交流機能 (共有空間)** を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。
    - ・居場所 (談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など)
    - ・多世代交流 (季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど)
  - ★**貸館機能 (多目的室)** は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。
    - ・軽運動利用 (フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいらないスポーツなど)
    - ・会議室利用 (フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など)
  - ★**貸館機能 (体育室)** は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画とする。
    - ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど
  - ★**高齢者支援機能 (シニアステーション)** は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。
    - ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など
  - ★**こどもの居場所機能 (児童館)** は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば (※1) や、一般利用 (小中高生)、学童保育事業 (※2) を想定する。
  - ★**子育て支援機能 (子ども家庭支援センターキッズな)** は、子育てひろば事業 (乳幼児親子の居場所) (※1)、相談事業 (子育てや家庭の悩み相談)、ファミリーサポート事業 (ボランティアの登録や相談会)、一時預かり事業 (生後5か月～小学校就学前) を想定する。
- ※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズなの施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。  
※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

## 5 建設中の対応について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとする。

○児童館 (学童保育事業含む) →三本松公園拡張用地の一部

○子ども家庭支援センターキッズな→洗足池児童館の一部

なお区民センター (集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ) の運用は建替え期間中は休止する。

## 6 今後のスケジュール

設計及び建設工事に必要な期間は以下の通り。

※詳細な解体・建築工事スケジュールは基本・実施設計時に詳細を検討する。

	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全体計画	基本構想策定 ○庁内検討	基本計画 ○庁内検討	基本・実施設計 仮設先設計・工事 ★ (予定) 住民説明会 指定管理契約期間					
					解体・建築工事			

(仮称) 上池台二丁目複合施設  
(洗足区民センター) 基本計画  
(案)

令和7年4月

大田区

---

## — 目次 —

1. 事業概要	1
2. 計画敷地概要	3
3. 法的条件の整理、建物ボリューム案	5
4. 施設計画	
(1) 施設ゾーニング案	10
(2) ゾーニングで配慮する事項	11
(3) 必要諸室の整理施設	12
5. 工事期間の検討	13
6. 今後のスケジュール	14

---

---

## 1. 事業概要

### 1-1. 事業概要

既存施設の老朽化に伴い、洗足区民センター及び上池台児童館を建替え、新たにシニアステーションを加えた複合施設を一体で新設します。

### 1-2. 策定の目的

本基本計画は、「（仮称）上池台二丁目複合施設基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、「既存洗足区民センターの建て替え」に向けた設計上の条件となる事項をまとめることを目的とします。

周辺環境の分析、建物ボリュームの検討及び各機能の特性を踏まえたゾーニングの考え方の整理に加えて、基本構想で定めたコンセプトの実現に向けた「施設機能」の具体化を行い、管理運営も見据えた諸室規模や仕様を検討するなど「利用者の活動に資する諸室・施設」の条件整理を行いました。

### 1-3.本施設が目指すべき姿

基本構想では、建替えコンセプトを掲げるとともに、具体的な3つの基本方針を定めています。

基本構想に基づき、『つながる・ひろがる地域の輪』をコンセプトに、区民にとって、安心・安全な居場所であり、主体的な活動ができ、まち全体が活性化する活動拠点を創出します。

また、基本計画では下記のコンセプトを実現するために、具体的な施設の使い方について、条件整理を行いました。

#### 基本構想

### 『つながる・ひろがる地域の輪』

すべての地域住民の人と人の多様なつながりを大切にし、生涯にわたり新たな出会いや発見が地域の力の向上につながる施設をつくりあげます。

#### 1. すべての地域住民の交流の場であって、安全・安心な居場所となる施設

世代や文化、障がい等に関わらず全ての地域住民の主体的な交流が図られる場所として、誰もが自分の居場所と感じられる安全で安心な空間を創出します。

#### 2. 全世代の学び場であって、成長や発見の機会を創出する施設

すべての世代に対して学びを創出する施設であって、地域住民の興味関心が広がり、元気にいつまでも主体的な活動ができる魅力的な施設を目指します。

#### 3. 自然や文化の活力があふれ、まち全体が活性化する地域拠点

施設周辺は、「洗足流れ」をはじめとして自然豊かな環境があり、地域をにぎわす洗足池商店街があります。「洗足池公園」には、歴史や文化が詰まっており、勝海舟の功績や大田区との縁を紹介する「勝海舟記念館」が隣接しています。こうした多様な資源を活用しながら、まち全体が活性化していく施設をつくります。

## 2. 計画敷地概要

### 2-1. 周辺環境について

計画敷地は、東急池上線の洗足池駅から南へ約0.3kmの場所にあります。近隣には洗足池、勝海舟記念館、洗足池図書館があり歴史・文化などの地域資源が豊富な地域となっています。

敷地南西側には「洗足流れ」「桜のプロムナード」があり自然豊かな環境を形成しています。駅や洗足池商店街の賑わいを感じつつ、自然・歴史・文化などの豊かな地域資源を取り込むことができる立地となっています。



### 2-2. 用途地域など

敷地概要は以下の通りです。用途地域が第1種中高層住居専用地域であるため、既存区民センター（集会室、体育室）については既存不適格の状態です。建替えにあたっては、建築基準法48条の許可の取得が必要になります。

住所（住居表示）	東京都大田区上池台二丁目35番2号
住所（地名地番）	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2
敷地面積	2,045.39㎡
地域地区	第1種中高層住居専用地域（容積率200%、建ぺい率60%）、第2種高度地区、準防火地域

### 2-3. 周辺環境とのつながりや重視すべきポイントについて

洗足池駅からの洗足流れ沿い、にぎわいのある商店街、住宅地と、本施設は各方面からそれぞれアプローチしやすい場所であり、人の流れの多い場所に位置しています。特に西角は人の流れの結節点であることから、施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間の創出が大切です。

洗足流れに面していることを活かし、一体的な景観づくりに配慮します。

3面道路ですが、道路幅員も狭く住宅も密集していることから、音や安全性に配慮が必要です。また、斜線制限や日影規制も厳しいことから、部分的に壁面をセットバックするなど建物ボリュームの工夫が必要です。



#### ポイント①

洗足流れ、にぎわいのある商店街、住宅地それぞれからアクセスしやすい位置にある本施設の西側角に施設の顔となる機能や魅力的なアプローチ空間を創出する。

#### ポイント②

洗足流れ沿いの豊かな水と緑を活かし、一体的な景観づくりに配慮する

#### ポイント③

住宅地の中に立地しているため、音や視線など住環境等に配慮する。

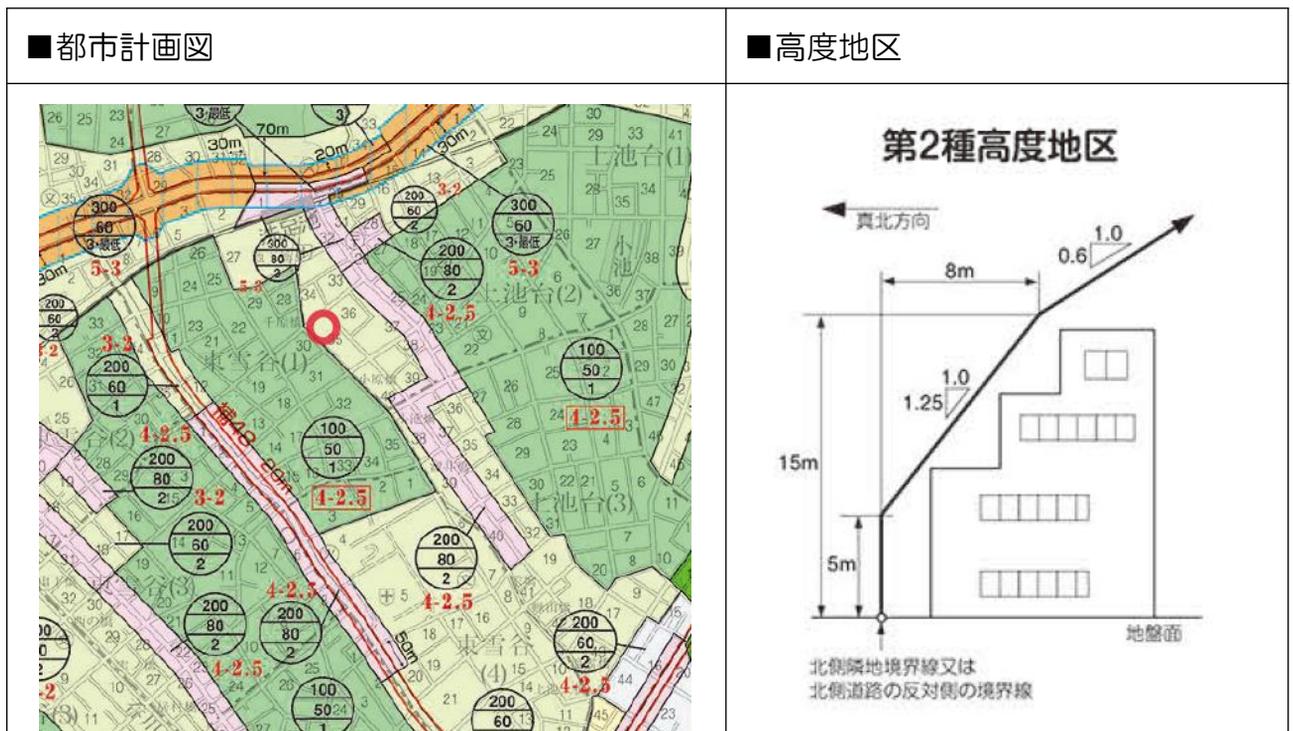
#### ポイント④

駐車場については既存の位置をベースに安全性や利便性に配慮する。

### 3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

#### 3-1. 法的条件

■敷地概要		
計画地	(住居表示)	東京都大田区上池台二丁目35番2号
	(地名地番)	東京都大田区上池台二丁目114-1、114-2
敷地面積	2,045.39㎡	
地域地区	第1種中高層住居専用地域、準防火地域、 第2種高度地区 (H5m+1.25/1、H15m+0.6/1)	
景観計画の区域区分	市街地類型 (住環境保全市街地)	
許容建ぺい率・容積率	80 (60+10角地+10準耐火) %	200%
許容建築面積・ 容積率対象面積	1636.34㎡	4,090.86㎡
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討	
隣地斜線	立ち上がり20m+勾配1.25 ※地盤面0mで検討	
日影規制	3時間-2時間 測定面4m ※平均地盤面0mで検討	



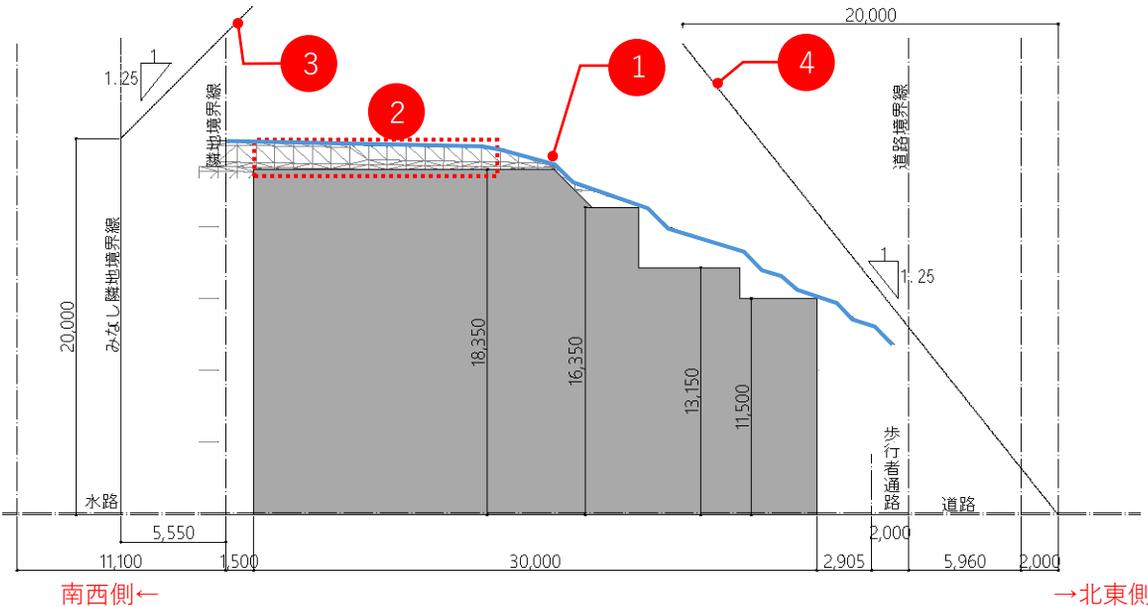
■各種条例基準

<p>緑化（台地部地域）</p> <p>※大田区へ緑化計画書を提出した場合、「東京における自然の保護と回復に関する条例」第14条に基づく東京都への緑化計画書の届出を省略できる</p>	<p>【みどりの条例による地上部緑化基準】 敷地面積（道路拡幅、隅切りを除くこと可能）×（100-80※）×0.01×0.35 ＝敷地面積×7%以上…<b>④</b> ※建ぺい率には緩和も含めることできる</p> <p>【大田区公共施設整備指針第7条による地上部緑化基準】 敷地面積×10%以上…<b>⑤</b></p> <p>④&lt;⑤より、敷地面積×10%以上</p> <p>【接道緑化基準】接道長さ×0.7以上</p> <p>【屋上緑化基準】屋上で利用可能面積×0.25以上</p> <p>地上部：2045.43×0.1＝204.54㎡以上 屋上部：810.86×0.25＝202.71㎡以上 接道部：92.09※×0.7＝64.46m以上 ※北東(53.57m)・北西(38.52)</p>
<p>自転車駐輪場台数</p>	<p>用途が対象外のため、義務なし</p>
<p>駐車台数 (東京都駐車場条例：周辺地区)</p> <p>※特定用途の面積は今後の計画に合わせて要確認 【現在の考え方は以下】 ・特定用途：区民センター・体育館・SST ・非特定用途：児童館・子ども家庭支援センター・学童保育 ・廊下トイレ階段などの共用部は按分とする</p>	<p>合計6台</p> <p>※特定用途2200㎡、床面積4000㎡で算定 緩和係数①＝1－{(6000-4,000) / (2×4,000)}＝0.75 緩和係数②＝1－{(6000-4,000) / 4,000}＝0.5 附置台数の算定：(2,200×①0.75)㎡ / 300㎡＝5.5→6台…<b>④</b> 荷さばき駐車場付置台数の算定： (2,200×②0.5)㎡ / 7,000㎡＝0.157→1台 ④の内訳…6台×0.3＝1.8 →2台以上は普通車対応とする →普通車(2.5m×6m)1台、障がい者用(3.5m×6m)1台、小型車(2.3m×5m)3台、荷さばき用(3m×7.7m×H3mまたは4m×6m×H3m)1台以上（障がい者用車室および、荷さばき用車室は、普通車用車室の内数とした。）</p>
<p>地域力を生かした大田区まちづくり条例 (一定規模建設事業に該当)</p>	<p>壁面後退 50cm以上 公道等の拡幅整備_道路中心から3.25m以上、角地のすみ切り底辺3m以上 駐車場 (2.3m×5m)2台以上 ※東京都条例のほうが厳しい 自動二輪車等駐車場 用途に応じて必要台数を設置 防火水槽 事業区域面積1500㎡以上⇒40t×1基 雨水抑制 事業区域面積500㎡以上対象 廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所 設置 エレベーターに防災キャビネットを設置</p>
<p>大田区公共施設整備指針</p>	<p>壁面後退_基準2条(2) 1m以上 歩行者通路_基準3条(1) 幅員2m以上（既設歩道と一体整備→合計2m以上） 隅切り_基準3条(3) 底辺3m以上 樹木本数_基準4条(11) 高1本、中2本、低5本/10㎡緑地毎 樹種_基準4条2項 区の木「クスノキ」区の花「ウメ」シンボルツリー：植樹時5m以上 雨水流出抑制施設_基準5条2項 0.05m<sup>3</sup>×2,045.39＝102.2695≒103m<sup>3</sup>以上</p>

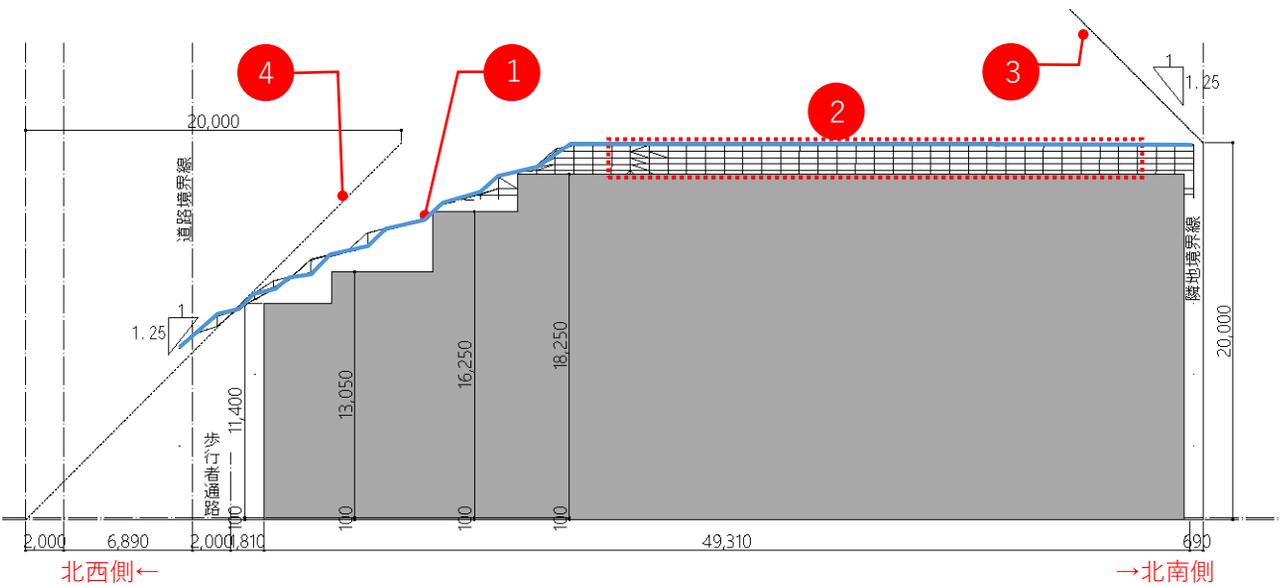
### 3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

#### 3-2. 建物ボリュームの検討（断面図）

— 日影制限ライン（建物はこのラインを越えることはできません）



<A-A' '断面図 1:400'>



<B-B' '断面図 1:400'>

断面ポイント①（逆日影ライン）

日影規制が厳しいため、北東側・北西側のボリュームは高さを抑える必要がある

断面ポイント②

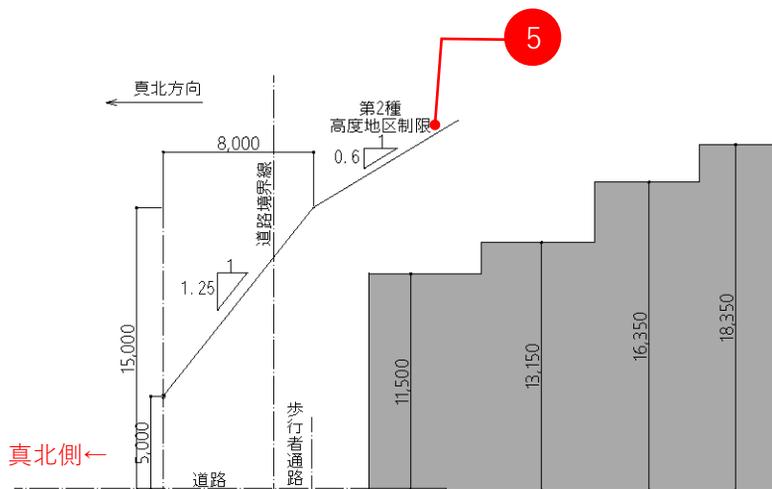
体育室上部は太陽光パネル設置を検討

断面ポイント③

隣地斜線による制限あり

断面ポイント④

道路斜線による制限あり



<C-C 断面図 1:400>

断面ポイント⑤  
第2種高度地区のため、北側斜線による制限あり

<道路斜線制限の検討について>

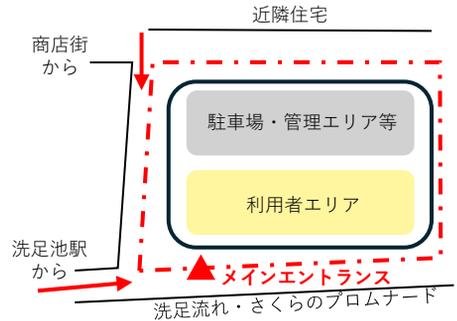
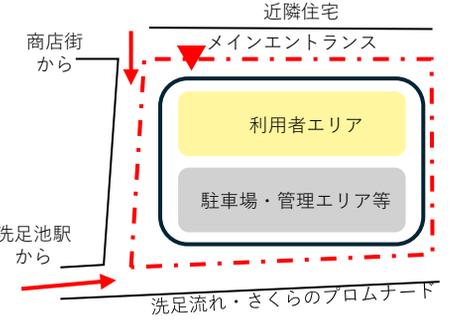
歩行者用通路（2.0m）を後退距離として検討に含んでいます。

※フェンスや庇等の位置構造が未定のため、建物の後退距離分の緩和は見込んでいません。

### 3. 法的条件の整理、建物ボリューム案

#### 3-3. 配置比較

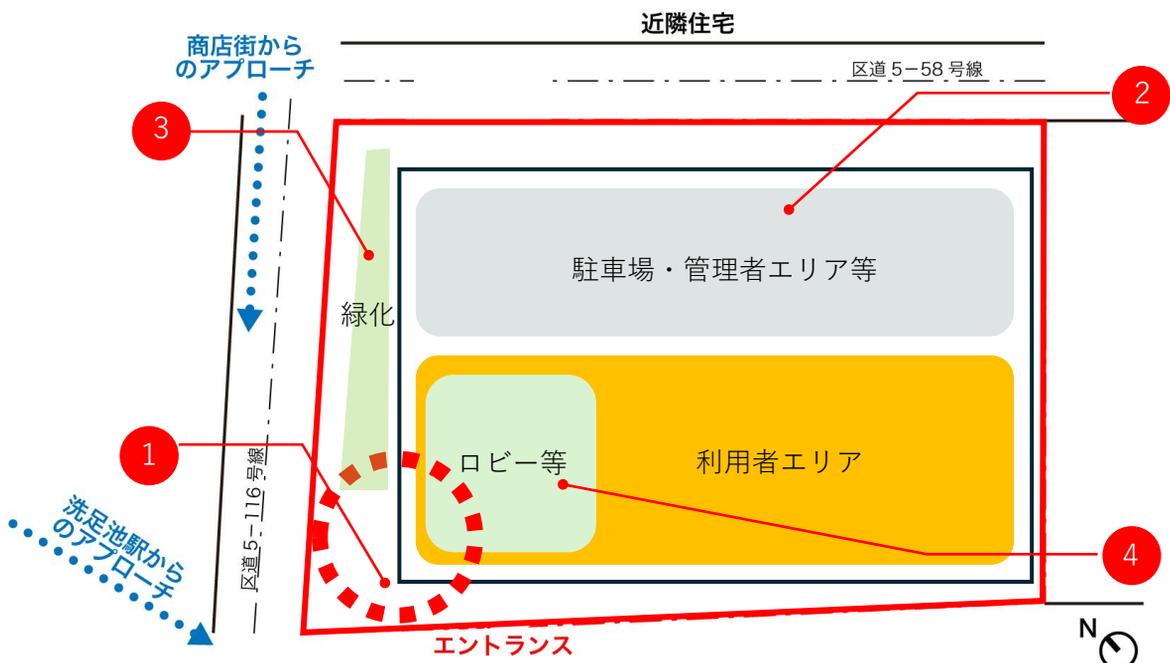
・下記比較検討より、A案が望ましいと考えます。

A案：メインエントランス西側	B：メインエントランス東側
	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインエントランスは洗足流れやさくらのプロムナードに面し、かつ洗足池駅からのアクセスしやすい西側に計画</li> <li>・利用者諸室はメインエントランスの位置に合わせて西側に計画。西側の洗足流れやさくらのプロムナードとの一体的な景観づくりが可能な配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインエントランスは商店街や近隣住宅側の東側に計画</li> <li>・アプローチや利用者諸室が近隣住宅側に近接しているため、騒音や、住宅前の利用者の混雑など近隣への配慮が必要</li> <li>・洗足流れやさくらのプロムナードなどの豊かな景観が利用者エリアと離れているため、周辺との一体的な利用がしにくい配置</li> </ul>

#### 3-4. 配置計画案

3-3.配置比較より、A案をベースとした配置計画のポイントを以下に示します。

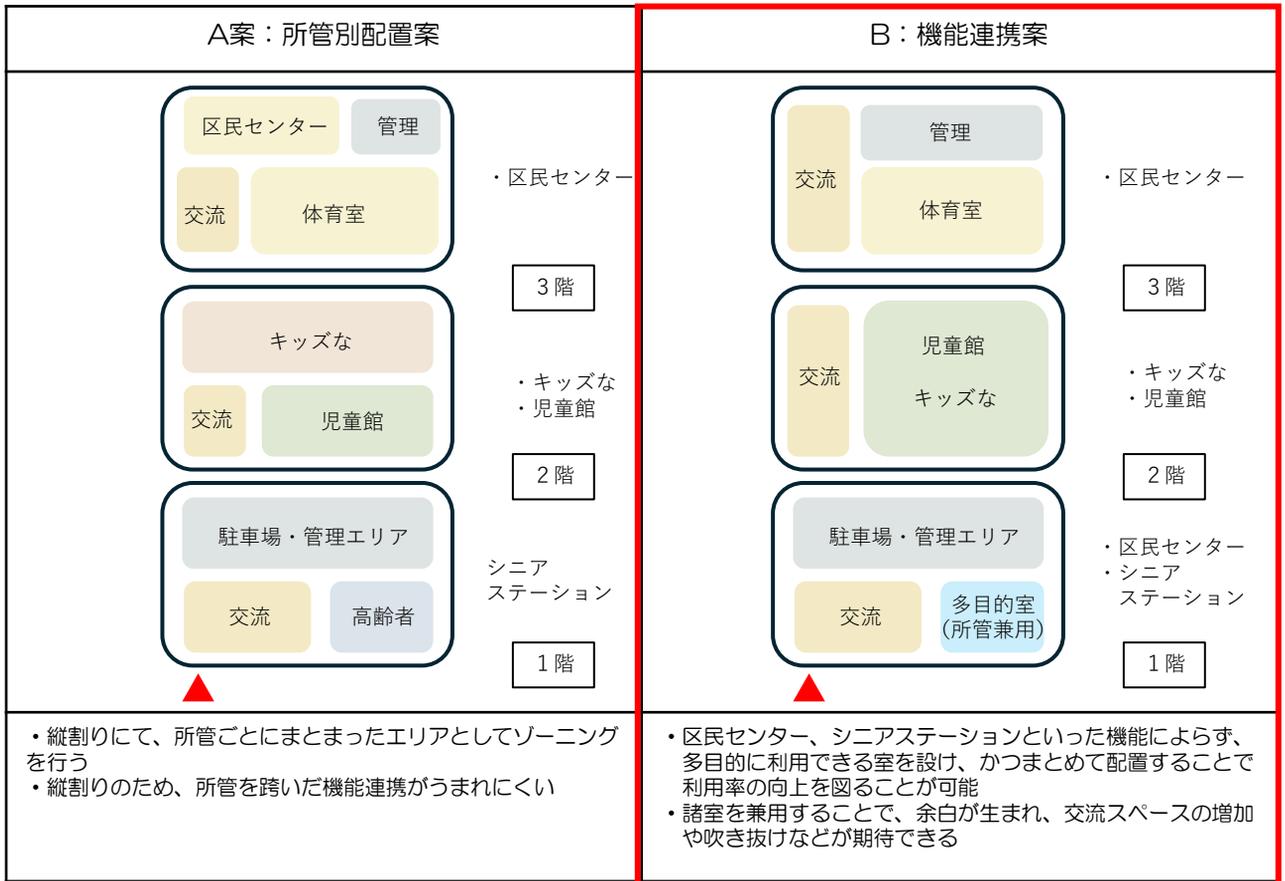
- ①周辺の人の流れを考え、メインアプローチは西側が望ましいと考えます。
- ②駐車場や駐輪場は人の流れの多い北西側を避けた北東側に計画し安全性や利便性に配慮します。
- ③各種条例や整備指針により定められている歩行者用通路や緑化面積を満たしながら、豊かな歩行者空間を計画します。
- ④基本構想のコンセプトを踏まえ、人の流れのあるスペースにテラスやロビーなどの交流スペースを計画するとともに、周辺の豊かな資源と一体的な景観づくりを行います。



## 4. 施設計画

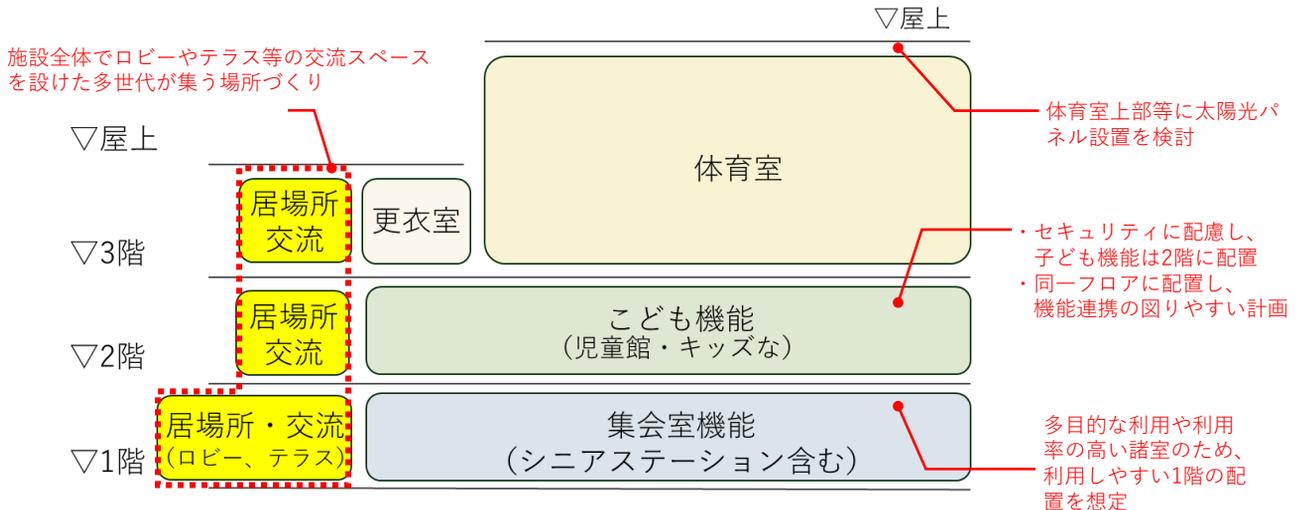
### 4-1. 施設ゾーニング案

#### ○平面ゾーニング比較検討



#### ○断面ゾーニング

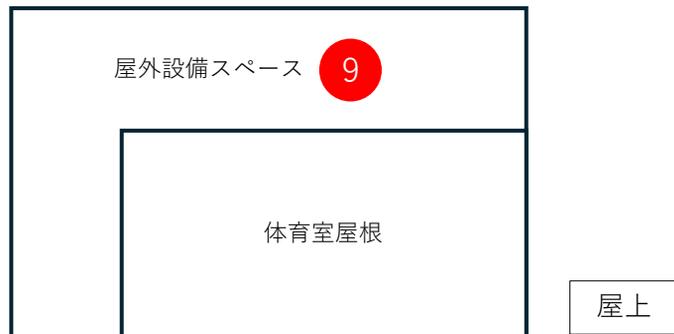
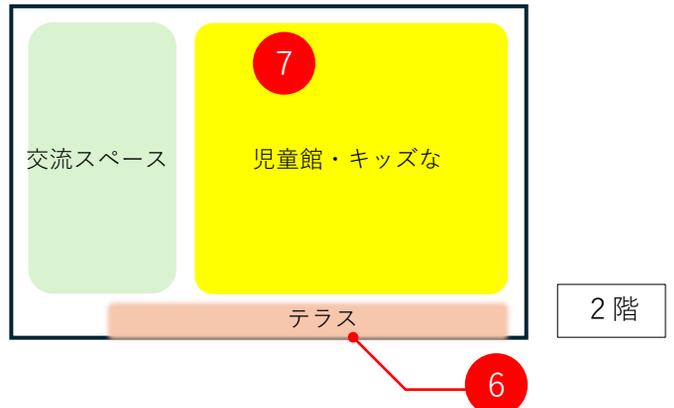
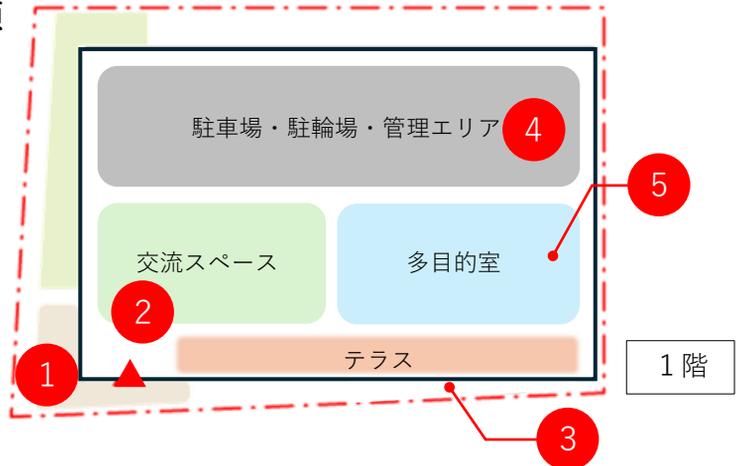
- ・諸室の兼用や利用者層が類似している機能は同一フロアに配置することで、機能連携の図りやすい計画とします。
- ・吹抜等の計画により、上層階の視認性を高めた計画とすることで回遊性の向上を図り、基本構想で掲げられている、「つながる、ひろがる」のコンセプトを実現します。



## 4-2. 施設ゾーニングで配慮する事項

### ■ 1階

- ①西角はすり鉢状の地形で水が溜まりやすい場所のため、浸水を考慮した設計GLを設定します。また床レベルに合わせた適切な段差処理を行います。
- ②多くの人が立ち寄りやすいエントランス空間は、地域の交流スペースとしてあらゆる活動に使えるよう、ゆとりのあるスペースを確保します。
- ③洗足流れに広く面したテラス空間を設けるなど、洗足流れとの一体的な景観づくりや交流スペースとして屋外も積極的に活用します。
- ④駐車場については既存の位置をベースに安全性や利便性に配慮する。
- ⑤床面積を最大限活用するために、諸室の多機能化やフレキシブルな計画として、異なる規模や性能の部屋を所管に関わらず利用できるよう、諸室の兼用化を検討します。



### ■ 2階・3階・屋上

- ⑥1階だけでなく、上階にも洗足流れとのつながりを感じられるとともに施設内の交流を導く、テラスや交流スペースを設けます。
- ⑦遊戯室や体育室など、使い方に応じた天井高さを設定します。経済性に配慮し、吹抜け上部には諸室を設けない計画とします。
- ⑧高天井かつロングスパンである体育室は最上階に配置します。
- ⑨屋内に配置できない設備スペース等は屋上設置を検討し、目隠し壁を設置するなど周囲への景観にも配慮します。

## 4. 施設計画

### 4-3. 必要諸室の整理

基本構想で定めた「施設機能」について、既存施設の利用状況やニーズ・社会情勢の変化等を的確に捉えて再構築していくため、以下の取り組みを通して各所管のやりたいこと・やるべきことを掘り下げ、ハード・ソフト両面から「利用者の活動」の具体化を図りました。

取組み1：所管課による実施したいと考えていることに関する設計事務所へのプレゼン

取組み2：計画段階からの所管課・設計・工事担当とのディスカッション

**★居場所・交流機能（共有空間）**を設けて「つながる・ひろがる地域の輪」の実現を目指す。

- ・居場所（談話、読書、囲碁・将棋、学習、軽飲食、作品の展示 など）
- ・多世代交流（季節のイベント、スマホ講座、絵本の読み聞かせ、ベビーカーメンテナンスなど）

**★貸館機能（多目的室）**は既存の使われ方をベースに以下の活動が可能な計画とする。

- ・軽運動利用（フレイル予防のための体操、踊り・ダンス、ヨガ、卓球等の高さのいろいろなスポーツなど）
- ・会議室利用（フラワーアレンジメントなどの各種講座、会議など）

**★貸館機能（体育室）**は既存の使われ方をベースに以下のスポーツが可能な計画する。

- ・テニス、バドミントン、バスケットボール、バレーボールなど

**★高齢者支援機能（シニアステーション）**は既存ゆうゆうくらぶを参考に以下の活動を想定する。

- ・フレイル予防のための体操、ヨガ、ストレッチ、手芸、脳トレ など

**★こどもの居場所機能（児童館）**は、乳幼児親子を対象とした子育てひろば（※1）や、一般利用（小中高生）、学童保育事業（※2）を想定する。

**★子育て支援機能（子ども家庭支援センターキッズな）**は、子育てひろば事業（乳幼児親子の居場所）（※1）、相談事業（子育てや家庭の悩み相談）、ファミリーサポート事業（ボランティアの登録や相談会）、一時預かり事業（生後5か月～小学校就学前）を想定する。

※1 子育てひろば事業は、児童館とキッズなの施設間連携により、諸室のシェアや一体的な運営に向けて検討する。

※2 放課後ひろばの整備拡充により児童館内学童保育の需要が解消されるまでの間の運営を想定。

## 5. 工事期間の検討

### 5-1. 工事行程

現在想定している工事期間は以下の通りです。なお、今後の基本設計の検討により、期間は変更となる可能性があります。

工事	工事期間（想定）				
仮設児童館設置 （仮設用地）	6か月				
既存解体 （本敷地）	8か月				
複合施設新設 （本敷地）	20か月				
仮設児童館撤去 （仮設用地）	4か月				

### 5-2. 建替え期間中の運用について

基本構想で定めた「代替地における仮設運用」については、「こども機能」を対象とし以下の通りとします。

- ・児童館（学童保育事業含む）→三本松公園拡張用地の一部
- ・子ども家庭支援センターキッズな→洗足池児童館の一部

なお区民センター（集会室・体育館・ゆうゆうくらぶ）の運用は建替え期間中は休止します。



	機能	イメージ	建替え中の対応
ステップ①	・仮設児童館建設	既存運用 仮設児童館建設	すべての機能が運用中
ステップ②	・キッズな仮移転 ・児童館仮設運用	移転 移転	すべての機能が運用中
ステップ③	・洗足区民センター解体 ・上池台児童館解体	既存解体	児童館仮設運用 キッズな仮移転 区民センター休止
ステップ④	・複合施設新設	一体で新設	運用開始

## 6. 今後のスケジュール

現在想定している今後のスケジュール案は以下の通りで、令和7年度末に基本設計、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度から解体工事着手予定です。

解体工事完了後、区民センター・児童館・キッズな・シニアステーション機能が一体となった複合施設を新設します。既存施設のゆうゆうくらの機能はシニアステーションに引き継ぎます。

なお、令和8年度末に区民センターの指定管理契約期間が満了するため、それ以降に解体工事に着手することを想定していますが、工事期間については、今後の設計業務の中で詳細を検討していきます。

【年度】

	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全体計画	基本構想策定	基本計画	基本・実施設計		解体・建築工事			
			仮設先設計・工事					
	○庁内検討	○庁内検討	★(予定)住民説明会					
	指定管理契約期間							

健康福祉委員会
令和7年4月15日
福祉部 資料6番
所管 高齢福祉課

## 「大田区立高齢者等通いの場整備方針」について

高齢者施設の現状と課題、及び今後求められる役割等を整理した「大田区立高齢者等通いの場整備方針」について、本年3月策定の「大田区基本計画・実施計画」との整合を図ったうえで、以下のとおり公表する。

### 1 方針の内容（詳細は別紙のとおり）

- ・施設の機能の現状
- ・今後の施設の機能展開
- ・適正配置について
- ・今後のスケジュール

### 2 公表時期

本年4月予定

### 3 公表方法

大田区ホームページ

## 1 策定の目的

老人いこいの家は、施設の老朽化が進み施設の更新等を検討する時期にきている。しかし現在の施設は様々な課題を抱えており、その解決・解消を図ったうえで施設の更新にあたる必要がある。このため、具体的な施設機能及び配置の方向性について整理することを目的に本方針を策定した。

## 2 施設の機能の現状

- 老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションは利用者を60歳以上に限定。シニアステーション糎谷のみ、プレシニア(概ね55歳以上)を対象としている。
- 利用者が固定化している施設がある一方で、「元気アップ教室」などの事業を実施している施設については新規利用者が増加するなど、施設の事業内容によって利用者層の差が生じている。
- 時代の変化などに伴い、スポーツやレジャーにおける民間施設の利用が活発化している。また、し好の多様化で自分の趣味と一致する事業には、かなり広範囲から参加者が集まるなど、老人いこいの家等が多く設立された昭和50年代とは、利用者の動向も大きく変化してきている。

## 3 今後の施設の機能展開

【4つの施設機能】

### ●機能1 多世代への利用者拡大と居場所としての機能維持

- ・大田区基本計画 基本目標2 施策2-1「高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備」のめざす姿実現のための「居場所」の機能
- ・地域共生社会の実現を目指す中で、多世代が利用・交流できる機能

### ●機能2 “元気・健康維持”の取組の推進～介護予防・フレイル予防事業の展開～

- ・大田区実施計画 基本目標2 施策2-1主要事業④「介護予防・フレイル予防の推進」のため、誰もが参加しやすい多様な活動の「場」
- ・高齢者の健康に資するプログラムの実施により、介護予防のきっかけづくりや、運動習慣の継続を促進する

### ●機能3 大田区らしい地域共生社会の構築にむけた地域における「ひと」づくりと「つながり」づくり

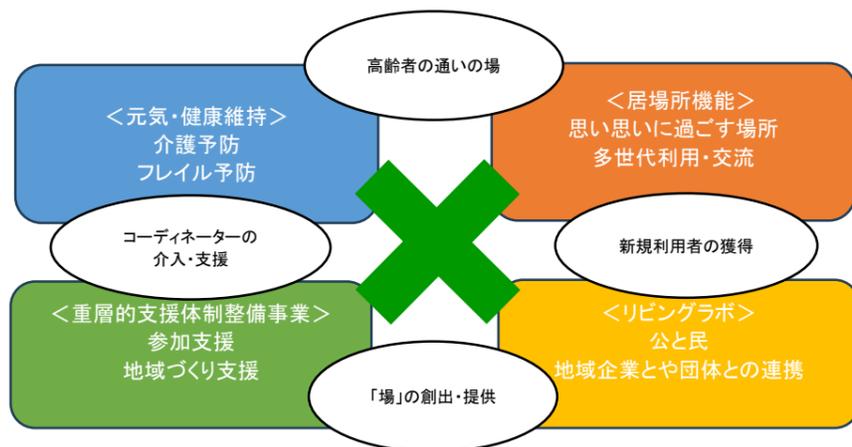
- ・地域における社会資源のひとつとして、参加支援、地域づくり支援を「補助する場」としての機能を構築

### ●機能4 公と民、様々な活動団体や企業と地域とがつながる場としての機能～リビングラボ的な機能の構築～

- ・地域の企業や団体等と連携し、新しいモノを創り出すため区民意見を聞く「場」の提供や、区事業への展開等を中・長期的視点で協議

【4つの機能とそれぞれの関係性】

- ・4つの機能はそれぞれ独立しながらも、他の機能とも密接な関わりをもつ、新しいタイプのシニアステーションとする。



## 4 適正配置について

- 現状の施設配置(老人いこいの家 14、ゆうゆうくらぶ 6、シニアステーション10)
- 18日常生活圏域(特別出張所所管区域)に最低1か所以上配置
- 人口動態や地域事情、地形、高齢者の利用実態などの調査を実施し、実態に即した配置、プログラムの実施する
- 大田区公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、必要な「場」の確保を図る
- 趣味や、し好の多様化に伴い、鉄道、バスなどの公共交通機関を利用し、区内全域から利用されている施設もあるため、実態を調査しつつ、利用状況を考慮した個別の配置を行う必要がある

※【大田区公共施設等総合管理計画における適正配置方針（令和4年3月版）一部抜粋加工】

適正化の目標⇒効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現  
公共施設等にかかる今後の見通し⇒

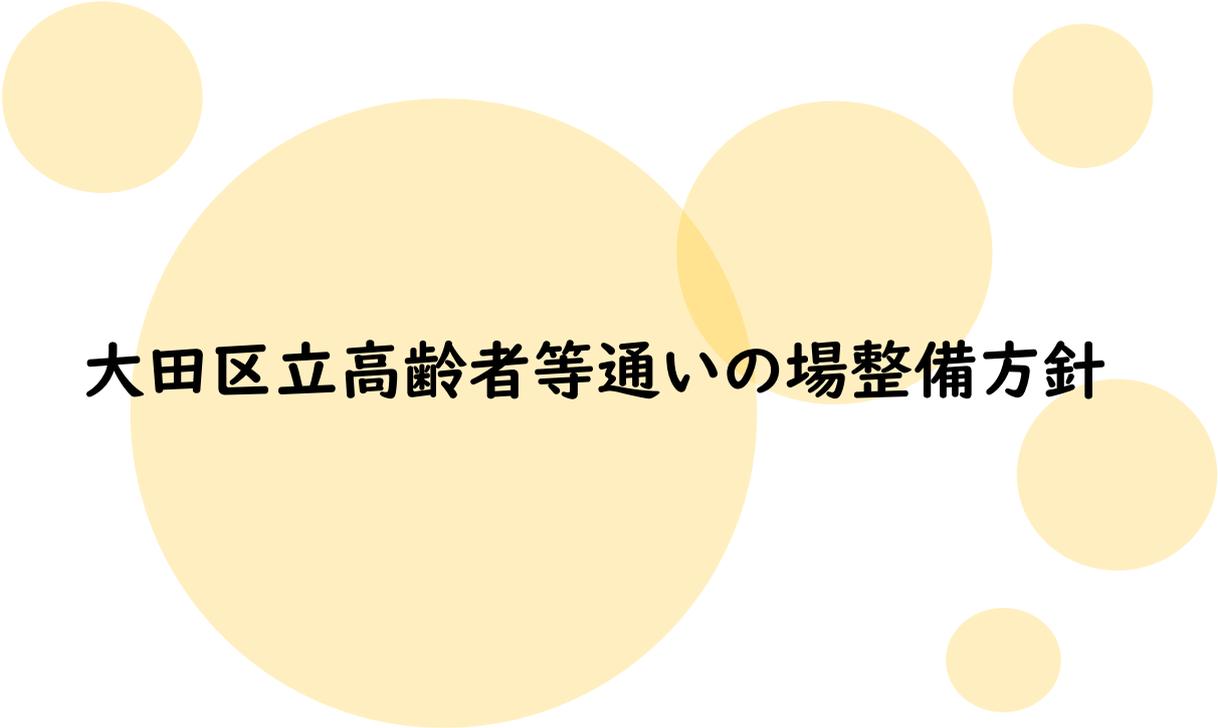
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等で不透明な財政状況を考慮すると、公共施設の適正配置は必要不可欠
- ・2015年度に掲げた「2060年までに概ね1割程度総量削減」に向け、引き続き公共施設の適正配置に取り組む

## 5 今後のスケジュール

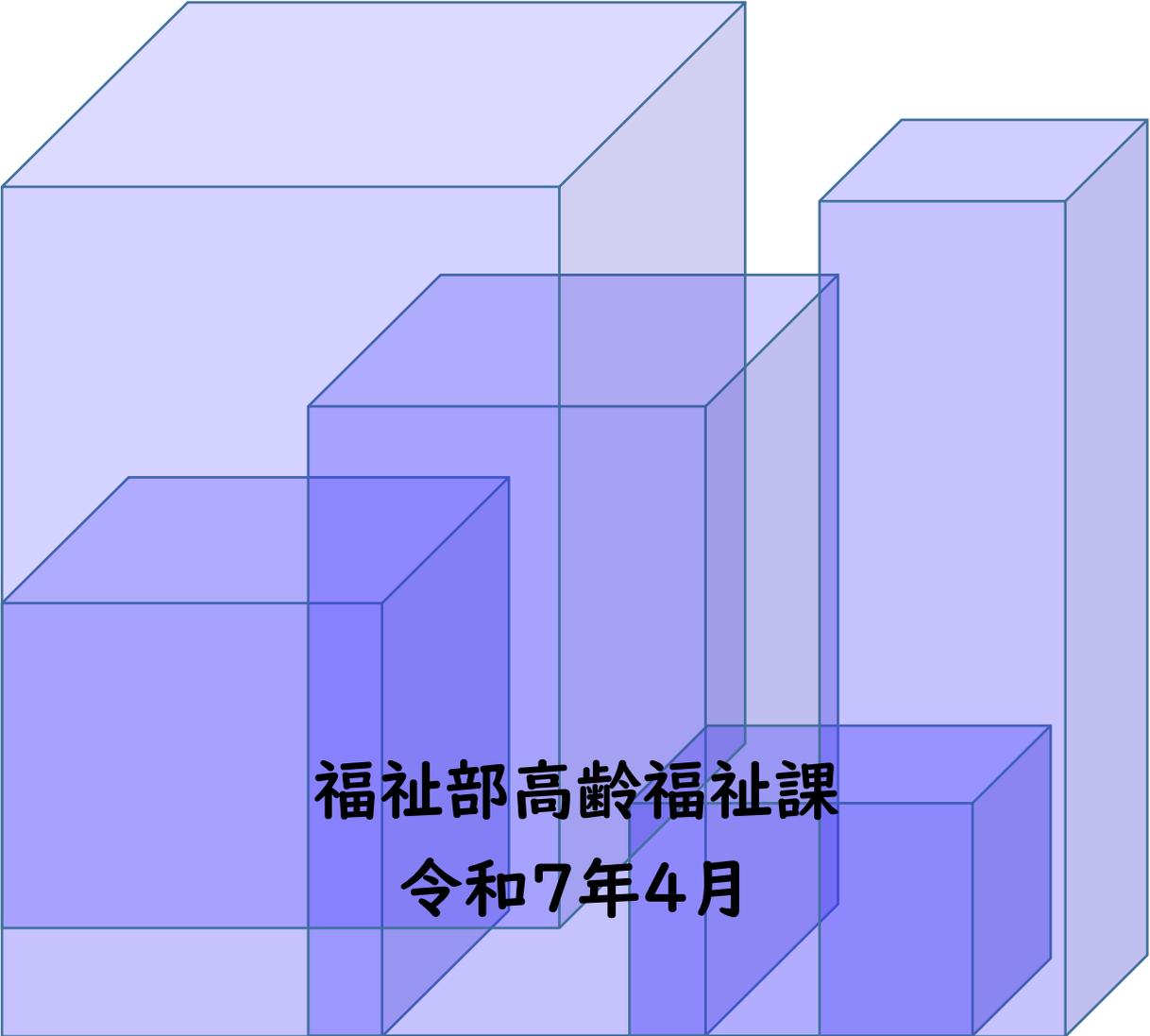
施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
包括大森	こらぼ大森内	移転	大森西二丁目複合施設(暫定)		
ゆうゆうくらぶ 大森西	包括大森 暫定移転終了後、ゆうゆうくらぶ → SST				
包括蒲田西	社会福祉センター内	移転		都区合同庁舎	
SST蒲田西			設置		
包括 たまがわ	特養たまがわ内		移転		
SST鶉の木			設置		南久が原二丁目複合施設
ゆうゆうくらぶ 洗足	ゆうゆうくらぶ洗足				
SST洗足					工事

○馬込区民センター(ゆうゆうくらぶ馬込)、矢口区民センター(ゆうゆうくらぶ矢口)については、実情に合わせて個別に機能や位置づけ等について、今後、検討を行う。

○既存不適格や再建築にあたって過大な費用を要する施設、地域に公共施設が少ないため利用対象者の拡大が望ましい施設、用途変更が地域から期待されている施設などは、部を超えて広い視野での検討を行う。



# 大田区立高齢者等通いの場整備方針



福祉部高齢福祉課  
令和7年4月

# 目 次

## I はじめに

- 1 方針策定にあたって……………3
  - 1) 策定の目的……………3
- 2 現状考察 ～見直しの必要性……………4
  - 1) 大田区の現状について……………4
  - 2) 大田区老人いこいの家等の状況について……………6
  - 3) 現在の老人いこいの家等の課題について……………7
- 3 方針策定の方向性……………8

## II 施設機能について

- 1 多世代への利用者拡大と居場所としての機能維持……………9
- 2 “元気・健康維持”の取組の推進 ～介護予防・フレイル予防事業の展開～……………10
- 3 大田区らしい地域共生社会の構築にむけた地域における「ひと」づくりと「つながり」づくり……………12
- 4 公と民、様々な活動団体や企業と地域とがつながる場としての機能について……………15

## III 施設機能の展開について

- 1 新しいタイプのシニアステーションのめざすところ……………16
- 2 施設機能の展開について……………17
  - 1) 4つの機能の関係について……………17
  - 2) 施設ごとにみた、4つの機能の実施の方向性について……………17
  - 3) 4つの機能を生かす設備について……………18
  - 4) その他調整等が必要な点……………19

## IV 施設の適正配置について

- 1 4つの機能を活かすための施設配置について……………20
  - 1) 大田区の地域特性、人口動態……………20
  - 2) 施設配置の現状……………20
  - 3) 施設配置にあたっての基本的な考え方……………20
  - 4) 適正配置に係る考察の視点……………21
- 2 施設の適正配置について……………23
  - 1) 適正な施設配置に係る視点……………23
  - 2) 適正な施設配置の展開について……………23
- 3 今後のステップ……………24

4 今後のスケジュール	25
V 参考資料	
1 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会の設置の経緯	26
2 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会委員名簿	27
3 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会経過と主な議題	28
4 過去の検討経過	29
5 リビングラボとは	31

# I はじめに

## 1 方針策定にあたって

### 1) 策定の目的

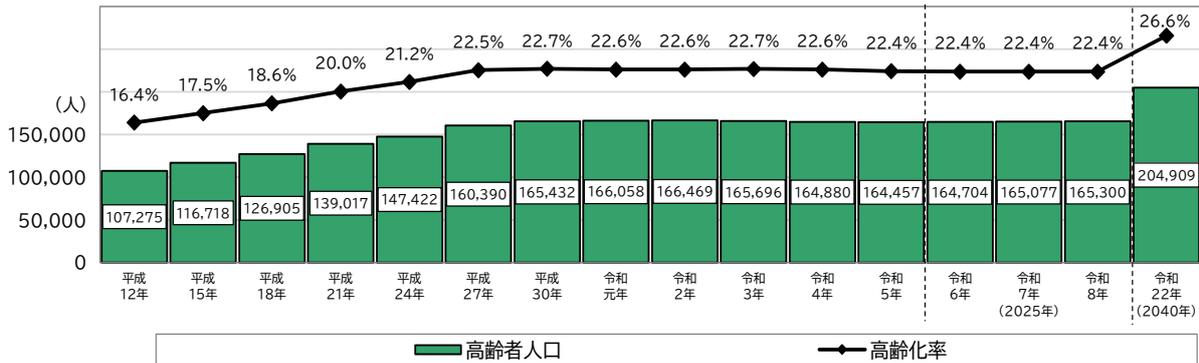
- 老人いこいの家は、施設の老朽化が進み施設の更新等を検討する時期にきている。しかし現在の施設は様々な課題を抱えているため、その解決・解消を図ったうえで、施設の更新にあたらなければならない。
- 福祉部としての具体的な施設機能及び配置の方向性について整理する必要がある。
- 現状の施設の抱える課題の解消に向けた対応も含め、以下の点について検討のうえ、方針を策定し進めることとした。
  - 1) 現状及び今後の高齢者の状況を踏まえ、今後の施設に求められる必要な機能等について
  - 2) 限られた施設の中で、必要な機能を最大限生かすための設備について
  - 3) 施設機能・設備を生かす運営方法について
  - 4) 施設の適正配置の考え方について
- 方針策定にあたっては、福祉部所管の老人いこいの家だけでなく、シニアステーション、地域未来創造部所管の区民センター併設高齢者施設（以下、本書において「ゆうゆうくらぶ」という）についても対象とし、これら的高齢者施設を一体的に検討した。
- 施設利用者について、高齢者をその中核層としながらも、多世代交流等の今後の施策の方向性をも踏まえ、柔軟に対応することが求められる。
- 上記の内容を検討するにあたり、令和3年度から4年度の2か年で学識経験者を含め「大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会」を設置し、以下のとおり検討を行った。（V 参考資料 参照）
  - 1) 3年度は施設機能について明確化を図りながら必要な施設設備等を検討し、「中間のまとめ」を作成した。
  - 2) 4年度は「中間のまとめ」を踏まえながら適正配置の考え方の検討を進め、「最終のまとめ」を作成した。
- 福祉部は、「大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会（最終のまとめ）」を踏まえ、本方針を策定し、シニアステーション等に係る高齢者施設の設置・配置、運営を進めることとする。
- 大田区基本計画 第4章 計画実現のために共有すべき大田区の課題（共通課題）「つながりの希薄化」にて、区民のおよそ4人に1人が、普段社会からの孤立を感じることがあるとしているほか、今後、高齢単身世帯も増加していくと見込まれている。高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備を掲げる大田区基本計画・実施計画との整合を図ったうえで、おおた高齢者施策推進プラン（以下、「プラン」という）の策定内容を踏まえ改訂した。

## ② 現状考察 ～見直しの必要性

### 1) 大田区の現状について

#### ① 区の高齢者の今後の推移と主要課題

➡大田区の人口推計からみる、高齢化率の上昇



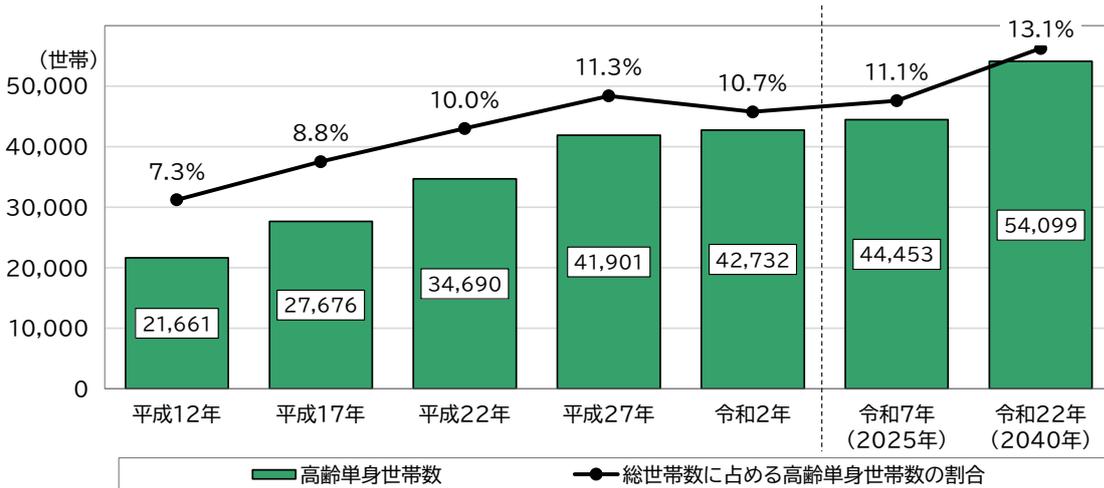
⇒高齢者の増、64歳以下の生産年齢人口の減により高齢化率が上昇する

◆おた高齢者施策推進プラン（第9期） 参照

⇒生産年齢人口が減になることから、高齢者がともに支えあう地域づくりや見守り体制の強化を進めていくことが求められている

◆大田区基本計画 基本目標2 施策2-1 参照

➡見守り等が必要な単身高齢者の急増



⇒近所付き合いや他人との関わり方、また、その考え方が多様化している

⇒日常ではある程度の距離感を保った関係性を希望する人も多い

⇒地域の中のゆるやかなつながりにより、孤立させない工夫が必要

◆大田区地域福祉計画 参照

◆おた高齢者施策推進プラン（第9期） 参照

## ② 介護予防事業のさらなる強化・多様化が必要

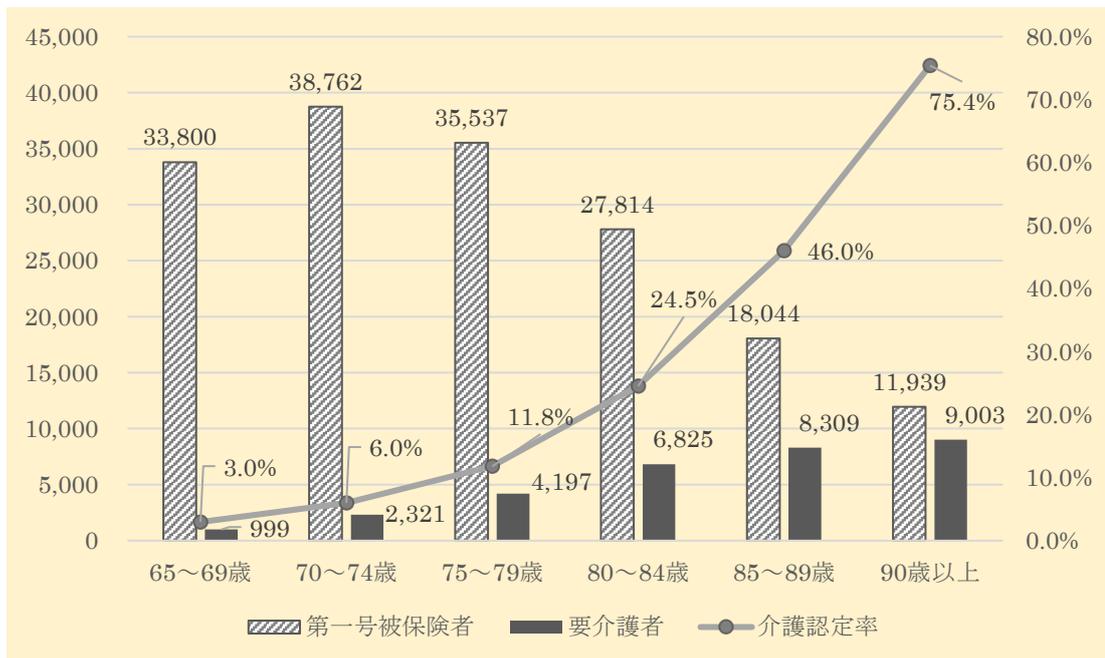
➡大田区実施計画 基本目標 2 施策 2-1 主要事業④介護予防・フレイル予防の推進のため、誰もが参加しやすい多様な活動の「場」の確保が求められる

### 一般介護予防事業

- ・高齢者が介護予防に取り組むきっかけをつくるとともに、活動の継続を促進するため、普及啓発に取り組みます。  
介護予防普及啓発事業(元気アップ教室等) 参加者数延 48,954 人 (令和4年度)
- ・地域における介護予防の取組を強化するため、地域ケア会議や区民等が運営する通いの場等へ、リハビリテーション専門職を派遣します。  
地域リハビリテーション活動支援事業 派遣件数 109 件 (令和4年度)
- ・事業の効果検証を行い、実施方法・内容の見直しにつなげます。  
一般介護予防事業評価事業(体力測定会等) 参加者数延 124 人 (令和4年度)

⇒専門職の適宜適切な関与による、PDCAに基づく適切な介護予防の推進  
⇒85歳以上高齢者(※参考)の増加見据え、介護保険サービスの利用を含めての介護予防の通いの場等の検討が必要

(※参考) 年齢別にみた要支援・要介護認定率<令和5年10月1日現在>



◆おた高齢者施策推進プラン(第9期) 参照

⇒75歳以上になると要介護リスクが上昇し、85歳以上になると要介護認定者も増加するため認定率が上昇する  
⇒加齢による衰えは止めることはできないが、要介護状態になることを少しでも遅らせることで、自立した日常生活を営む期間を延伸  
⇒介護給付費・医療費等の社会保障費の増大を防ぎ、保険制度の持続性を確保する必要がある

## 2) 大田区老人いこいの家等の状況について

### ① 老人いこいの家・シニアステーション 年度別利用者数

➡ 利用者は減少傾向

※H28 から順次6館がいこいの家からシニアステーションに転用



◆高齢福祉課委託事業者報告 参照

### ② 各施設の老朽化が進行

➡老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーション（いこいの家からの転用館）のいずれも、建物の老朽化が進んでいる

（いこいの家：築45年以上が12館、築40年以上が1館 など）

➡建物や電気、機械設備等に関する修繕工事が毎年発生しているため、その費用負担も増額傾向にある

➡施設によっては、法やその他の要因により建て替えが困難なところがある

### 老人いこいの家 維持補修工事費

➡ 施設の老朽化により、工事費は上昇傾向にある



◆高齢福祉課決算資料 参照

### 3) 現在の老人いこいの家等の課題について

#### ① 提供・実施するサービス・事業

昭和40年代の開設から、継続実施しているサービス・事業がある。

当時から社会環境等は大きく変化し、これまでも事業等の見直しは行っており、平成28年度には新たにシニアステーション事業を開始した。今後の高齢者の状況、介護予防・健康維持事業の方向性を踏まえ、地域共生社会の実現にむけ、必要な取組や提供するサービス・事業については、運用の変更も含めスクラップ&ビルドの視点で改めて見直しを行う必要がある。

#### ② 利用者の固定化・高齢化対応

一部の特定の利用者が継続的にサービス・施設を利用しているため、利用者が固定され、新規利用者が気軽に入りにくい雰囲気となっている。また、利用者の固定化は高齢化が進むにつれ、利用者数の先細りにつながる可能性も高い。

今後の地域共生社会の実現にむけて、高齢者のみならず地域住民に広く開かれた場所としていくためには、多世代の利用についても検討する必要がある。

#### ③ 施設の老朽化・構造上の問題

築40年以上の建物が多く、維持補修費が経常的に発生している。

各施設とも、概ね大広間、静養室、和室、浴室、集会室と統一されたつくりになっている。

限られた予算や人員等の中で、必要な場を確保しながら、効果的・効率的な施設活用を図るにはどうしたらよいか考える必要がある。

#### ④ 現在の運営方法の検討の必要性

高齢福祉、社会福祉について、専門的知識を有する職員が事業の企画・実施を行い、施設が地域の中で社会的役割を果たせるよう、一定のノウハウをもって施設運営のできる法人に事業・業務委託することが効率的・効果的である。

#### ⑤ 感染症等への対応を考慮

新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための対策はもちろんではあるが、そのような社会的な理由による施設運営に影響が残る中であっても、その影響を少しでも抑えながら事業を実施する必要がある。

そのため、新たな技術・手法等を導入することにより、時代に適応した事業環境を構築し、事業を実施する必要がある。

#### ⑥ ゆうゆうくらぶ

区内6か所（大森西・大森東地域センター・馬込・洗足・矢口・萩中集会所の各区民センター）に「高齢者施設」として設置され、施設所管は地域未来創造部である。事業内容は、老人いこいの家と同様に高齢者の教養の向上、レクリエーション等の場の提供となっており、部屋の仕様等が老人いこいの家とほぼ同じとなっているが、介護予防の場としての機能は備えていない。

このため、同じ「高齢者施設」として、区民センターに係る条例改正後、高齢福祉課に移管する方向で進めている。

### 3 方針策定の方向性

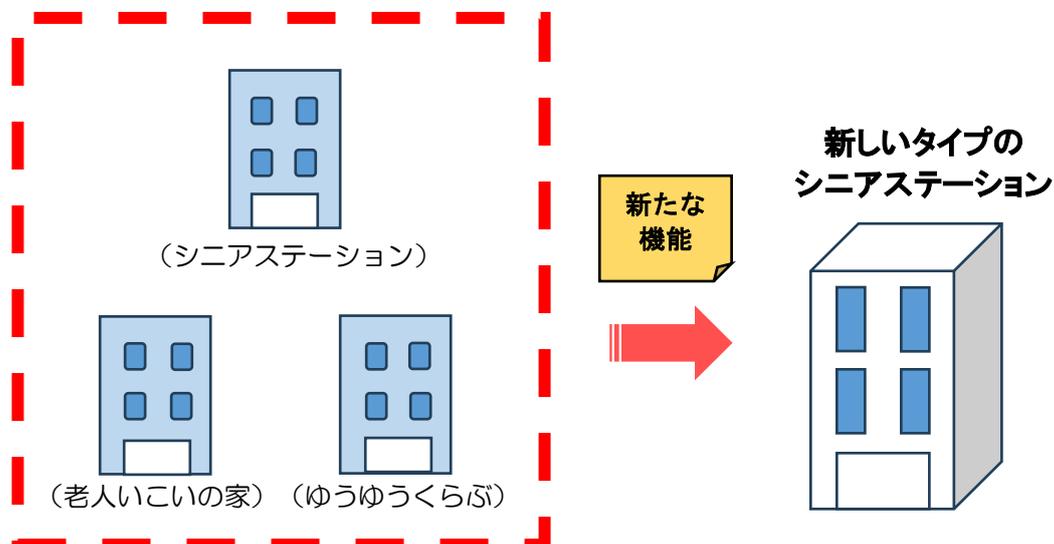
- 老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションの施設機能について、今後の高齢者施策の動向や、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる2040年を見据えた地域共生社会の実現にむけ、求められる役割・機能の明確化を図ることとする。
- 老人いこいの家・ゆうゆうくらぶは、シニアステーションの機能を軸として、そこへ新しい機能を追加した施設としていくが、新たに付与する機能・位置づけ等については、地域や施設の実情に合わせて、今後、個別に検討を進める。

#### 方向性

- ① 「地域共生社会」の実現に資する施設への転換をめざす
- ② 現在のシニアステーション事業を軸として、新たな(高齢者)施設の機能を考える
- ③ 「居場所」機能を活かしながら、介護予防・社会参加等の機能も付与・強化
- ④ 利用者は、対象を多世代へ拡大する

①～④を踏まえ、『新しいタイプのシニアステーション』としていく

- 検討にあたっては、大田区基本計画・実施計画、重層的支援体制整備事業実施計画、大田区公共施設等総合整備計画等と整合を図りながら考えていく。見直しにあたっては、条例の改廃もありうることを視野に入れることとする。(利用対象者、年齢等の制限の変更、施設名称変更 等)
- 地域の重要な社会資源のひとつとして、地域で活動する人材や団体との連携を図れ、地域のネットワークの一翼を担う場所としていく。
- 老人いこいの家等は、シニアクラブにとって重要な活動の場所となっている。シニアクラブは高齢者の社会参加活動の一端を担っており、シニアクラブが施設を利用するにあたっては、団体の目的にかなった活動ができるよう最大限の配慮をしながらも、施設の目的、実施事業等との共存を図る。



## Ⅱ 施設機能について

### 1) 多世代への利用者拡大と居場所としての機能維持

#### 1) 現状

- 老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションについては、利用者が高齢者（60歳以上）に限定されており、他の年代の利用者は原則利用できない状況にある。
- シニアステーション糎谷においてはプレシニア（概ね55歳以上）を対象とした就労支援事業や多世代を対象とした事業等も実施されている。
- 利用者が固定化している施設もあり、新規利用者が入りにくい雰囲気もある。老人いこいの家については、「元気アップ教室」などの事業の開始により、新規の利用者が施設を訪れるきっかけとなっている部分もある。
- 地域共生社会の実現をめざす中で、高齢者のみを対象とした施設ではなく、多世代が利用・交流できる施設が必要となっている。

#### 2) 今後の方向性

##### <多世代交流>

- 利用者について、対象を多世代に拡大し、現状の利用対象者である高齢者との世代の方が様々な事業等を通じて、交流することのできる場としていく。
- 多世代利用につながるよう、地域の利用者ニーズに応じた機能を多面的に取り入れるよう多機能化を図る。高齢者向けに展開する体操・運動、文化的講座などのプログラムにも、多世代交流を促進させる手法の導入を工夫する。参加を促す手法として、初めての方対象、男性対象などといった属性や利用頻度ごとに対象を区切った講座・事業の実施や、平日に就労している方向けに時間帯や曜日を考慮した事業の実施も検討する。
- 事業の企画立案・実施にあたっては、地域の人的資源、社会資源等を最大限に活用する。
- 事業参加（あるいは事業の周知チラシ等を目にすることも含む）をきっかけに、このような施設があることを知ってもらうことも必要（例えば、後述のリビングラボ等の事業をきっかけに施設を知ってもらうということも可能と考えられる）。
- 事業会場も施設内に限らず、例えば区民センター内の各特殊教室（音楽室・美術室・調理室・食堂など）の活用をはじめ、他部局の施設、民間施設の利用なども検討する。また、季節・気温等を勘案しながら、近隣の公園や多摩川土手など屋外での活動も検討することで、区民の興味をひき、参加しやすい、楽しいと感じられる企画を盛り込んでいく。
- 多世代交流が生まれるきっかけづくりの場として、事業実施等を通じた利用者間による自然なかたちでの交流が生まれるしかけづくりを行っていく。

- 多世代交流の一つの例として、学生等の若者が高齢者向けスマートフォン操作講座の講師や体操教室のアシスタントとなってもらえる等の取組も考えられる。若者世代が高齢者と触れ合うことで、高齢者や高齢者支援について考えてもらうきっかけとなり、高齢者に対する労りの意識の醸成が図られ、福祉のまちづくりや地域共生社会の実現につながるものと考えられる。将来的には、介護職など高齢者支援に係る職への若者の就労意欲を喚起することも期待できる。

### <居場所>

- 大田区基本計画 基本目標 2 施策 2-1 「高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備」 のめざす姿実現のために、「居場所」機能は必要である。
- 事業参加や自主グループ活動等を目的としない施設来所者も、自らの「居場所」として、思い思いに自由に過ごせる時間やスペースの確保のため、ロビースペースの活用や大広間・静養室等の開放等の設定をしたりするなど、限られた場所を工夫して最大限活用する。
- いろいろな事情を抱えている方や、加齢等により体力が低下し自主的な活動や事業への参加が難しくなってきた方も、地域社会との接点を失わず、人と人、人と地域とのつながりをゆるやかに保つことのできる「居場所」としての機能も有する施設とする。
- 自主活動グループのメンバーの募集ポスターや活動の様子を掲載した情報紙などの掲示や、付せん等を活用した一言メモを貼ることのできる掲示板の設置など、各グループが情報発信を行うことで、施設の来庁者が自分の「居場所」をみつける一助とする。

### <その他>

- 新しい利用者の獲得はもちろんであるが、これまでの利用者の方にも受け入れていただく施設とするためには、社会情勢の変化等により用途変更せざるを得ない事業・設備等があることに理解を求める必要がある。

## “元気・健康維持”の取組の推進

### 2

### ～介護予防・フレイル予防事業の展開～

#### 1) 現状

- 現在、高齢者を対象に、体操・運動を中心に認知症予防やフレイル予防のための口腔ケア、栄養面の講座等区主催の介護予防事業を区施設、公園、民間運動施設等を活用しながら実施している。
- シニアステーション事業や元気アップ教室事業の開始により、新規の施設利用者の拡大につながった。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、参集型の講座等は概ね中止となった。しかし、新しい生活様式にのっとった講座のあり方等について検討・試行を進め、ICTを利用したリモート型介護予防事業等の新たな取組も開始した。
- これまでは事業の実施、拡大に注力していた。今後は、限られた財源や人材を効果的に活用するため、事業効果等の分析、評価にも取組み、PDCAサイクルを踏まえた事業展開を進める必要がある。
- 介護予防は、生活習慣病予防から始まっており、早く始めるほど効果があるため、高齢者だけでなく高齢者以外の世代にも「健康」の視点でアプローチしていく必要がある。(健康関係部局とのさらなる連携の強化が必要)

## 2) 今後の方向性

- 生涯にわたる“元気・健康維持”をキーワードに、これまで取り組んできた介護予防・フレイル予防に新たに多世代の視点も加えた取組も進めていく。

### ＜“元気・健康維持”の取組について＞

- 介護予防・フレイル予防事業を核に、対象を多世代に広げたプログラムなども実施し、現在の健康施策との連携も強化していく。
- “元気・健康維持”の取組の要素として、フレイル予防事業における「運動・栄養(口腔機能維持・向上)・社会参加」の3要素を基本要素としていく。
- 社会参加には、就労・ボランティア活動の要素も含む。

### ＜“元気・健康維持”の取組の強化＞

- 健康政策部のはねびょん健康ポイント事業などの健康施策との連携強化や、既存事業の拡大、新たな事業の共同企画など、健康施策の面も強化した事業の展開も図っていく。
- 施設で活動する地域の自主活動グループ等に対しては、自分たちの活動に、フレイル予防の3要素のうち、手薄な部分をバランスよく取り入れてもらうなどの手法により啓発を進めていく。
- 地域の専門職の活用によるサポート体制づくりを進めていく。例として、医療職等が地域へ介入する際の一時的な拠点とするための場所を提供したり、また、栄養の不足や偏りを補う「地域の栄養士」、「地域の専門職」集団の活用により地域の高齢者等に対する栄養面のサポートの実施などがある。

### ＜社会参加等への支援＞

- 大田区基本計画 基本目標2 施策2-1「高齢者一人ひとりが充実した暮らしを送るための環境の整備」のめざす姿にもあるように、高齢者にとって「役割」があることにより、生きがいや、やりがいづくりにつながることから、後述のリビングラボ的な事業も、高齢者等の有償ボランティアや就労的活動につながる可能性やきっかけになりうると考えられる。
- シニアステーションにおけるプレシニア事業や多世代利用、及び他事業との役割分担や実効性のある事業メニューを改めて検討する。

### <利用実態の把握と分析>

- 各施設における施設利用の実人数や利用者の属性等を把握するために、施設の協力のもと利用状況を記録し、統計としてまとめることで、今後の事業展開等の基礎データとする。
- 施設利用者及び事業参加者の記録から得られた情報を精査・蓄積し、区の保有する他のデータと比較・分析を進め、ニーズを把握する。並行してPDCAサイクルを踏まえた事業展開、事業効果測定により、効果的・効率的な“元気・健康維持”の取組の展開を図る。

## 3

## 大田区らしい地域共生社会の構築にむけた 地域における「ひと」づくりと「つながり」づくり

### 1) 現状

- 令和2年6月の社会福祉法の改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、区市町村は地域共生社会の実現に努めることとされた。
- 区は、これまで推進してきた高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組や地域力を生かした取組を「重層的支援体制整備事業」と紐づけ、区全体で包括的に支援する体制に再整理することとし、オール大田の取組として着手したところであり、老人いこいの家等の運営にあたっては同事業の趣旨に沿った展開が求められている。

### 2) 今後の方向性

#### <「ひとづくり」の場として>

- 来所し、いろいろな方と出会い、事業等に参加することで様々な学びを得て、自らの成長につながる施設としていく。
- 施設利用者が興味をもって「福祉」を学ぶ「場」としていく。そのため、入り口は多世代の方に面白い・楽しいと思ってもらえる事業等とし、そこに参加、活動することで「福祉」への理解を深めていく。ゆくゆくは、施設の支援スタッフとして活動できるよう養成していく場としていく。
- 元気高齢者には、事業に参加してもらうだけでなく、本人の興味・意向に応じて支援スタッフ・補助スタッフとして関わってもらえることができるようなプログラム、システムづくりも進める必要がある。また、インセンティブ付与の余地についてもあわせて検討を進める。

#### <ゆるやかなつながりづくり>

- 施設利用者が、サービスの受け手・事業参加者としてだけではなく、担い手としても、またサポーター、ボランティアとして高齢者、子育て世代、子どもや障害者の方と互いにふれあい、理解を深めるきっかけづくりを事業や交流を通じて進める。

- 利用者同士が、互いの理解を深めることにより自然に援助しあう、たすけあいの関係を育てる施設としていく。そのため、ふれあい・理解を出発点に、互いを「ゆるやかに見守る」、「気づきの目」をもてる関係づくりを支援する施設としていく。

#### ＜つながりづくりを支えるコーディネーター＞

- 施設は、「ひと」と「ひと」とが「つながる」ことができる場をつくるという自らの役割を果たしながら、加えて専門職や地域福祉コーディネーターをはじめとする、関係各分野の様々なコーディネート機能をもつ人たちが、施設とより深い関わりを保ちながら各々の役割を果たせるよう、支援していく役割ももつ。
- コーディネーターは、施設のもつ機能を十分に理解し、かつそれが発揮できるよう、施設職員をはじめ、利用者とも協力し、互いのふれあいのなかから、理解や学びを深め、見守り、ささえあいの関係が生まれるよう、施設が主体的に実施する事業等に対し助言・支援等のサポートを行うことにより、施設の機能面の充実を図っていく。
- コーディネーターの担い手としては、前述の地域福祉コーディネーターのようなコーディネート業務を専門とする職種はもちろん、施設機能を発揮するための見識を有する施設職員や福祉の現場で活躍する地域包括支援センター職員、その他福祉分野の行政職員なども考えられる。また、近隣に居住する区民の方等に、施設と地域をつなぐ役割を担っていただくことも想定される。
- これらの職種の人員がコーディネーターの役割全般を担うのではなく、各々が本来の役割の中でできる範囲で機能を発揮するものであり、役割外の課題対応のために、コーディネーター同士の連携が重要となってくる。このため、あまたあるコーディネーターの活動が混乱しないように整理する必要があり、コーディネートを誰が中心となって進めていくのか、などの役割分担等も検討することが非常に重要となる。情報交換、協議の場を設置することなどが求められる。

●考えられるコーディネーターの担い手（一例）

・ 社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター

住民同士のささえあいによる地域福祉活動を進めるための、住民間や関係者をつなぐネットワークづくりと多世代の地域生活課題を解決するための地域資源の開発を進めることを目的に、4つの基本圏域をそれぞれ担当。地域生活課題の解決の場づくりである、助け合いプラットフォーム事業や民生委員児童委員と連携しながら専門機関等へつなげる個別支援を行っている。

・ 地域包括支援センターの見守りささえあいコーディネーター

介護保険の地域支援事業に基づく生活支援コーディネーター業務と大田区独自の活動を推進する役割として、23か所ある地域包括支援センターに配置されている。見守りキーホルダーの登録推進や地域の団体・企業等の見守りネットワークを構築している。

・ 高齢者施設従事職員

老人いこいの家、シニアステーション等の高齢者施設に従事し、高齢者の元気維持・介護予防や教養の向上、レクリエーション等の場の提供などを行っている。

・ 特別出張所職員

特別出張所は区内 18 の日常生活圏域ごとに所在し、域内の高齢者を含む区民の方の暮らしに係る事務を取り扱っている、出張所職員は区民と行政との身近な接点であり、区民施設の管理運営業務などにも携わっている。

また、コーディネーターとの位置づけではないが、「施設」と「ひと」とをつなぐ役割の担い手として、施設近隣の区民の方の存在が考えられる。

自治会・町会の役員の方々、民生委員、民間が設ける通いの場等の開催者 等

＜「重層的支援体制」における「老人いこいの家等」の位置づけ＞

- 「老人いこいの家等」は、地域の人が集い・憩う場所であると同時に、“元気・健康維持”にむけた事業やその他の事業等を行う場所でもある。「老人いこいの家等」に地域の人々が集まることを通じて、「ひと」と「ひと」とがゆるやかな「つながり」を結び、「ささえあい」を生み出す施設として、「地域づくり支援」、「参加支援」を補助する「場」としての役割を果たしていく。
- 「地域づくり支援」、「参加支援」を補助する「場」としての役割を果たしていくにあたり、「老人いこいの家等」の施設は区内に点在しているという強みを生かし、「場」の提供・活用という面で最大限の効果を生み出せるよう努める。
- 「ひと」づくり、「地域」づくりなどを通じ利用者相互の交流や観察の中から、その人の抱える課題・問題等に気づくこと。そして関係機関へのつなぎ役として、包括的相談支援の入り口の役割を持たせるところから始めることとする。

# 公と民、様々な活動団体や企業と地域とが つながる場としての機能について ～リビングラボ的な機能の構築について～

## 4

### 1) 現状

- 現在の老人いこいの家等において、リビングラボ※のような公と民、様々な活動団体や企業との連携等が行われている事例はほとんどない。
- 企業が何かを作って、区民生活に役立つのかを試してみたいという話はあるが、なかなかその場がすぐに準備できないということもある。年代を問わず、様々なレベルの方へのアクセスの問題、プログラムの問題、商品の問題で、どうすれば民間企業と連携できるかを、各自治体レベルで進めているところも多い。企業が「場」を求めていることは確かである。

### 2) 今後の方向性

- 将来的な展望として、サービス等が区民生活に役立つのか試してみたい、意見をききたいと「場」を求めている企業に対し、それを提供するという機能をもたせていく。まずは、モデル事業として単発的な試しの「場」の提供からはじめていく。
- 区には大小様々な企業があるので、そことどうやって連携するかが課題である。同時に、悪質事業者等が入り込まないように、事前の対策も必要である。
- どの部分に民間企業が参入すべきか、整理することも大事であり、アイデアの出し合いも必要である。民と官と学を交えて、勉強会などを行い、「老人いこいの家」でできそうなこと、民との連携で可能なことを検討していく。
- 区全体に目を向けたとき、この施設が企業向けに使えるリビングラボのようになっていけば、次の時代の展望として望ましい。
- 「場」の提供だけでなく、区事業とのコラボや、区事業への展開等も将来的にはありうると考えられる。
- 区の地域力を十分に発揮し、中・長期的視点をもって関係部局と協議しながら進めていく。

※「リビングラボについて」参考資料参照

### Ⅲ 施設機能の展開について

#### 1 新しいタイプのシニアステーションのめざすところ

以上、新しいタイプのシニアステーションに必要と思われる4つの機能について掲げてきた。

その施設がめざすところについては次のとおりとする。

地域住民の“元気・健康維持”の活動を通じ  
「ひと」と「地域」のゆるやかなつながりを育てる施設へ

～あらたなささえあい<互助・共助>、地域コミュニティの構築を支援、  
「共生」へとつながるまちづくりへと導く～

～他の施設等と連携し、地域共生社会の構築にむけた取組を  
支える機関のひとつとしての役割を果たす～

～人と健康をつなぐ「場」、人と人をつなぐ「輪／和」、地域を支える「協働・共生」～

新しいタイプのシニアステーションでは、高齢者だけでなく多世代の方にとっても「行きたい、行ってみたい、やってみたい施設」となることをめざす。

しかし、課題として以下の2つがあげられる。

① 4つの機能すべてについて、一斉に全施設で展開することは難しい  
(設備・面積・居室等の問題)

➡ 展開の順序、役割分担等の検討をする必要がある

② 4つの機能をもつ施設を運営できる事業者への委託

➡ 人手不足等も考慮した委託方法、選定方法の検討を進める必要がある

## 2 施設機能の展開について

### 1) 4つの機能の関係について

～4つの機能とそれぞれの関係性～

4つの機能はそれぞれ独立しながらも、他の機能とも密接な関わりをもつ

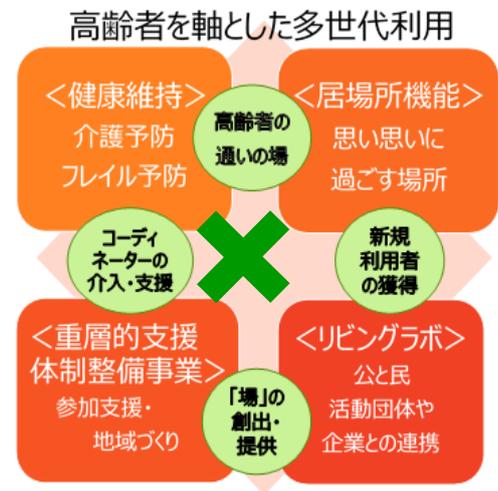
機能1 <元気・健康維持の場としての機能>

機能2 <居場所機能>

機能3 <重層的支援体制整備>に  
資する場所としての機能

機能4 <リビングラボ>的活用もできる機能

- 4つの機能は、高齢者を利用者の軸とした多世代利用をフィールドに、それぞれ次のキーワードでつながり、関わり合いながら、発揮されるものである。



～4つの機能をつなぐもの（キーワード）～

- 機能1「元気・健康維持」と 機能2「居場所」では、「高齢者の通いの場」、
- 機能1「元気・健康維持」と 機能3「重層的支援体制整備事業」では、「コーディネーターの介入・支援」
- 機能2「居場所」と 機能4「リビングラボ」では、「新規利用者の獲得」
- 機能3「重層的支援体制整備」と 機能4「リビングラボ」では、「場の創出・提供」

### 2) 施設ごとにみた、4つの機能の実施の方向性について

- 機能1と機能2については、標準機能として全施設での実施をめざし、準備を進める。
- 機能3と機能4については、各地区の地域性や施設状況、企業・団体等の営業活動等と施設の性格のバランスを鑑みつつ、考え方をブラッシュアップしながら、進めていく。

施設ごとに、4つの機能の実施の進め方をまとめたものが次の表である

		機能1+機能2 (標準機能)	機能3 (地域事情や施設状況に応じて発揮する機能)	機能4
シニア ステーション	新設館 (羽田など)	全施設で実施する	計画的・段階的に 実施を進める	計画的・段階的に 実施を進める
	いこい 転用館 (馬込など)	全施設で実施する	計画的・段階的に 実施を進める	計画的・段階的に 実施を進める
老人いこいの家		全施設で実施する	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす
ゆうゆうくらぶ (要 利用者への説明)		計画的・段階的に 全施設で実施する	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす	実施可能な施設から 計画的・段階的に 実施をめざす

### <シニアステーション>

- 比較的4つの機能との親和性が高いと思われる。標準機能(機能1と機能2)は、実施済である。  
機能3・機能4は、関係部局等の協力等をいただき、効果的な実施にむけた検討、必要な手続き、準備等の調整をしながら進めていく。

### <老人いこいの家>

- 標準機能については、実施済である。シニアステーションと同様に、段階的に機能の充実に努めていく。

### <ゆうゆうくらぶ>

- 現在、地域未来創造部が所管していることから、今までの施設事業とは大きく異なるところもでてくる。
- 部局間調整のほか、施設を所管する特別出張所などへの庁内調整、現在の利用者への説明、委託事業者への説明など事前の準備が必要不可欠であると考えられる。
- 拙速な実施は行わず、施設の改築計画等も考慮しながら、計画的・段階的に調整、説明を実施したうえで進めていくこととする。

### <モデル地区・モデル事業での実施について>

- 機能3、機能4については、施設事業や施設設備だけでなく、地域事情や地域性等に左右される部分もあるため、庁内調整等の結果、モデル事業としての実施や、モデル地区を選定しての実施など、考え方や進め方など機能の精査を行ったうえで実施できるものとする。

## 3) 4つの機能を生かす設備について

### <和室から洋室化>

- 生活様式の洋式化に伴い、時代に対応した室場の仕様の変更
- 老人いこいの家の大広間については、介護予防事業(元気アップ教室など)の会場等として利用するため、平成30年度に全館畳からフローリング床化を実施した(クッションフロア)。体操のための椅子だけでなく、感染症予防のための衝立などを置いている場合もあるが、畳と比べ安定するため、使い勝手は良くなっている。
- 施設により異なるが、静養室などでは畳敷きの部屋がまだ残っている。畳自体のメンテナンスが十分でないこともあるが、囲碁・将棋等の実施の際、畳に直に机と椅子を置くことにより、畳が傷みやすい状況にある。
- フローリング化することにより様々な事業に使いやすく、またメンテナンスや掃除のしやすい床に変え、居室の利用価値や使用頻度を高める。

### <浴室について>

- 老人いこいの家からシニアステーションへ転用する際、またはシニアステーションを新設する際のシャワー設備については、個別に検討、調整する。なお、浴室については、レジオネラ菌等の繁殖防止に対する管理体制が十分に確立できないため、利用は行わないこととする。

#### <インターネット環境の整備>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者を対象とした事業等は、これまでの大人数の会場参集型から、少人数による参集型、リモート型事業の実施と、事業の実施スタイルは大きく変化した。ICT化の波は、これまでなじみの薄かった高齢者層の事業にも確実に押し寄せてきている。
- 閉じこもりがちな高齢者が、地域社会とつながれるように支援する必要も生じており、その際にもオンライン交流などの手段は有用である。
- インターネットの活用は、手軽に会話をしたり情報交換したりするためには必要かつ有益ではあるが、一方でその利用や操作に不慣れなことから不安や抵抗感などを感じる高齢者も少なくない。
- デジタルデバイドを少しでも解消するためにも、施設を利用したスマホ教室の開催など使い方を学ぶ機会を設けたりすることはもちろんであるが、その使用に長けた若者が高齢者等へ使い方をサポートする場を設けるなどにより、多世代交流のきっかけとなる可能性もある。

#### 4) その他調整等が必要な点

##### <役割・機能を支える施設運営のあり方について>

- 多世代への対応ができる場、多世代がつながる場をセッティングできる力のある法人等が運営に携わるべきと考える。
- シニアステーションの運営法人については、公募型プロポーザル方式により選定する。その際、新しい機能を持った施設運営の視点をもって実施する必要がある。
- また、選定にあたっては、現行どおり各地区における地域包括支援センターとの一体性を担保するための方策も検討していく必要がある。  
同時に、日常生活圏域（特別出張所所管区域）ごとの状況を踏まえつつ、必要に応じて地域未来創造部とも調整をしながら進めていく。

##### <施設運営を取り巻く社会環境への配慮>

- 介護事業者は慢性的な人手不足という労働環境になっており、近年では、社会全体として、人手不足になってきたことから、公共事業であっても利益が見込めない事業に対し、民間事業者の受注に対する姿勢が厳しさを増している。  
このため、受託事業者の視点も考慮した機能整備が必要になっている。
- 施設運営のための人材が不足する中、無人化などにより運営時間を延ばしたり、電子錠化することで災害時に速やかに地域に開放するなど、新たな運営方法を検討する。

## IV 施設の適正配置について

### ① 4つの機能を活かすための施設配置について

#### 1) 大田区の地域特性、人口動態

- 大田区は南東部が平野エリア、北西が台地エリアという地域特性となっている。千束・雪谷・馬込地区等は坂の多い地域であり、平地に比べて高齢者の歩行による移動可能距離も短くなると推察される。老人いこいの家等施設については、送迎の手段を有していないことから、施設配置については、施設への交通の利便性などを考慮しつつ、通所可能圏域を考慮する必要があると考えられる。
- 大田区の人口動態については、蒲田・大森地区等で高齢者人口比が30%以上と高く、一方で高齢者人口比が20%未満の地域も区内各所に散見される。しかし、大田区も全国の例に漏れず高齢化の進展は顕著であり、区内全域で高齢者施策のニーズは相応にあるものと捉えている。
- 施設によっては、シルバーパスなどを利用し、広域的な利用がみられるがその実態が不明であることから、本方針策定以降、利用実態を調査し明らかにする必要がある。

#### 2) 施設配置の現状

- 現在、区内には次の施設が配置されている。(令和7年3月現在)
  - 老人いこいの家 14施設
  - ゆうゆうくらぶ 6施設
  - シニアステーション 10施設また、今後、新設を予定しているシニアステーションが3施設ある。
- 大田区では、地域包括支援センターが核となり、地域拠点の特別出張所と連携しながら、地域の多様な資源をつなぎ、介護予防・生活支援を中心とした地域づくりを進める日常生活圏域を区内18か所の特別出張所所管区域で設定している。現状は、各日常生活圏域において、前述のいずれかの施設が1か所以上所在し、地域づくりにおいて「集い」や「憩い」などの必要な場の一つになっている。

#### 3) 施設配置にあたっての基本的な考え方

- 本方針にあたっては、既存施設をリセットして理想の配置を想定するものではなく、既存施設の所在を前提として、適正な施設配置について考えていく。
- 多様な地域資源が相互に連携して「地域包括ケアシステム」の構築、推進に資する区域である日常生活圏域においては、地域における「ひと」づくり、「つながり」づくりを機能の一つとして担う新しいタイプのシニアステーションは最低1か所以上の設置が必要と考えるが、実際の高齢者の移動動態を考慮した配置が必要。
- 大田区の地形、交通利便性等の地域特性や、高齢者の人口動態なども考慮が必要となる。

- 施設の適正配置にあたっては、大田区公共施設等総合管理計画を踏まえるものとし、高齢者支援に必要なサービスの提供や場の創出が必要となる場合には、老人いこいの家等高齢者施設によらず、公民の既存施設等の有効活用も視野に入れる。

### ●大田区公共施設等総合管理計画における適正配置方針

総合管理計画における行動計画

#### 【適正化の目標】

「効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現」

財政を取り巻く環境の先行きが不透明な中、今後の公共施設整備にあたっては、区有施設の老朽化への対応と変化する区民サービスへの柔軟な対応を両立させる必要がある。

今後は、地域ごとの将来のまちづくりを見据え、効果的・効率的な施設マネジメントによって区民サービスの維持・向上を実現する。

#### 【5つの柱】

- 1 地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- 2 施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- 3 学校施設の複合化・多機能化による、地域コミュニティの活動拠点づくり
- 4 適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減
- 5 公民連携と部局横断的検討体制の構築



#### ●公共施設等にかかる今後の見通し

- ・大田区公共施設適正配置方針策定時の面積 約 124 万 m<sup>2</sup> に対し、約 1 割削減すると、公共施設における過去の実績値 134.5 億円以内に収まる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響など先行きが不透明な財政状況を考慮すると、公共施設の適正配置は必要不可欠である。
- ・2015 年度に掲げた「2060 年まで概ね 1 割程度総量削減」に向け、引き続き公共施設の適正配置に取り組む

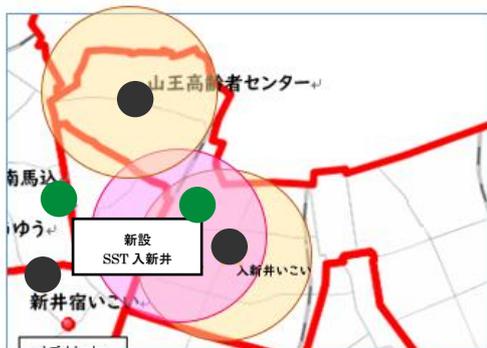
※大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月版）より一部抜粋加工

## 4) 適正配置に係る考察の視点

- 本方針は、現時点で既存施設の存否について個々に計画を行うものではないが、既存施設については、利用状況や施設の修繕、改修等に要する費用、近隣施設の配置状況などの施設を取り巻く種々の要件を総合的に勘案して施設の継続運営、集約・複合化等を判断していくこととなる。このため、実施段階においては、利用者の移動動態の調査を実施し、施設ごとに詳細な検討を行ったうえで個別に判断する。

## 既存施設の配置状況に係る考察（一例）

（入新井地区）



円は、高齢者が休憩をとらずに歩き続けられるとされる約 10 分間に移動可能な距離 500m を半径として、施設の通所可能距離を設定したもの（以下、「施設カバーエリア」という）

入新井地区には入新井老人いこいの家と、山王高齢者センターがあり、これに加えシニアステーション入新井が令和 6 年度に新設された。

左図は、各施設における高齢者の通所可能距離を円表示して示したものである。入新井老人いこいの家と新設のシニアステーション入新井とはエリアの重複が見られることから、統合、機能移転※し、新しいタイプのシニアステーションとしての 4 つの機能を備えることをめざす。

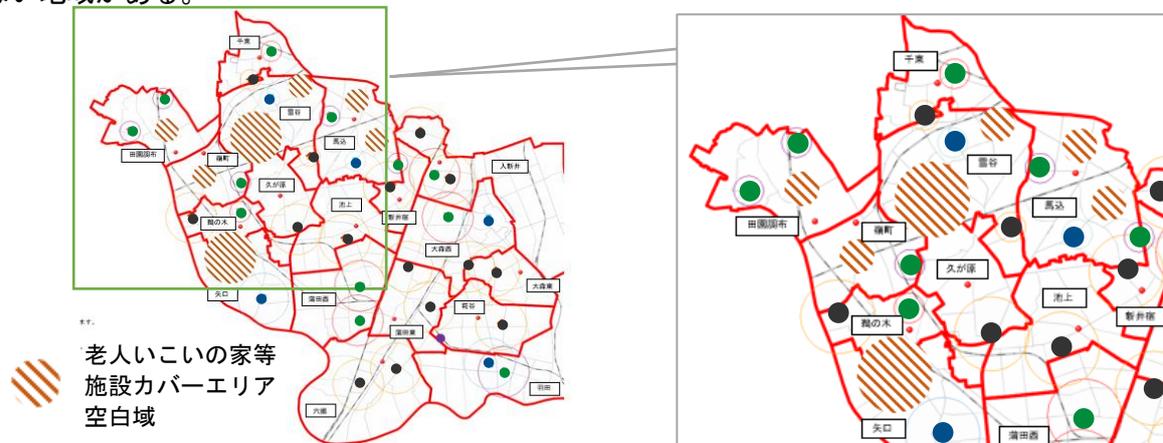
一方、山王高齢者センターについては今後、通所圏が重複するか、検討をする必要がある。

※…機能移転等の考え方については、施設カバーエリア以外についても考慮している。

- 一方、区内には施設のカバーエリアの及ばない地区も複数存在している。公共施設総量の削減が必要とされる中、当該地区には、高齢者施設の新規開設によらない方法で、サービス提供や「憩い」「集い」の場の創出を検討する必要がある。
- 今回の検討は、徒歩での移動を前提としたが、本方針に沿った配置を実施する場合、自転車、電車バス等の公共交通機関等の利用実態、プログラムの内容と移動距離の相関などを加味する必要がある。

## 施設カバーエリアの空白域

徒歩移動を前提とした場合、施設ごとのカバーエリアを、仮に平地で半径 500m、坂道など勾配のある場所で半径 200m として設定すると、北西部の台地エリアで施設のカバーエリアが及ばない地域がある。



- 施設カバーエリアを仮に徒歩移動に限って想定した場合に生じる空白域でのサービス展開や、場の創出、確保策の検討にあたっては、区の高齢者向け以外の施設の利用可能スペースや、民間事業者・団体等の施設等の活用を検討する。

(活用可能性を見込む施設・案)

区	特別出張所、文化センター、図書館、小・中学校、公園 等
民間	民間事業者施設、医療機関、私立学校、神社・寺 特別養護老人ホーム(地域交流スペース等)、介護サービス事業所(通所・宿泊施設)、こども食堂、つどいの場・サロン 等
活用イメージ	体操教室・文化教室の開催 フレイル予防講座、認知症カフェ等区事業の実施 こども食堂・サロンなど交流の場への社会参加 等

- 施設カバーエリアを仮に徒歩移動に限って想定すると、空白域における民間施設等を利用した「場」の活用にあたっては、それぞれの場を「サテライト施設」と位置付け、日常生活圏域に1か所以上設置する新しいタイプのシニアステーションを基幹施設として相互の連携、交流や、基幹施設からサテライト施設への専門家や講師の派遣などのアウトリーチを推進するなどのフォロー体制の構築が必要となる。また、サテライト施設の運営主体は区によらず、地域区民活動団体等が担い手となることを期待し、必要な支援を区が行っていくことが考えられる。
- 実際には、自転車での利用や交通機関による利用者も多く、移動手段や移動距離の把握が必要である。

## 2 施設の適正配置について

### 1) 適正な施設配置に係る視点

前述の要因や考察の視点等から、適正な施設配置に係る視点を以下とする。

- 1 既存施設の集約化、複合化等による適正配置を前提とする。
- 2 4つの機能を備える新しいシニアステーションを基幹施設として日常生活圏域に1か所以上の配置を原則とし、高齢者人口の多い地域等については、複数施設設置を検討する。
- 3 施設の複合化、統合化並びに機能維持等に係る検討にあたっては、大田区公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、「施設品質(耐震性、劣化度等)」や「現状及び今後求められる機能(利用者属性等の実態や運営・維持管理コスト、将来の利用予測、多世代利用・多機能化等)」「地域特性(利用者数、人口動態、地域事情、地形、高齢者の移動可能範囲等)」などをもって、総合的な検討を行う。

### 2) 適正な施設配置の展開について

- 適正配置に係る考え方は、本方針の対象である老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ、シニアステーションについて共通する。  
このため、適正配置に係る集約化、複合化等の考えは、福祉部・地域未来創造部の両部局にて、上記の視点等に基づき、協議・調整のうえで各施設の取り扱いについて判断を行うものとする。
- 人手不足が深刻化する中、多くの施設を維持するだけの人員確保が困難になっており、人員配置を手厚く行う施設の集約化を進め、管理人の無人化や統合などにより、限りある地域社会の人的リソースを有効に活用する方針とする。

### 3 今後のステップ

- 日常生活圏域における新しいタイプのシニアステーションを基幹施設としたサテライト施設・地域とのネットワーク形成の検討に向けて、以下のような段階を経て、相応の時間を投じて調査、調整等を行ったうえで検討を進めていく。
- 今後、シニアステーション、老人いこいの家、ゆうゆうくらぶ等の高齢者施設の利用者の定量的なデータを整理し、施設の具体的な配置案を検討する。

#### **Step 1**

既存施設の「耐久度、劣化度等のハード面の状況」や「利用者属性、利用頻度、利用内容等の利用実態」について把握する。特に、利用実態については、現行で情報収集の手立てが講じられていないことから、その仕組みを含め検討する。

#### **Step 2**

利用者実態を調査の上、施設カバーエリアの空白域が生じた場合は、地域資源（民間事業者、地域活動団体等）の洗い出しを行う。

#### **Step 3**

サテライト施設の展開と基幹施設とのプラットフォーム形成は、区内全域で一斉に行うには膨大な時間や経営資源を要することから、調査、把握した施設の実情や地域資源等の状況から、対象エリアの優先順位付けを行う。特に初期段階にあつては、先例となるモデルエリアとして設定する。

#### **Step 4**

モデルエリア内の地域資源（民間事業者、地域活動団体等）とのネットワーク形成を図り、「憩い・集い」の場の確保、場を運営する担い手探しへとつなげる。

また、地域プラットフォームの基盤整備として、多様な主体に参画してもらう合議体を組成して検討、調整を行っていく。

#### **Step 5**

上記検討、調整内容を踏まえ、基幹施設との連携のもとで、サテライト施設で実施可能な「居場所づくり」や「元気・健康維持」等の機能を展開していく。

サテライト施設における実施内容等については、適宜のモニタリングでPDCAによるブラッシュアップを図っていく。

※上記は進め方の一例であり、状況に応じて適切に対応する。

## 4 今後のスケジュール

### 1) 具体化しているスケジュール

令和7年3月現在

施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
包括大森	こらぼ大森 内	移 転	大森西二丁目複合施設(暫定)		
ゆうゆう くらぶ大森西	包括大森 暫定移転終了後、ゆうゆうくらぶ → SST				
包括蒲田西	社会福祉センター 内		移 転	都区合同庁舎	
SST 蒲田西			設 置		
包括 たまがわ	特養たまがわ 内		移 転	南久が原二丁目複合施設	
SST 鶺の木			設 置		
ゆうゆう くらぶ洗足	ゆうゆうくらぶ洗足			工 事	
SST 洗足					

※ 名称については、現行名称や仮称を含み、確定した名称でないものが含まれている。

### 2) 今後、具体的スケジュールの検討が必要な施設

- 矢口区民センター（ゆうゆうくらぶ矢口）のシニアステーション化
- 馬込区民センター（ゆうゆうくらぶ馬込）、萩中集会所（ゆうゆうくらぶ萩中）、大森東地域センター（ゆうゆうくらぶ大森東）については、実情に合わせて個別に機能や位置づけ等について、今後、検討を行う。
- 既存不適格や再建築にあたって過大な費用を要する施設、地域に公共施設が少ないため利用対象者の拡大が望ましい施設、用途変更が地域から期待されている施設などは、部を超えて広い視野での検討を行う。

## V 参考資料

### 1 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会の設置の経緯

現在、高齢者の通いの場となっている施設は、老人いこいの家、シニアステーション、ゆうゆうくらぶがあるが、老人いこいの家やゆうゆうくらぶについては、建物の老朽化が進むとともに、利用者の固定化や生活様式が変わったことによる設備の更新など、様々な課題を抱えており、その解決・解消を図ったうえで、施設の更新にあたらなければならない。

そのため、福祉部としての具体的な施設機能及び配置の方向性について整理する必要がある。

このため、令和3年度に大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会を設置し、施設が抱える課題の解消に向けた対応も含め、以下の点について検討を進めた。

- 1) 現状及び今後の高齢者の状況を踏まえ、今後の施設に求められる必要な機能等について
- 2) 限られた施設の中で、必要な機能を最大限生かすための設備について
- 3) 施設機能・設備を生かす運営方法について
- 4) 施設の適正配置の考え方について

検討にあたっては、福祉部所管の老人いこいの家だけでなく、現に機能転換を行ったシニアステーション、ゆうゆうくらぶについても対象とし、これら的高齢者施設を一体的に検討した。

施設利用者についても、高齢者をその中核層としながらも多世代交流等の今後の施策の方向性等も踏まえ、柔軟に対応することが求められる。

これらの経過を経て令和3年度から令和4年度の2か年に渡り検討を重ねた。

## 2 大田区立老人いこいの家等あり方検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	今井 伸	十文字学園女子大学	委員長
学識経験者	藤原 佳典	東京都健康長寿医療センター研究所	
民生委員	吉田 久司	大田区民生委員児童委員会長協議会	
社会福祉協議会	中原 賢一	大田区社会福祉協議会	
区職員	今岡 正道	福祉部長	副委員長
	張間 秀成		
区職員	河原田 光	企画経営部施設整備課長	
	中村 誠		
区職員	東穂 泰孝	地域力推進部副参事(計画調整担当)	
	大淵 ひろみ	地域力推進部地域力推進課長／地域力推進部副参事(計画調整担当)	
区職員	首藤 拓郎	地域力推進部大森西特別出張所長	※
区職員	浅沼 雄一郎	福祉部元気高齢者担当課長	
	田中 ひろ子		

※任期は令和5年3月31日まで

※区職員については年度に伴う人事異動があったため、上段は令和3年度委員、下段は令和4年度委員として表記

※大森西特別出張所長については、令和4年5月26日より委員に追加

### 3 大田区立老人いきいの家等あり方検討委員会経過と主な議題

今回の検討については、令和3年度、4年度の2か年にわたり検討を進めた。令和3年度は主に施設機能について、令和4年度は施設の適正配置について検討した。検討委員会の日程と主な議題は次の表のとおりである。

#### 検討委員会日程 【令和3年度】

回数	日程	会場	主な議題
1	7月6日(火)	山王高齢者センター	現状確認、課題把握、施設見学
2	8月4日(水)	WEB会議	多世代利用と居場所機能の維持について
3	8月19日(木)	WEB会議	介護予防・フレイル予防の実施について
4	12月13日(月)	蒲燃第3ビル KN-801会議室	施設機能の展開について
5	1月17日(月)	WEB会議	「中間のまとめ」について

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回、第3回、第5回会議についてはWEB会議形式により実施した。

#### 検討委員会日程 【令和4年度】

回数	日程	会場	主な議題
1	5月24日(火)	蒲燃第3ビル KN-803会議室	施設の適正配置について
2	6月7日(火)	カムカム新蒲田	施設の適正配置について 施設見学
3	8月30日(火)	蒲燃第3ビル KN-802会議室	「最終のまとめ」について

## 4 過去の検討経過

これまで、老人いこいの家については、様々な検討がなされ、都度一定の方針が示されてきた。今回の検討においては、過去の検討結果を踏まえながら進めている。そのため、過去の検討経過・結果等について簡単にまとめた。

### ●平成21年度 老人いこいの家再構築について（庁内検討）●

- ・新規事業の導入や既存事業の廃止、導入による効果、構築段階で想定される問題などを提起
  - ・ただし、全庁的な調整が必要なゆうゆうくらぶとの調整、いこいの家の統廃合は除外
- (1) 再構築の必要性
- ①施設の構造上の限界      ②特定の利用者の存在      ③利用者の高齢化
  - ④コスト増と歳入不足      ⑤専門職の人材不足（健康面や介護予防等相談・指導）
- (2) 再構築の考え方 ～ 新たなニーズへの対応及び歳入の確保の視点から ～
- ①テナントの導入    ➡飲食店関係。障がい者、高齢者雇用など別の施策とあわせて実施すべき
  - ②情報ネットワーク（LAN）の構築    ➡情報提供・集約機能の充実
  - ③介護予防事業の充実    ➡高齢者実態調査で要望が多かったため導入検討、包括の連携
  - ④施設全体のモデルチェンジ（①②③を踏まえた間取りや仕様）  
➡新規事業と既存事業との調和
  - ⑤ひとり暮らし高齢者の見守りの拠点    ➡地域としてサポートする体制づくり
- ・以上を踏まえ、既存事業を整理し、廃止事業を提案（浴場、敬老祝い菓子、給茶機、新聞）

### ●平成22年度 老人いこいの家再構築（庁内PT）●

- ・関係各課長による庁内PTを立ち上げ、高齢福祉施策の中で老人いこいの家が果たしていくべき基本の方針やコンセプトを再検討
- (1) 機能のあり方
- ➡介護予防、社会参加、見守り、交流等が機能として考えられる
- (2) 体制のあり方
- ➡機能の効果的展開のため必要な体制整備はどうあるべきか  
要介護者の利用にも対応可能な体制（バリアフリー、有資格者の配置）  
館ごとに機能の分担、他機関との連携強化 などが考えられる
- (3) 運営体制
- ➡4地域単位ごとのエリア運営。委託方式か指定管理方式か
- (4) 再構築のコンセプト
- ➡（元気高齢者用）介護予防館、社会参加館、いきいき交流館  
（要介護者用）ケア対応館
- (5) コンセプト実現にむけた課題整理
- ➡①ニーズ、基礎データの詳細把握、②ハード的課題（改築等）、  
③浴室等の扱い、④利用者との合意形成、⑤モデル事業化  
⑥利用方法、開館時間、対象者の検討  
⑦現行条例の改廃、新条例制定にむけた検討 等

●平成23年度 高齢者福祉施策の再構築に係る検討会（庁内検討）●

「老人いこいの家が多くくの区民にとって魅力的な地域の施設になるために必要な改善」を論点に検討

- ・方向性、基本方針として
  - ①機能の分散化・重点化
  - ②個人や自主サークルなどの介護予防の取組支援の強化
  - ③高齢者の生涯学習を支援する機能の強化
  - ④見守りやケアを必要とする方への配慮
- ・検討を深める必要がある事項
  - ①浴室など既存事業の見直し
  - ②受益者負担の導入
  - ③モデル事業・モデル館の実施

●平成27年度 老人いこいの家 あり方について（庁内検討）●

- ・地域包括ケア体制の構築にむけ、高齢者の元気維持と介護予防から支援までの活動拠点として、地域包括支援センターとの一体的な運営をめざすために、事業の見直しを行う

「高齢者が行きたい、行ってみたい、やってみたい施設へ」

⇒シニアステーション事業

- ・老人いこいの家が以下の役割を担っていくことは大きな転換を図る好機である
  - ① シニアステーション事業（モデル事業）地域で身近に利用できる拠点づくり  
田園調布・嶺町地区での実施 →事業検証後、地域事情等踏まえ展開していく
  - ②浴室及び広間の見直し →浴室の段階的廃止、広間のフローリング化
  - ③生活総合機能改善機器の導入 →総合事業の開始に伴い、要支援1・2の受け入れ
  - ④チャレンジ講座の充実 →新規利用者の獲得をめざし、新しい講座を企画
  - ⑤ゆうゆうくらぶとの連携強化 →①の事業の検証を踏まえ、協議

## 5 リビングラボについて

### <概要>

- リビングラボ（Living Lab）の定義はいくつかありますが、一般的には「新しい技術やサービスの開発にて、ユーザーや住民も参加する共創活動。またはその活動拠点」のことを言います。生活空間（Living）が実験室（Lab）というのがリビングラボの基本的な考え方です。
- リビングラボではユーザーからニーズを拾い上げるほか、企画の時点から参加してもらうのが特徴です。さらにモニターとして実際に開発中のものを使ってみて、改良するためのアイデアを出しあうこともあります。リビングラボでは、ユーザーがより主体的に参加して、意見を出すだけでなく実際に活動するというのが大きなポイントです。
- 開発における「企画」「開発」「評価・テスト」「改善」といったすべてのプロセスにユーザーが参加するため、住民グループなどユーザーが集まる場所をリビングラボの拠点として、活動を続けていくのが一般的なスタイルです。
- 「リビングラボ」には、企業が他の企業や団体などと協力し、新しい技術やサービスの開発づくりを行う「オープンイノベーション」の考え方が根底にあります。
- 日本でもオープンイノベーションに取り組む企業が増えつつあり、企業のほか大学などの教育機関、NPOなどの団体と組むケースも多いのですが、最近では住民やユーザーも参加することもあり、こうした活動の拠点として「リビングラボ」が注目を集めています。

### <活動ジャンル>

- 現状では、主に高齢者の健康管理や生活向上のための活動。社会問題の解決を継続的に行うため事業化をめざす活動。また、障がいや貧困といった問題をもつ方をサポートする「社会的包括」的な活動など、本来は行政側が行うような活動が多くなっています。
- 企業が新製品や新サービスの開発につなげるというよりは、地域の課題について住民も参加することで解決しようとする目的が多い傾向にあり、「社会問題の解決につながる」という効果が期待されています。

### <メリット>

- 行政にとっては、住民が意見を出し合うことで、行政側が認識していなかった地域の問題が明確になります。またリビングラボで住民や企業とアライアンスを組むことで、行政だけでこうした地域の問題を解決するより、コストの削減や人材不足の解消も期待できます。
- ユーザーや住民にとっては、リビングラボの活動を通じて、今まで地域活動に参加していなかった方が参加するきっかけになったり、さらに住民同士の交流が増えるというメリットがあります。また、地域の問題に対する自分の意見を伝えることができ、リビングラボの活動を通じて、潜在的な問題に本人が気づくこともあります。
- 企業にとっては、ユーザーとの関係が深くなり、企業が把握できなかった潜在的なニーズが発掘できたり、既存の住民グループと組み、まとまったユーザーのグルー

プとつながりを持てることで、調査研究の効率化が期待できます。  
○リビングラボをベースにすることで、官民がアライアンスしやすいというのもポイントです。

### <参加者・拠点>

- リビングラボではさまざまなステークホルダーが参加しますが、中心となるのはユーザー（または住民）です。
- ユーザーのほかに参加するのは、サービス開発をめざす企業、地域の課題解決をめざす自治体やNPO法人、地域に関する研究を行う大学などの教育機関が多く、リビングラボの活動ジャンルによって異なります。

### <注意点>

- 参加者が多すぎると目的がズレやすくなり、多様な意見が出て收拾がつかなくなることもあるため、ゴールにあわせて、ステークホルダーを絞り込み、増やしすぎないことも重要です。
- リビングラボは実証実験の場であるため、状況によっては、想定していた最終的なアウトプットが出ないケースもあることも認識しておく必要があります。
- 住民やユーザーにとって、リビングラボは馴染みのない活動のため、いきなり参加を求めても人が集まらなかったり、集まっても活動が停滞したりという問題が起こりがちです。時間をかけて参加者の意識を高める取組も必要です。
- リビングラボは同じメンバーで何度も話し合う機会が必要なため、行政が所有するコミュニティスペース、カフェや図書館など、世代や属性に関わらず住民やユーザーが気軽に集まることができ、参加しやすい場所を確保できるかどうかも成功のポイントと言えます。

（出典：株式会社みらいワークス Freeconsultant.jp 内容を一部編集）

### <主な事例>

○行政が中心となり、地域の課題解決をめざす「鎌倉リビング・ラボ」

参加者には、鎌倉市の町内会のほか、NPO法人（タウンサポート鎌倉今泉台）、東京大学高齢社会総合研究機構や三井住友フィナンシャルグループといった大学・企業も入っています。

取組のひとつが、ベルギーの医薬品メーカーの「日本進出にあたり日本人のニーズを知りたい」という依頼に基づく調査で、町内会やNPOがリビングラボに参加する市民をコーディネートし、集まった市民にヒアリングを実施しました。

鎌倉市や東京大学にとっては、高齢者の生活実態をより詳しく把握し、生活向上につなげる施策を検討するのが狙い。今後も高齢者の生活支援に関連するサービス・製品の検討や実証の場として、リビングラボを活用していく予定です。

注目したいのは行政が地域の課題解決のために活用するケースが増えている点。神奈川県が「神奈川 ME-BYO リビングラボ」というプロジェクトを立ち上げ、高齢化社会への対策として病気予防に関する事業を支援しており、ME-BYO リビングラボプロジェクトでは実証実験を行いたい事業者を募集しています。

**大田区立高齢者等通いの場整備方針**

**令和7年4月**

**大田区福祉部高齢福祉課**

**〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14**

**電話 03-5744-1252**

**FAX 03-5744-1522**

健康福祉委員会
令和7年4月15日
福祉部 資料7番
所管 介護保険課

## 介護助手導入支援事業の実施結果について

### 1 事業の概要

身体介護等の専門的な業務以外の補助的業務を担う介護助手として、元気高齢者等を雇用することを希望する介護事業所に対し、その募集や導入に向けた助言等を行い、マッチングまでを区が支援する。

### 2 事業の目的

介護職場における補助的業務を介護助手が担うことにより、介護職員は専門職としての業務に注力でき、負担軽減につながることから、職員の離職防止や介護サービスの質的向上を図る。

また、地域の元気高齢者等が介護助手として就労することで、社会参加や生きがいづくりにつなげる。

### 3 令和6年度実施結果等

#### (1) 事業所向け介護助手導入講座

参加者：17名（会場6名 オンライン11名）

#### (2) 個別支援事業所選定

指定通所介護（雪谷地区）

介護老人福祉施設（糀谷地区）

#### (3) 元気高齢者等向けセミナー

雪谷地区参加者 16名

糀谷地区参加者 13名

#### (4) 介護助手希望者と介護事業所とのマッチング支援（お仕事説明会・見学会）

指定通所介護 参加者7名

介護老人福祉施設 参加者27名

#### (5) マッチング結果

指定通所介護

1名採用予定（主な業務内容 清掃等）

介護老人福祉施設

2～3名採用予定（主な業務内容 洗濯、リネン交換、食器洗い等）

#### 4 令和7年度実施スケジュール（予定）

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| （1）事業所向け介護助手導入講座開催  | 5月から7月  |
| （2）介護助手導入のための個別支援実施 | 7月から11月 |
| （3）元気高齢者等向けセミナー実施   | 12月     |
| （4）マッチング支援実施        | 1月      |
| （5）介護助手導入に向けた普及啓発   | 通年      |

## 生活保護訴訟の上告の提起について

下記事件について、東京高等裁判所において判決があったが、最高裁判所の判断を仰ぐ必要があるため、上告の提起を行った。

### 1 事件名

生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求控訴事件

### 2 原告 大田区民1名ほか27名

被告 大田区ほか（都下17区市）

### 3 事件の概要

国の告示に基づき、区福祉事務所が一審原告に対して行った生活保護法に基づく平成25年7月22日付け、平成26年3月12日付け及び平成27年3月27日付けの生活保護変更（減額）決定処分（以下「決定処分」という。）は、憲法第25条、生活保護法第3条及び第8条等に反した生活保護基準改定を前提としてなされた違憲・違法なものであるとして、一審原告が決定処分の取消し及び国への損害賠償を求めた。

### 4 東京高等裁判所の判決

令和7年3月27日、東京高等裁判所は、決定処分を取り消し、損害賠償請求を棄却した。

### 5 最高裁判所への上告

令和7年4月9日、最高裁判所へ上告の提起を行った。

健康福祉委員会 令和7年4月15日
健康政策部 資料9番
所管 健康医療政策課

おおた健康プラン(第四次)策定のためのアンケート調査結果  
及び計画策定について

1 調査概要

対象者	対象数	回収数	回収率
大田区在住の18歳以上の男女	4,000	1,243	31.1%
大田区在住の小学6年生	1,300	616	47.4%

2 結果概要

別紙のとおり

3 次期計画の策定

これまでの健康施策の評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、健康寿命の更なる延伸を図るため、令和8年度から令和19年度の今後12年間の健康政策の指針となるおおた健康プラン(第四次)を策定する。

時期(予定)	項目
令和7年5月以降	おおた健康プラン推進会議(年3回程度)
令和7年11月から12月頃	パブリックコメント、区民説明会
令和8年1月から2月頃	パブリックコメント実施結果等を踏まえた計画案策定
令和8年3月末	計画決定

## アンケート概要

本調査は、区民の健康に関する意識や習慣などを把握し、平成31年3月に策定した「おおた健康プラン(第三次)」の評価及び次期計画策定のための基礎資料とすることを目的として、令和6年度に調査を実施しました。

### ■項目別の主な内容

前回のアンケート調査(平成29年度に実施)から一定の変化があった項目、新たな項目、今後の取組につながる項目等を一部抜粋しました。

※記載がない限り、健康に関するアンケートの結果を掲載。

#### 1 あなた自身について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
1	身長・体重	○男性では、「肥満」がすべての年代で増加しており、特に30歳代で前回調査より7.3ポイント、80歳以上で前回調査より9.0ポイント増加している。	17

#### 2 健診・検診について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
2	健診の受診状況(加入している健康保険の健診、職場の健診、人間ドッグなど)	○「受けた」は、20歳代の男性で80.0%、女性で87.5%と、前回調査(男性:63.5%、女性:68.6%)から増加している。	20

#### 3 食生活について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
3	朝食の摂取状況	【区民】 ○「毎日とっている」は71.8%を占めている。前回調査(72.0%)からほぼ横ばいとなっている。	46
		【小学6年生】 ○「いつも食べる(週に5日以上)」が91.2%を占める。	163

#### 4 健康づくりについて

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
4	健康状態 (主観的健康感)	<p>【区民】</p> <p>○「とてもよい」と「よい」を合わせた《よい(計)》が55.9%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた《よくない(計)》が14.3%となっている。</p> <p>○《よい(計)》は健診を受けた方が57.6%と受けていない方(50.0%)よりも7.6ポイント高くなっている。</p> <p>【小学6年生】</p> <p>○「とてもよい」が39.1%で最も高く、《よい(計)》は77.6%となっている。</p>	61  150
5	運動の状況	<p>【区民】</p> <p>○1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上している人の割合は45.0%で、前回調査より10.8ポイント高くなっている。</p> <p>【小学6年生】</p> <p>○学校の体育の時間以外での運動の頻度は「週に1～2日くらい」が36.9%で最も高く、次いで「週に3日以上」が30.2%となっている。</p>	69  148

#### 5 妊娠・出産について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
6	妊娠・出産に関する相談場所の認知度	○「産婦人科」が56.8%、「保健所(地域健康課)」が42.3%となっている。	82

#### 6 こころの健康について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
7	睡眠による休養の状況	○「十分とれている」と「まあまあとれている」を合わせた《とれている(計)》は68.6%を占めている。	88

#### 7 自殺対策について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
8	こころの健康や自殺に関する相談先	<p>○「医療機関」が49.2%と最も高い。</p> <p>○「知っているものはない」は27.4%を占めている。</p>	97

## 8 アルコール・たばこについて

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
9	1日あたりの飲酒量	<p>○「日本酒にして0.5合くらい」は14.9%（前回調査11.3%）、「日本酒にして1合くらい」は12.7%（前回調査13.0%）であり、前回調査より減少している。</p> <p>○「飲酒の習慣はない」は全体で55.1%を占めており、女性（63.9%）が男性（43.8%）を大きく上回っている。この傾向は前回調査（全体54.3%、男性39.6%、女性65.0%）から大きな変化はない。</p>	99
10	喫煙状況	<p>○「現在吸っている」が9.3%で前回調査より6.8ポイント低くなっている。</p> <p>○「現在吸っている」は男性（16.0%）が女性（4.1%）を11.9ポイント上回っているが、前回調査（男性25.0%、女性9.7%）からは減少している。</p>	101

## 9 歯の健康について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
11	デンタルフロスや歯間ブラシの使用状況（週1回以上）	<p>○「使用している」は56.0%と前回調査より8.1ポイント増加している。</p>	108

## 10 感染症対策について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
12	感染症予防策の実践状況	<p>○「調理前、食事前、トイレの後などに手洗いまたは消毒をしている」が88.4%、「咳・くしゃみなどの症状があるときに咳エチケットをしている」は85.6%となっている。</p>	119

## 11 地域医療について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
13	かかりつけの有無	<p><b>【かかりつけ医】</b></p> <p>○「いる」は67.4%で、前々回調査以降増加傾向がみられる（前々回60.2%、前回62.5%）。</p> <p><b>【かかりつけ歯科医】</b></p> <p>○「いる」は70.8%を占めており、女性（74.3%）が男性（66.9%）</p>	122

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
		を7.4ポイント上回っている。前回調査（全体67.5%、男性63.4%、女性70.5%）から増加している。 【かかりつけ薬局】 ○「いる」は56.4%で、前々回調査以降増加傾向がみられる（前々回44.0%、前回48.3%）。	
14	緊急医療救護所の認知度	○「知っている」は11.7%、「知らない」は86.9%を占めている。前回調査（16.2%）から減少している。 ○20歳代以下～50歳代で「知らない」が9割前後を占めており、若年層での認知度が低い傾向がみられる。	131

## 12 生活衛生対策について

No.	項目	主な内容	報告書 記載頁
15	食品衛生の注意点	○「生の肉・魚に触った後には手を洗う」が77.3%、「肉の生食はしない」が72.6%と7割台となっている。 ○「生の肉・魚に触った後には手を洗う」、「肉の生食はしない」、が前回調査より12.0ポイント上回っている。	133

健康福祉委員会 令和7年4月15日
健康政策部 資料10番
所管 感染症対策課

## 令和7年度予防接種の新規事業について

### 1 帯状疱疹予防接種（定期接種）

令和7年4月から予防接種法のB類疾病に位置づけられたため、定期接種を開始する。

#### （1）対象者

- ・65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方  
※100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象
- ・60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害者手帳をお持ちの方（1～4級）

#### （2）自己負担額

- ・生ワクチン（ビケン） 4,000円
- ・不活化ワクチン（シングリックス） 11,000円×2回まで

#### （3）接種場所

23区内の実施医療機関

※入院・入所等のやむを得ない事情がある場合は、事前に申請したうえで23区外での接種も可能

#### （4）予診票

区から対象者に個別送付

### 2 おたふくかぜ予防接種費用助成事業（任意接種）

子育て世代への経済的負担の緩和及び集団感染リスクの高いこどもの健康の保持・増進を図るため、助成事業を開始する。

#### （1）対象者

大田区に住民票のある1歳以上6歳以下（小学校就学前）の乳幼児

#### （2）助成額

3,000円×2回まで

#### （3）接種場所

大田区内の実施医療機関

#### （4）予診票

実施医療機関に備え付け